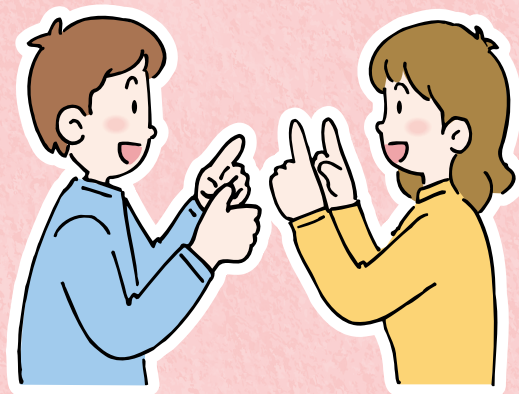


障害のある人もない人も、
誰もが相互に人格と個性を尊重し、
安心して暮らすことのできる
地域社会の実現を目指して

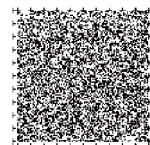


上尾市 障害者支援計画

第3期上尾市障害者計画
第7期上尾市障害福祉計画
第3期上尾市障害児福祉計画



令和6年3月
上尾市



第3期上尾市障害者計画・第7期上尾市障害福祉計画・ 第3期上尾市障害児福祉計画策定にあたって

近年、障害児・障害者を取り巻く環境は大きく変化し、障害福祉サービスのニーズも複雑多様化しています。

わが国においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正など、様々な見直しが行われてきました。

上尾市では、「障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指して、サービス提供体制の確保のほか、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、夜間緊急時の相談や受け入れ等に対応した地域生活支援拠点等の機能の充実、地域の相談支援体制の充実・強化に取り組んでいます。

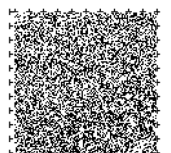
この度、「第2期上尾市障害者計画」、「第6期上尾市障害福祉計画」及び「第2期上尾市障害児福祉計画」が令和5年度に最終年度を迎えたことから、社会情勢の変化に対応するため、本市の取り組みを点検し、市民のニーズの把握を行いながら、支援体制の整備についての検討などを盛り込んだ「第3期上尾市障害者計画」、「第7期上尾市障害福祉計画」及び「第3期上尾市障害児福祉計画」を策定しました。

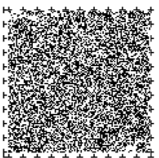
令和6年度から、本計画に基づき、市民の皆さまをはじめ、関係団体や事業者の方々と連携して、障害福祉施策の推進に努めてまいります。皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、審議を重ね、貴重なご意見やご提案をいただきました上尾市障害福祉施策推進委員会委員の皆さま、アンケート調査や市民コメントにご協力いただきました多くの市民や関係団体、事業所、関係者の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

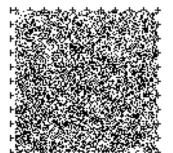
上尾市長 畠山 稔





目 次

第1章 計画策定の概要.....	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定趣旨	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象	7
5 「障害者等」の定義	7
6 計画の策定体制	8
第2章 障害者・障害児を取り巻く状況.....	9
第2章 障害者・障害児を取り巻く状況	11
1 人口構造	11
2 障害者・障害児の現状	12
3 アンケートから見える現状	27
4 まとめ	41
第3章 計画の基本的方向.....	45
第3章 計画の基本的方向	47
1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 重要視点	49
4 施策の展開（体系図）	51
5 実施事業	52
第4章 障害者・障害児施策の推進 —第3期上尾市障害者計画から—.....	61
第4章 障害者・障害児施策の推進 — 第3期上尾市障害者計画 —.....	63
1 基本姿勢	63
2 人権の尊重（基本目標1）	63
3 安心・安全の確保（基本目標2）	71
4 生活支援施策の充実（基本目標3）	80
5 療育・教育体制の充実（基本目標4）	108
6 地域社会への参加促進（基本目標5）	119



第5章 障害者支援事業の円滑な実施	127
第5章 障害者支援事業の円滑な実施（基本目標6）	129
1 概要.....	129
2 障害福祉サービス等の事業体系.....	131
3 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標の進捗状況.....	132
4 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の成果目標.....	142
5 障害福祉サービス等の見込み量及び確保のための方策.....	150
6 地域生活支援事業の見込み量及び確保のための方策.....	164
7 障害児通所支援等の見込み量及び確保のための方策.....	173
8 発達障害者等に対する支援の見込み量及び確保のための方策.....	177
第6章 計画の推進	179
第6章 計画の推進.....	181
1 計画の推進体制.....	181
2 計画策定の進行管理.....	182
3 情報提供の充実.....	182
資料編	183
1 上尾市障害福祉施策推進委員会条例	185
2 上尾市障害福祉施策推進委員会委員名簿	187
3 計画の策定経過	188

※「障害」の表記について

本計画は、国の「障害者基本計画(第5次)」、埼玉県の「第6期障害者支援計画」を参酌した上で策定しています。

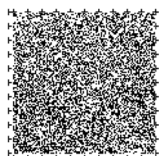
国と県は、計画の中で「障害」の表記を用いていることから、本計画もこれに倣い、「障害」の表記を用いています。

音声コード「Uni-Voice」(ユニボイス)

文字情報を二次元コードに変換したものです。

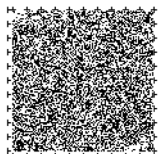
スマートフォン等のアプリ、または専用の読み取り装置を利用して、

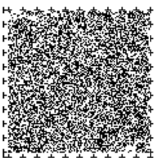
文字情報を音声で聞くことができます。



第 1 章

計画策定の概要





第1章 計画の概要

1 計画策定趣旨

我が国の障害者施策に関する基本法としての位置づけを有する「障害者基本法」は、平成23年の改正において障害当事者の参画の下で検討が進められました。そして、平成19年に我が国が署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。

その後、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行されました。

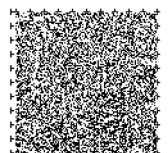
上尾市（以下、「本市」という。）では、平成30年3月に「第2期上尾市障害者計画」（計画期間：平成30年～令和5年度）を策定し、「障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を計画の理念に掲げ、障害者の暮らしを支える施策を展開してきました。

また、障害福祉サービス等の見込量や目標値を定めた「第6期上尾市障害福祉計画」（計画期間：令和3年～令和5年度）、障害児通所支援等の見込量や目標値を定めた「第2期上尾市障害児福祉計画」（計画期間：令和3年～令和5年度）を策定し、障害福祉の推進を図ってきました。

しかし、障害者の人数は増加傾向にあり、急激な社会構造の変化、障害者や家族などの高齢化、障害の重度化・重複化などに起因した課題も生じています。

さらに、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取組をより一層推進していくことが求められています。

「第2期上尾市障害者計画」及び「第6期上尾市障害福祉計画」、「第2期上尾市障害児福祉計画」がその目標年次を迎えたことから、近年の障害者制度の動向等社会情勢の変化を踏まえながら、この間の本市の取組を点検するとともに、市民のニーズを再度把握し、新たに「第3期上尾市障害者計画」及び「第7期上尾市障害福祉計画」、「第3期上尾市障害児福祉計画」を策定するものです。



2 計画の性格

(1) 障害者計画

障害者基本法に基づき、本市における障害者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国及び県の障害者計画を基本とし、さらに、本市における障害者の現況を踏まえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、本市の障害者施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

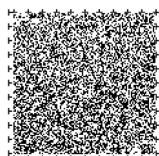
(2) 障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。「障害福祉計画」は、「障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的方策を定めるものであり、「障害者計画」に内包されるものとして位置づけ、一体的に策定します。

(3) 障害児福祉計画

平成 28 年 5 月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた障害児福祉サービスの具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。

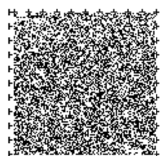
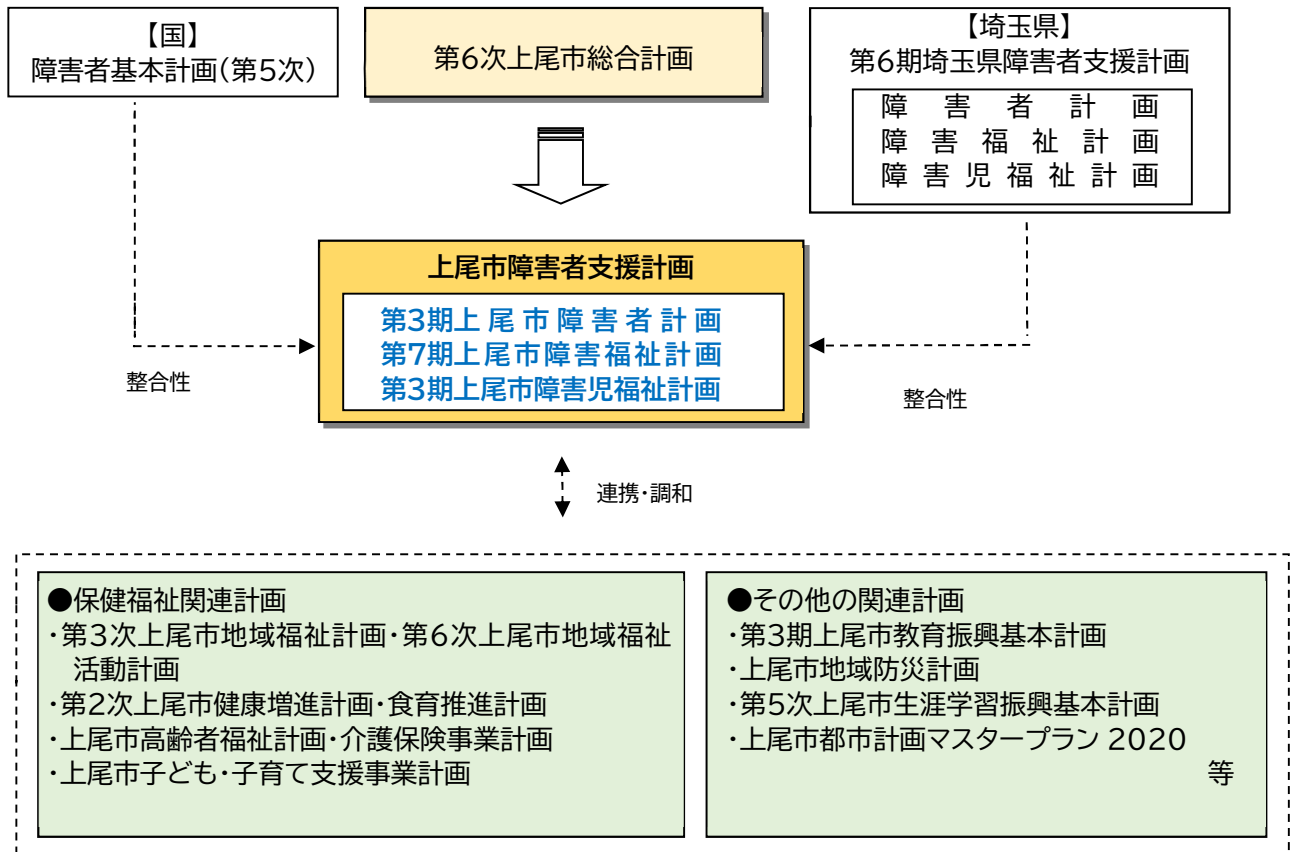
計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障害者計画	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障害者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障害福祉計画	障害者総合支援法第 88 条 1 項	障害者(児)施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障害児福祉計画	児童福祉法 第 33 条の 20		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの



(4) 関連計画との整合性

本計画の策定に当たっては、国の策定する『障害者基本計画(第5次)』、厚生労働省告示『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』及び『第6期埼玉県障害者支援計画』との整合性を図ります。

また、市の最上位計画である『第6次上尾市総合計画』や『第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画』などの各種関連計画と連携・調和がとれたものとしします。



3 計画の期間

(1) 障害者計画

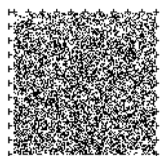
「第3期上尾市障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とします。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
障害者計画	第2期						第3期					
障害者福祉計画	第5期		第6期			第7期		次期計画				
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期		次期計画				
国の計画	障害者基本計画(第4次) (平成30年度～令和4年度)					障害者基本計画(第5次) (令和5年度から令和9年度)					次期計画	



4 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障害者が地域社会で自立を目指し、積極的な社会参加を進めるためには、地域において障害者に対する理解と認識を深めることが重要です。

そのため、本計画は、障害の有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。

5 「障害者等」の定義

この計画において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）の他、難病、その他の心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を対象とし、障害者やその家族、地域社会への働きかけも含めた施策を推進します。

障害者基本法では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」をいいます。

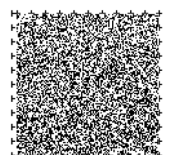
障害者総合支援法では、障害者とは「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病等 のうち 18 歳以上の人」をいい、また、障害児とは「児童福祉法に規定する障害児」をいいます。

発達障害者支援法では、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」として政令で定めており、発達障害者とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける人」をいい、発達障害児とは、「発達障害者のうち 18 歳未満の人」をいいます。

※社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※難病等：治療法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令により 338 疾病(令和 6 年 4 月 1 日から 341 疾病) が指定されている。

※高次脳機能障害：脳の損傷や脳血管疾患、脳の変性疾患などによって、大脳の皮質がつかさどっている言語、思考、記憶、行為遂行といった高次元の認知機能が障害を受けた状態であり、(若年性含む) 認知症を含む器質性精神障害でもあることから、精神障害に含まれる。



6 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、計画に盛り込まれる障害者・障害児に対する各種サービスや支援協力体制などが、障害者・障害児のみならず、地域社会全体に関わることから、市民の計画策定への参加や、市民に対する計画内容についての周知が求められています。

そこで、障害者や関連団体等の他、幅広く市民等の意見を計画に反映させることに努めます。

(1) 上尾市障害福祉施策推進委員会

本計画の策定に当たっては、市民や関係者の幅広い意見を集約できるよう、学識経験者、障害者福祉の事業に従事する者、障害者団体の代表者及び障害者福祉に関する関係機関の職員により構成される「上尾市障害福祉施策推進委員会」において、計画策定に対する意見聴取、協議及び検討を行います。

(2) 市民アンケート調査の実施

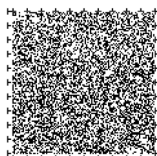
障害者・障害児等の意見を計画に反映させるため、市内の障害者・障害児及び一般市民に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(3) 事業所アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害福祉サービス事業所等の運営状況・課題・要望等を把握し、本計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

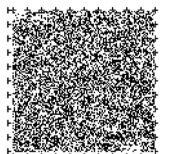
(4) 市民コメント制度（パブリックコメント）による意見募集

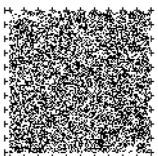
市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見の概要と、その意見に対する市の考え方をホームページ等で公表するとともに、意見を反映しました。



第 2 章

障害者・障害児を取り巻く状況

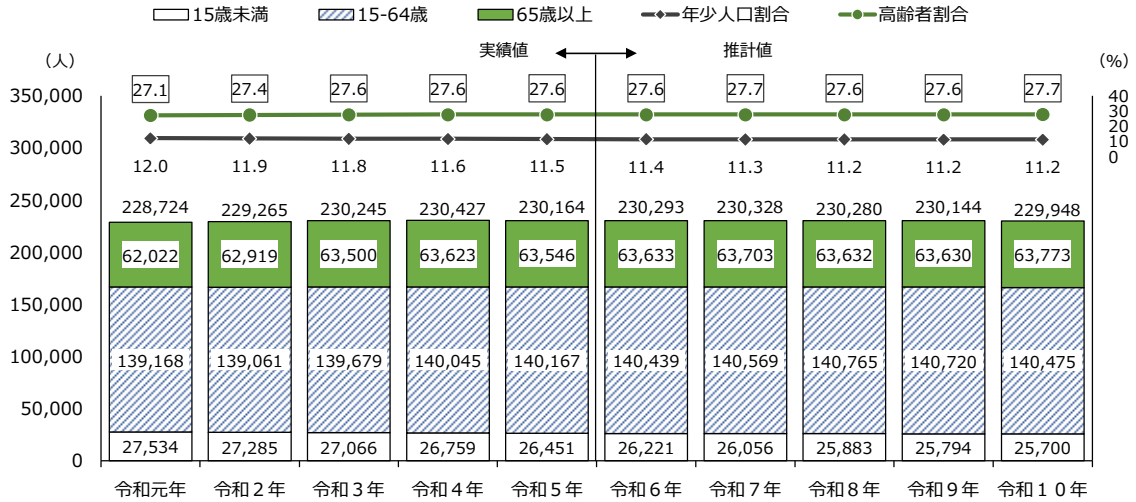




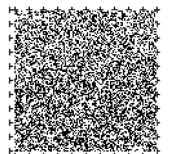
第2章 障害者・障害児を取り巻く状況

1 人口構造

本市の人口は、15～64歳までの生産年齢人口と65歳以上の高齢者が緩やかに推移している一方で、15歳未満の年少人口は減少しています。今後、生産年齢人口は令和8年をピークに減少基調に入っている中、高齢者人口は増えることが見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）、令和6年以降はコーホート要因法による推計値



2 障害者・障害児の現状

(1) 身体障害者手帳所持者

①等級別

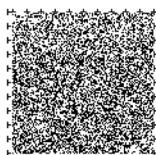
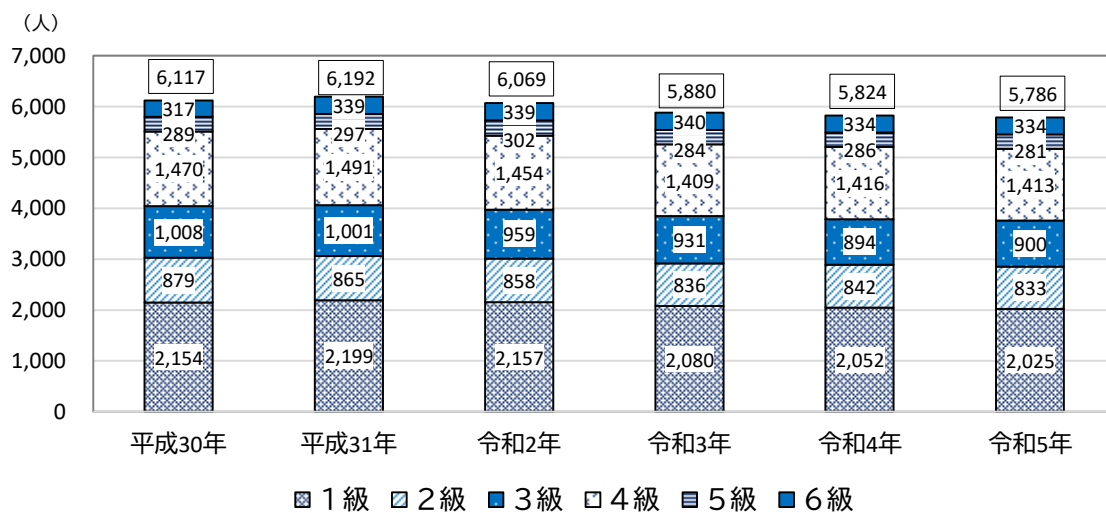
身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害手帳所持者については、1級が最も多く、1・2級の重度障害が約半数を占めています。

単位：人

等級	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	2,154	2,199	2,157	2,080	2,052	2,025
2級	879	865	858	836	842	833
3級	1,008	1,001	959	931	894	900
4級	1,470	1,491	1,454	1,409	1,416	1,413
5級	289	297	302	284	286	281
6級	317	339	339	340	334	334
総数	6,117	6,192	6,069	5,880	5,824	5,786

※各年4月1日現在



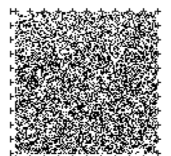
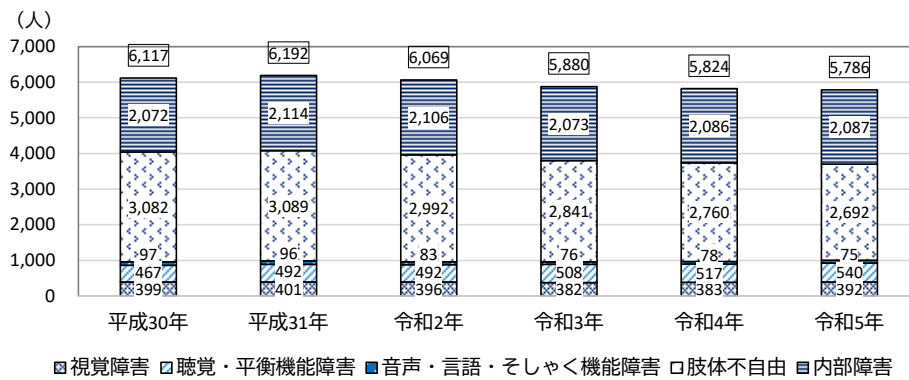
②障害別

身体障害者手帳所持者を障害別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、次に多い「内部障害」と合わせると8割を超えています。また、「聴覚・平衡機能障害」が増加傾向にあります。

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	399	401	396	382	383	392
聴覚・平衡機能障害	467	492	492	508	517	540
音声・言語・そしゃく機能障害	97	96	83	76	78	75
肢体不自由	3,082	3,089	2,992	2,841	2,760	2,692
内部障害	2,072	2,114	2,106	2,073	2,086	2,087
総数	6,117	6,192	6,069	5,880	5,824	5,786

※各年4月1日現在



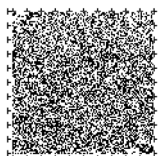
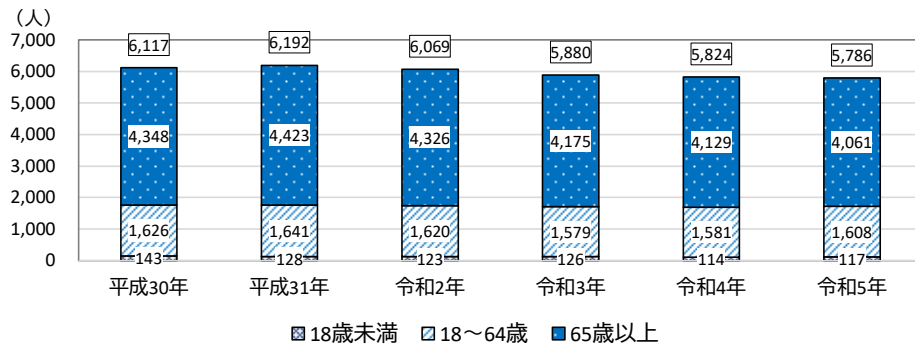
③年齢別

身体障害者手帳所持者を年齢別で見ると、手帳所持者の7割が65歳以上です。また、18歳未満は減少傾向、18～64歳は1,600人前後で推移していますが、65歳以上では平成31年をピークに減少傾向にあります。

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	143	128	123	126	114	117
18～64歳	1,626	1,641	1,620	1,579	1,581	1,608
65歳以上	4,348	4,423	4,326	4,175	4,129	4,061
総数	6,117	6,192	6,069	5,880	5,824	5,786

※各年4月1日現在



(2) 療育手帳所持者

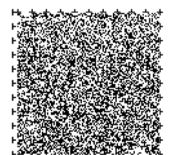
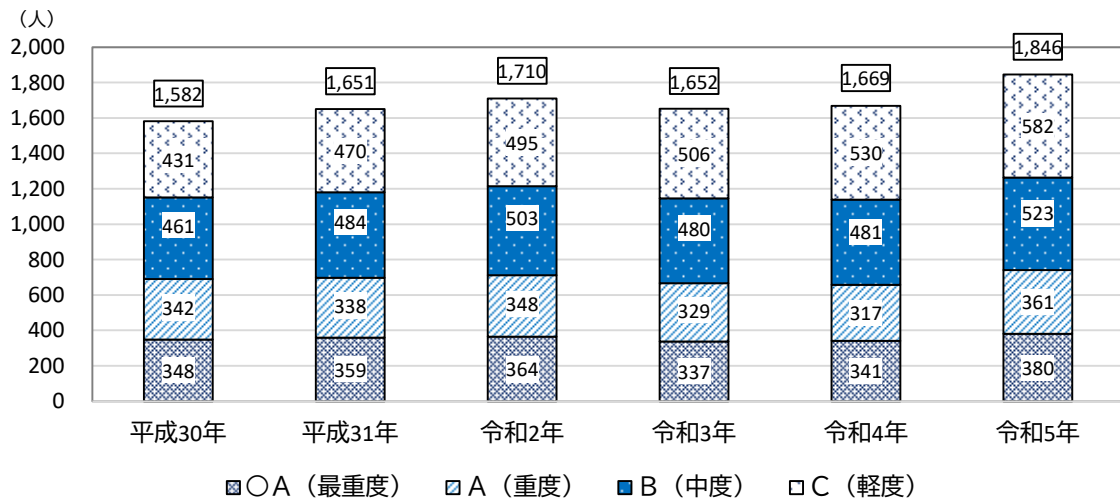
①等級別

療育手帳所持者数は年々増加しています。等級別にみると、令和5年時点で最も多いのは「C（軽度）」の手帳となっています。また、「B（中度）」は令和3年から令和4年にかけて減少しましたが、再び増加しています。「C（軽度）」と「B（中度）」を合わせると、手帳所持者の約6割を占めています。

単位：人

等級	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
○ A（最重度）	348	359	364	337	341	380
A（重度）	342	338	348	329	317	361
B（中度）	461	484	503	480	481	523
C（軽度）	431	470	495	506	530	582
総数	1,582	1,651	1,710	1,652	1,669	1,846

※各年4月1日現在



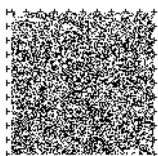
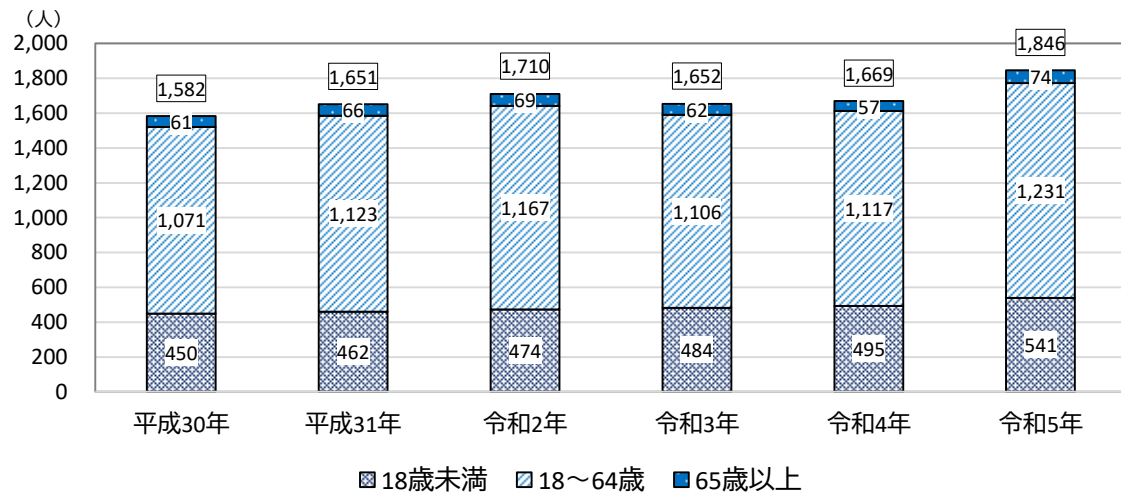
②年齢別

療育手帳所持者はすべての年代で増加しています。

単位：人

等級	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	450	462	474	484	495	541
18～64歳	1,071	1,123	1,167	1,106	1,117	1,231
65歳以上	61	66	69	62	57	74
総数	1,582	1,651	1,710	1,652	1,669	1,846

※各年4月1日現在



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

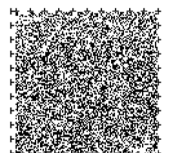
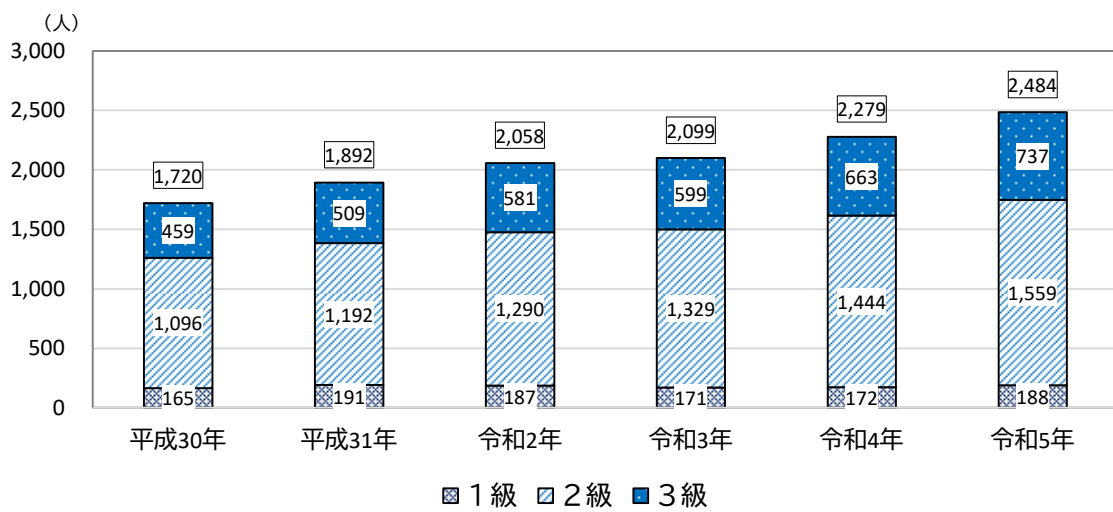
①等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「2級」及び「3級」の手帳所持者の伸び率が大きく、総数も増加しています。

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	165	191	187	171	172	188
2級	1,096	1,192	1,290	1,329	1,444	1,559
3級	459	509	581	599	663	737
総数	1,720	1,892	2,058	2,099	2,279	2,484

※各年4月1日現在



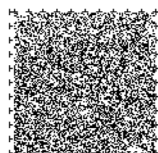
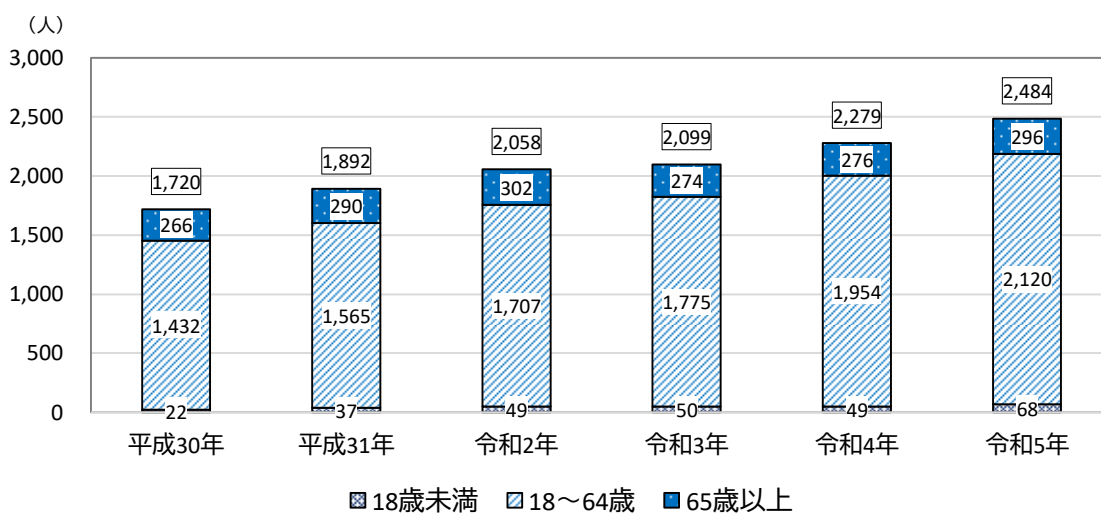
②年齢別

精神保健福祉手帳所持者は、18歳未満と18～64歳の増加が顕著となっています。65歳以上では令和2年をピークに減少した後、令和5年に再び増加しています。

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	22	37	49	50	49	68
18～64歳	1,432	1,565	1,707	1,775	1,954	2,120
65歳以上	266	290	302	274	276	296
総数	1,720	1,892	2,058	2,099	2,279	2,484

※各年4月1日現在



(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者

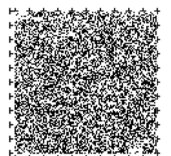
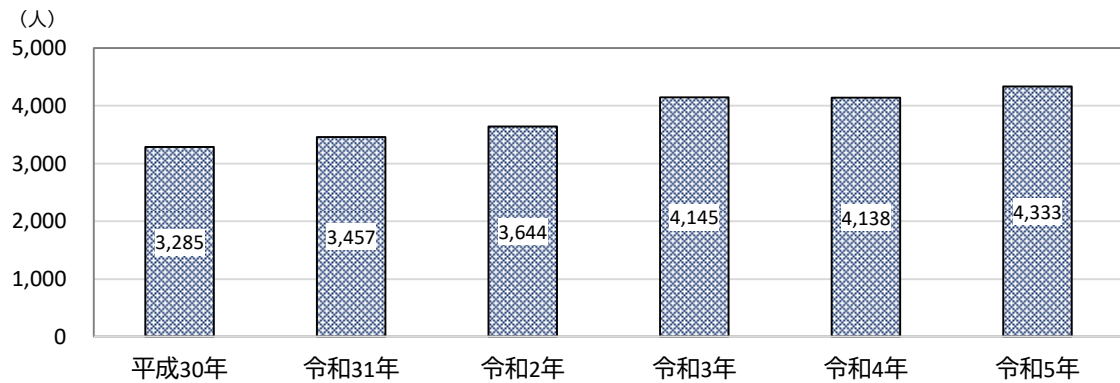
①受給者数

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和3年に大幅に増加しました。翌令和4年は微減でしたが、令和5年では再び増加しています。

単位：人

区分	平成30年	令和31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	3,285	3,457	3,644	4,145	4,138	4,333

※各年4月1日現在



(5) 各種医療給付事業受給者

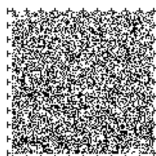
各種医療給付事業受給者数について、「指定難病」受給者、県単独指定難病と先天性血液凝固因子欠乏症等が微増していますが、小児慢性特定疾病は減少していることから、全体として受給者数は令和4年以降横ばいとなっています。

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病 ^{※1}	1,451	1,489	1,522	1,693	1,734	1,748
特定疾患 ^{※2}	2	2	1	1	1	1
県単独指定難病 ^{※3}	6	5	6	7	6	7
先天性血液凝固因子欠乏症等 ^{※4}	7	7	8	8	9	10
小児慢性特定疾病 ^{※5}	245	250	241	237	246	229
合計	1,711	1,753	1,778	1,946	1,996	1,995

資料：埼玉県鴻巣保健所（各年3月31日時点）

- ※1 原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といいます。令和3年11月1日に新たな医療助成の対象となる6疾病の追加が行われ、指定難病に係る医療給付の対象疾病は合計で338疾病（令和6年4月1日から3疾病が追加となり341疾病）になりました。
- ※2 対象となる疾患は、スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎。
- ※3 対象となる疾患は、橋本病、特発性好酸球増多症候群（好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く。）、原発性骨髄線維症、溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。）。
- ※4 対象となる疾患は、①第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症、②第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症、③第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症、④第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症、⑤第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）、⑥第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）、⑦第Ⅹ因子（スチュアートプラウア）欠乏症、⑧第Ⅺ因子（PTA）欠乏症、⑨第Ⅻ因子（ハイグマン因子）欠乏症、⑩第ⅫⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症、⑪von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病、⑫血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症。
- ※5 児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾患のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性児童等の御家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。対象となる疾病は国が指定した16疾患群788疾病です。各疾病には、一定の対象基準（疾病の状態の程度）が設けられています。



(6) 障害者手帳所持者数等の見込数の推移

①身体障害者手帳所持者

令和5年では5,786人でしたが、令和8年には5,655人、令和11年には5,528人になると見込まれます。

単位：人

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
65歳未満	1,699	1,673	1,647	1,622	1,597	1,573
65歳以上	4,043	4,025	4,008	3,990	3,972	3,955
総数	5,742	5,698	5,655	5,612	5,569	5,528

※各年4月1日時点

※算出方法：過去8年分の実績値から変化率を算出し、変化率の平均値を求め、人口推計にかけ合わせました。

②療育手帳所持者

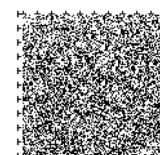
令和5年では1,846人でしたが、令和8年には2,062人、令和11年には2,304人になると見込まれます。

単位：人

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
療育手帳所持者	1,915	1,987	2,062	2,140	2,220	2,304

※各年4月1日時点

※算出方法：過去8年分の実績値から変化率を算出し、変化率の平均値を求め、人口推計にかけ合わせました。



③精神障害者保健福祉手帳所持者

令和5年では2,484人でしたが、令和8年には3,057人、令和11年には3,761人になると見込まれます。

単位：人

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
精神障害者保健福祉手帳所持者	2,662	2,852	3,057	3,275	3,510	3,761

※各年4月1日時点

※算出方法：過去8年分の実績値から変化率を算出し、変化率の平均値を求め、人口推計にかけ合わせました。

④自立支援医療（精神通院医療）受給者

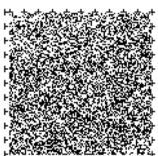
令和5年では4,333人でしたが、令和8年には5,137人、令和11年には6,090人になると見込まれます。

単位：人

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
受給者数	4,586	4,854	5,137	5,437	5,754	6,090

※各年4月1日時点

※算出方法：過去8年分の実績値から変化率を算出し、変化率の平均値を求め、人口推計にかけ合わせました。



(7) 市内の特別支援学級数と児童・生徒数

①学級数

市内の特別支援学級数は、小学校では令和2年まで横ばいとなっていたましたが、近年では、小学校、中学校ともに、微増傾向です。

単位：学級

区分		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	知的	25	23	22	26	26	27
	肢体	0	0	0	0	0	0
	情緒	23	24	25	25	25	26
	計	48	47	47	51	51	53
中学校	知的	7	7	9	9	9	11
	肢体	1	1	1	1	1	0
	情緒	9	9	10	10	11	12
	計	17	17	20	20	21	23
合計		65	64	67	71	72	76

資料：学務課（各年5月1日時点）

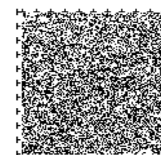
②児童・生徒数

特別支援学級に通う児童・生徒数は年々増加傾向にあります。特に小学校の児童の増加が顕著となっています。

単位：人

区分		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	知的	95	109	114	134	130	131
	肢体	0	0	0	0	0	0
	情緒	99	102	102	105	115	130
	計	194	211	216	239	245	261
中学校	知的	38	36	43	40	46	56
	肢体	1	1	1	1	1	0
	情緒	38	42	43	46	49	48
	計	77	79	87	87	96	104
合計		271	290	303	326	341	365

資料：学務課（各年5月1日時点）



(8) 市内在住者の通級指導教室の学級数と児童・生徒数

①学級数

令和5年5月1日時点で、小学校は2校、中学校は1校の通級指導教室を設置しています。
学級数は横ばいとなっています。

単位：学級

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	発達・情緒	2	2	2	2	2	2
	難聴・言語	3	4	3	3	3	3
	計	5	6	5	5	5	5
中学校	発達・情緒	1	1	1	1	1	1
	難聴・言語	1	0	0	0	0	0
	計	2	1	1	1	1	1
合計		7	7	6	6	6	6

資料：教育センター（各年5月1日時点）

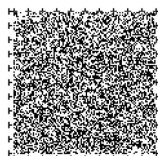
②児童・生徒数

通級指導教室を利用する児童・生徒数は、令和2年をピークに微減傾向です。

単位：人

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	発達・情緒	15	21	32	34	34	32
	難聴・言語	40	40	65	52	46	50
	計	55	61	97	86	80	82
中学校	発達・情緒	4	9	13	16	16	14
	難聴・言語	10	0	0	0	0	0
	計	14	9	13	16	16	14
合計		69	70	110	102	96	96

資料：平成30年～令和2年指導課、令和3年～令和5年学務課（各年5月1日時点）



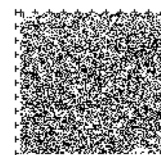
(9) 県立特別支援学校に就学する上尾市在住の生徒数

県立特別支援学校に就学する生徒数は、全体として令和3年以降、増加の傾向にあります。「小学部」の児童の増加が顕著となっています。

単位：人

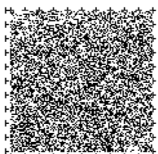
		平成 30年	31年	令和 2年	3年	4年	5年	
特別 支援 学校	幼稚園部	視覚障害	2	1	0	0	1	1
		聴覚障害	2	2	4	3	1	1
		病弱	0	0	0	0	0	0
		肢体不自由	0	0	0	0	0	0
		知的障害	0	0	0	0	0	0
		合計	4	3	4	3	2	2
	小学部	視覚障害	2	3	3	3	3	3
		聴覚障害	3	4	3	6	7	8
		病弱	3	5	4	3	4	2
		肢体不自由	15	15	13	19	20	23
		知的障害	51	64	68	70	78	87
		計	74	91	91	101	112	123
	中学部	視覚障害	1	0	1	1	1	0
		聴覚障害	1	1	2	2	2	2
		病弱	7	1	4	2	3	6
		肢体不自由	16	8	9	4	5	5
		知的障害	26	25	27	26	36	40
		計	51	35	43	35	47	53

資料：埼玉県特別支援教育課（各年5月1日時点）



			平成 30年	31年	令和 2年	3年	4年	5年
特別 支援 学校	高等 部	視覚障害	2	3	2	2	0	1
		聴覚障害	1	1	1	2	1	2
		病弱	0	0	0	0	0	0
		肢体不自由	21	21	16	13	8	10
		知的障害	111	91	78	90	84	98
		計	135	116	97	107	93	111
	高等 専 攻 科	視覚障害	2	2	1	1	1	2
		聴覚障害	0	0	0	0	0	0
		病弱	0	0	0	0	0	0
		肢体不自由	0	0	0	0	0	0
		知的障害	0	0	0	0	0	0
		計	2	2	1	1	1	2
合計			266	247	236	247	255	291

資料：埼玉県特別支援教育課（各年5月1日時点）



3 アンケートから見える現状

アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、障害者・障害児等の意見を反映させるため、市内の障害者・障害児及び一般市民、障害福祉サービス等に携わる事業所に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

①市民アンケート

【調査時期】令和4年11月1日から令和4年11月30日

【調査対象】市内在住のそれぞれの調査対象から無作為抽出した市民

【調査方法】郵送配布・回収

調査対象	配布数	回収数（率）
ア.身体障害者手帳所持者	1,100	666（60.5%）
イ.療育手帳所持者	300	168（56.0%）
ウ.精神障害者保健福祉手帳所持者	350	169（48.2%）
エ.難病患者	200	121（60.5%）
オ.障害児（保護者）	150	82（54.6%）
カ.一般市民	900	376（41.7%）
計	3,000	1,582（52.7%）

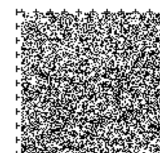
②事業所アンケート

【調査時期】令和5年8月16日から令和5年8月28日

【調査対象】令和3年度以降に利用実績がある上尾市内の事業所

【調査方法】メール配布・回収

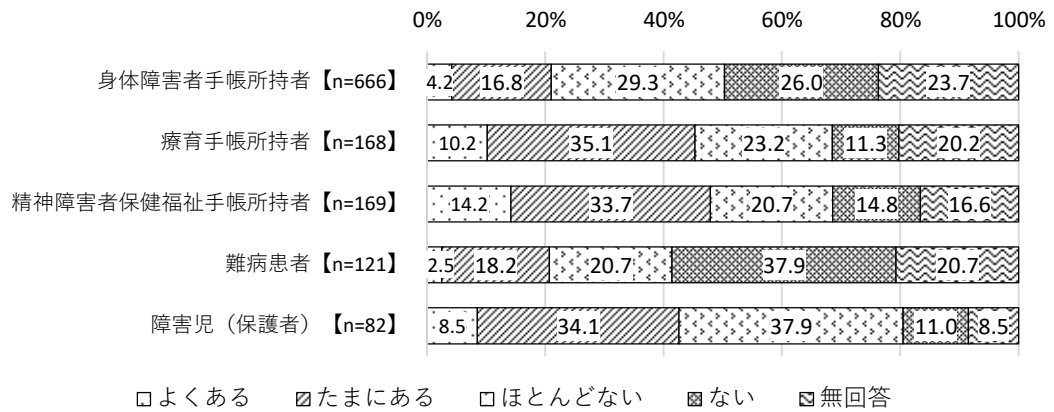
調査対象	事業者数	回収数（率）
事業所	152	101（66.4%）



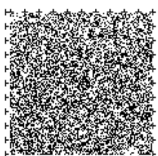
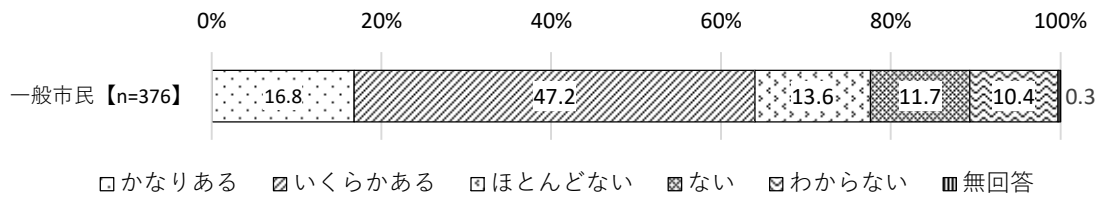
(1) 人権の尊重

① 差別や偏見

「差別や偏見を感じること」について、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「障害児（保護者）」では、『ある（「よくある」、「たまにある」の合計）』の回答が多くなっています。



「一般市民」では、「障害のある人への差別・偏見」について、『ある（「かなりある」と「いくらかある」の合計）』の回答が6割を超えています。



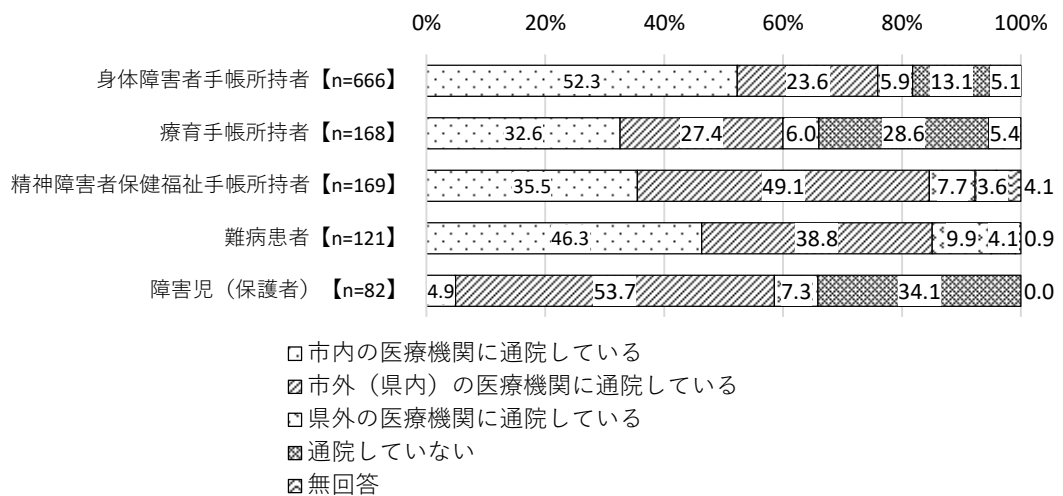
(2) 安心・安全の確保

①定期的な通院

回答者の半数以上の方が定期的に通院していることが分かります。

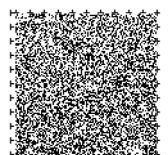
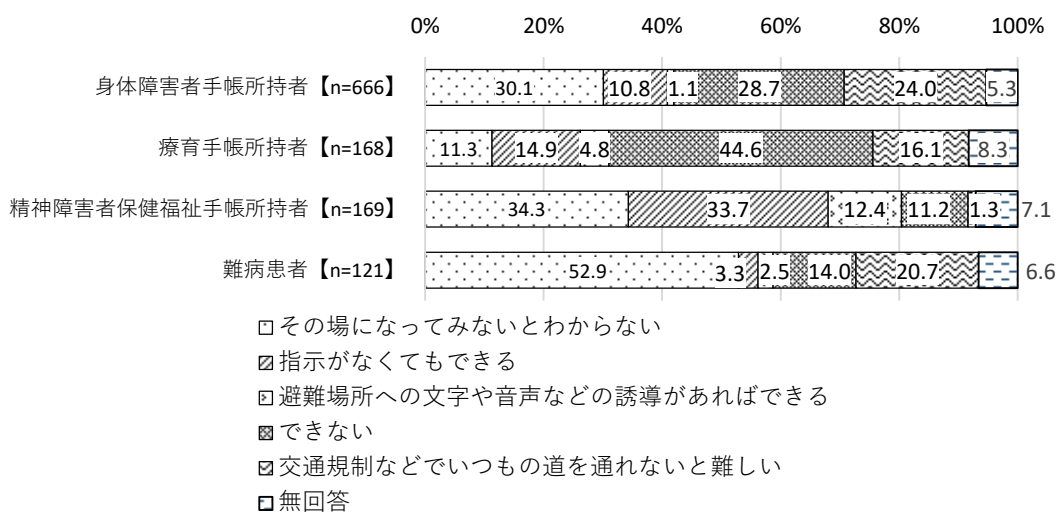
「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「難病患者」、「身体障害者手帳所持者」では、定期的に通院している人の割合が高い傾向となっています。その一方で、「療育手帳所持者」と「障害児（保護者）」では、定期的に通院している人の割合は低くなっています。

また、障害特性に応じた専門性の高い医療が求められていることから、市外・県外の医療機関まで通院している人がいます。そのため、通院のための移動手段の確保が課題となります。



②災害時に一人で避難できるか

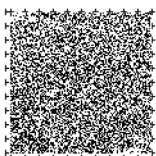
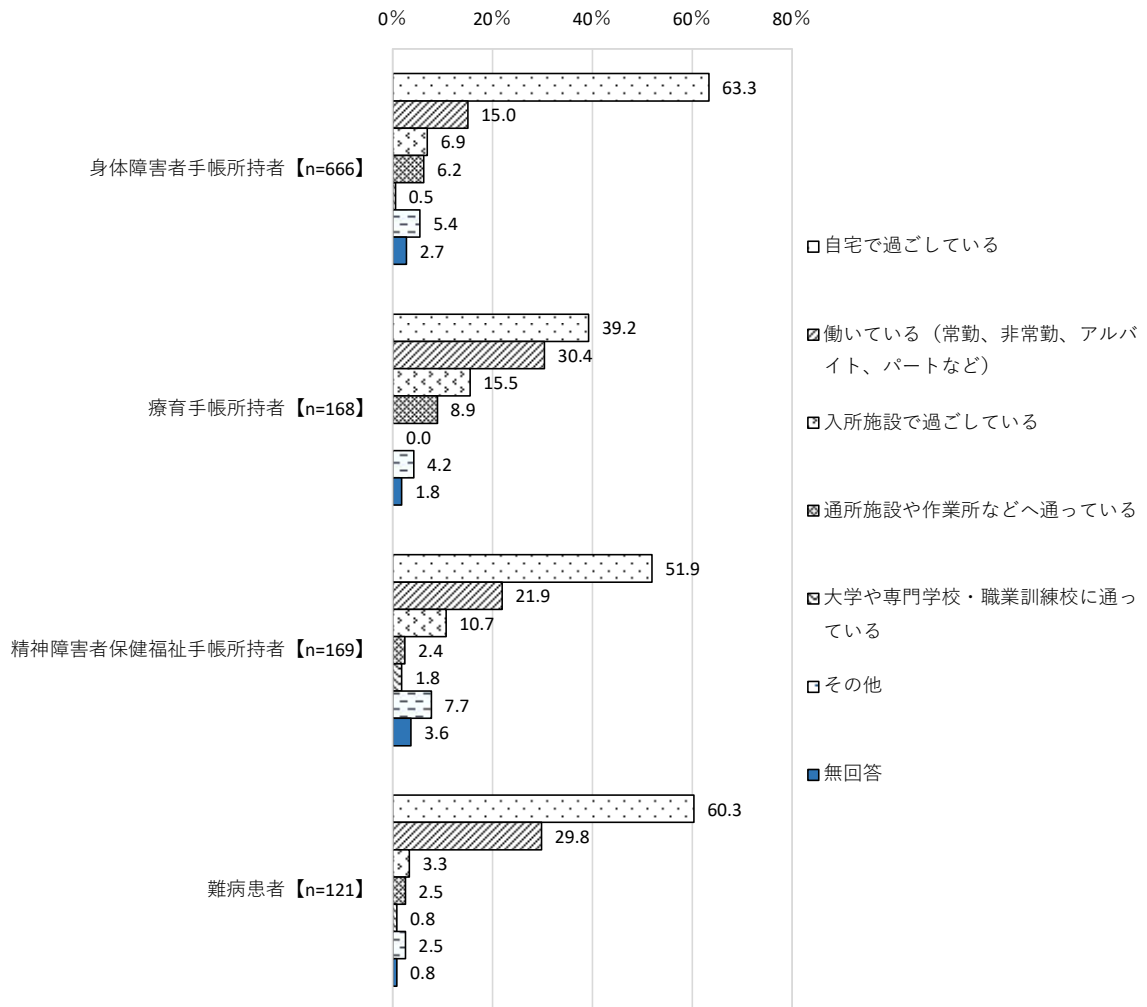
一人で避難所に避難できる人の割合は少ないことから、それぞれの障害特性に応じた避難支援が求められています。



(3) 日常生活・生活支援

① 平日昼間の過ごし方

「自宅で過ごしている」の回答が最も多く、「療育手帳所持者」を除き、5割以上を占めています。次点が「働いている（常勤、非常勤、アルバイト、パートなど）」となっています。



②現在の生活で困っていること

「将来の援助（介護）のこと」、「経済的なこと」の回答が多くなっており、このことに対する支援が求められていることがわかります。

また、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では、「就労のこと」や「相談相手を持つこと」、「療育手帳所持者」では、「趣味や生きがいを持つこと」や「相談相手を持つこと」の回答が多くなっていることから、就労や相談ごと等に対する問題をかかえている様子が見えます。

単位：％

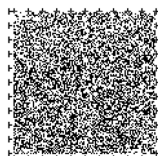
	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】
将来の援助（介護）のこと	42.0	55.4	35.5	31.4
経済的なこと	30.3	22.6	56.2	28.9
交通機関のこと	15.9	8.3	17.2	14.9
現在の援助（介護）のこと	12.8	8.9	4.7	5.0
必要な情報を得ること	11.0	14.9	17.2	10.7
趣味や生きがいを持つこと	10.5	15.5	30.2	7.4
リハビリのこと	10.2	4.8	5.3	9.9
相談相手を持つこと	9.9	15.5	39.1	4.1
家庭生活や家族関係のこと	9.2	10.1	28.4	12.4
住宅のこと	8.6	7.1	26.0	10.7
子どものこと	6.0	1.2	13.0	7.4
就労のこと	5.9	12.5	40.8	9.1
社会参加のこと	4.7	6.5	24.3	5.0
地域の理解を得ること	4.5	10.7	14.2	2.5
友達のこと	2.1	8.3	17.8	4.1
かかりつけの病院や歯科診療所がないこと	2.0	3.6	7.1	0.8
結婚のこと	1.5	6.0	13.6	0.8
教育・学習のこと	0.9	3.6	5.9	0.8
その他	6.2	8.3	8.3	4.1
無回答	24.3	17.9	11.2	31.4



障害児（保護者）では、「子どもの教育・学習のこと」、「子どもの将来の介助のこと」、「子どもの就労のこと」が多く将来への不安が強く、「子どもの教育・学習のこと」について、5割以上の保護者が不安に感じていることから、障害児に対する教育・学習への支援を行っていく必要があります。

単位：%

	障害児 (保護者) 【n=82】
子どもの教育・学習のこと	56.1
子どもの将来の介助のこと	39.0
子どもの就労のこと	37.8
子どもの社会参加のこと	32.9
経済的なこと	32.9
子どもの趣味や生きがい	30.5
必要な情報を得ること	25.6
子どもの友達のこと	22.0
あなたの就労のこと	19.5
子どもの現在の介助のこと	18.3
家庭生活や家族関係のこと	18.3
相談相手を持つこと	15.9
地域の理解を得ること	14.6
子どものリハビリのこと	13.4
子どもの結婚のこと	13.4
子どもの通学等の交通機関のこと	12.2
子どものかかりつけの医院や歯科診療所がないこと	11.0
あなたの趣味や生きがい	11.0
あなたの社会参加のこと	9.8
住宅のこと	7.3
その他	8.5
無回答	3.7



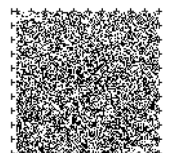
(4) 社会参加・就業等

①外出のときに不便に感じること

「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「難病患者」を除き、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることがむずかしい」の回答が多くなっています。「精神障害者保健福祉手帳所持者」では、「歩道が少ない・狭い」、「難病患者」では、「道路の段差、路面のでこぼこが多い」が多くなっています。

単位：％

	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】	障害児(保 護者) 【n=82】
自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることがむずかしい	33.0	36.3	23.1	4.1	35.4
道路の段差、路面のでこぼこが多い	21.3	17.3	23.7	30.6	13.4
歩道が少ない・狭い	18.3	13.1	26.0	22.3	31.7
駅や建物に階段や段差が多い	15.8	12.5	11.2	18.2	2.4
障害者用のトイレが少ない・使いにくい	14.9	12.5	6.5	9.9	9.8
標識・表示の案内がわかりにくい	14.1	8.3	5.3	8.3	2.4
エスカレーターやエレベーターがない・少ない	11.9	8.3	11.8	10.7	7.3
電車・バスの乗り降りが困難である	11.6	7.1	5.9	6.6	3.7
歩道に障害物が多い	10.8	6.5	8.9	9.9	2.4
手すりがない	7.8	4.8	8.9	7.4	2.4
駐車場がない・少ない	4.8	3.6	7.7	11.6	8.5
点字ブロック・音声式信号などの標示が不十分	3.2	0.6	1.2	1.7	0.0
その他	6.2	4.8	10.7	8.3	8.5
無回答	33.6	35.1	39.6	37.2	31.7



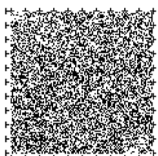
②社会活動参加状況

「療育手帳所持者」を除き、「サークル・趣味の会・自主グループ」の回答が多くなっています。「療育手帳所持者」では、「祭・行事」の回答が多くなっています。

その一方で、いずれも「参加したいと思わない」の回答が最も多くなっています。

単位：%

	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】
サークル・趣味の会・自主グループ	17.6	17.9	15.4	20.7
祭り・行事	9.9	22.0	8.9	9.1
自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動	8.1	1.2	1.2	5.8
障害者団体などの活動	4.7	16.1	12.4	2.5
ボランティア・NPO活動	4.4	3.0	6.5	8.3
その他	3.0	5.4	7.1	3.3
参加したいと思わない	35.3	29.2	45.6	38.8
無回答	32.4	26.8	20.1	30.6



③子どもの進路

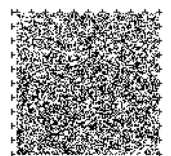
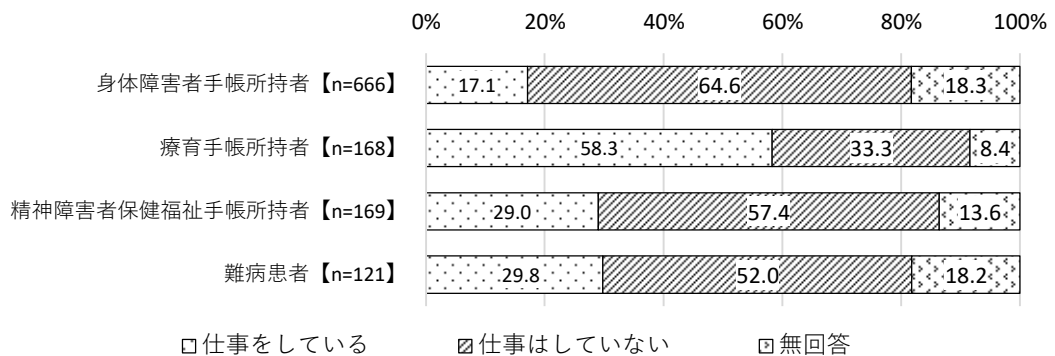
障害児の保護者が考える、希望する直近の進路は、「小学校（特別支援学級）」、「小学校（通常学級）」の回答が多くなっています。

単位：%

	障害児 (保護者) 【n=82】
小学校(特別支援学級)	18.4
小学校(通常学級)	14.6
特別支援学校中学部	9.8
特別支援学校高等部	9.8
幼稚園・保育園	8.5
中学校(特別支援学級)	7.3
特別支援学校小学部	6.1
中学校(通常学級)	4.9
高等学校	4.9
障害福祉サービスの利用	2.4
通園施設	1.2
就労	1.2
大学・短大・専門学校	0.0
職業訓練校など	0.0
その他	2.4
無回答	8.5

④就労状況

就労継続支援B型等、福祉的就労を含む就労の有無について、「仕事をしている」との回答が多いのは、「療育手帳所持者」の約6割となっています。一方で、「身体障害者手帳所持者」は約2割、「精神障害者保健福祉手帳所持者」と「難病患者」は約3割に留まっています。



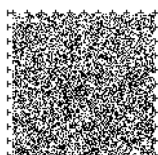
⑤働くために重要と思われること

「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」では、「障害特性に配慮した職場環境の整備」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では、「企業・上司・同僚の理解」の回答が多く、受け入れ側の体制整備や従業員に対する教育等が求められています。

「難病患者」は「給料が充実していること」、「企業・上司・同僚の理解」への回答が多くなっています。

単位：％

	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】
障害特性に配慮した職場環境の整備	17.1	38.1	43.2	19.0
企業・上司・同僚の理解	16.5	31.5	44.4	26.4
健康管理等の支援	13.1	19.6	27.8	24.0
就職先の紹介等の支援	12.9	25.6	33.7	15.7
就職に必要な知識・技術等の取得	11.9	17.3	39.1	17.4
給料が充実していること	11.9	27.4	43.2	27.3
安全な通勤手段が確保されること	11.9	19.0	26.0	13.2
就職後の相談・支援(定着支援)	8.6	26.8	35.5	11.6
就労に必要なコミュニケーション技術等の習得	6.2	28.6	32.0	11.6
就労に向けた訓練施設の充実	6.0	17.9	24.9	9.9
在宅テレワークに対応できる環境整備	5.4	3.0	14.8	14.9
就職に向けた障害者(家族)の意識啓発	3.6	7.1	14.8	5.0
その他	1.8	3.6	7.1	1.7
特になし	19.5	7.1	8.3	9.9
無回答	45.2	27.4	18.9	36.4



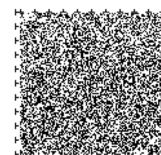
(5) 社会参加・教育

①相談相手

いずれも「家族」の回答が多く、身近な人に相談する傾向が強いことから、家族も含めて相談支援を利用できるよう整備する必要があります。次点以降でみると、「身体障害者手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「難病患者」、「障害児（保護者）」は、「病院・診療所などの主治医や職員」や「友人・知人」の割合が多く、傾向が似ていますが、「療育手帳所持者」では、「福祉施設や事業所の職員」の割合が多くなっています。

単位：％

	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】	障害児 (保護者) 【n=82】
家族	80.8	75.6	66.9	81.8	84.1
病院・診療所などの主治医や職員	24.5	16.1	43.8	28.1	34.1
友人・知人	21.6	13.7	33.1	33.1	36.6
親戚	14.6	11.3	10.1	12.4	17.1
福祉施設や事業所の職員	10.8	27.4	10.7	4.1	19.5
近所の人	9.0	2.4	4.7	9.1	9.8
市役所の職員	8.7	11.3	10.7	8.3	11.0
サービスを供給している事業者	8.0	12.5	9.5	3.3	29.3
民生委員・児童委員	7.7	1.2	1.8	6.6	0.0
障害者生活支援センターの職員	5.9	14.3	14.8	3.3	12.2
同じ障害のある人	4.8	6.0	15.4	1.7	22.0
身体障害者相談員・知的障害者相談員	3.6	10.1	3.6	1.7	1.2
職場の人	2.4	11.9	8.9	6.6	11.0
社会福祉協議会の職員	2.4	1.8	4.1	0.8	0.0
障害者の団体・家族会など	1.2	11.3	4.1	1.7	6.1
ボランティア・NPOの職員	0.9	1.8	1.2	1.7	1.2
その他	2.4	3.6	8.3	1.7	23.2
相談する人がわからない	4.8	5.4	8.3	1.7	2.4
相談する人がいない	4.2	1.8	10.1	5.0	1.2
無回答	5.6	8.9	7.1	5.8	3.7

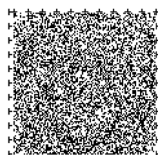


②障害のある人が暮らしやすい街をつくるために重要なこと

「相談窓口や情報提供の充実」と回答した人の割合が高く、「身体障害者手帳所持者」と「難病患者」では5割以上と、半数以上の人が必要なことと考えています。また、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「障害児（保護者）」では、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」と回答した人が多く、「親亡き後」の生活に対する不安がある様子がうかがえます。

単位：％

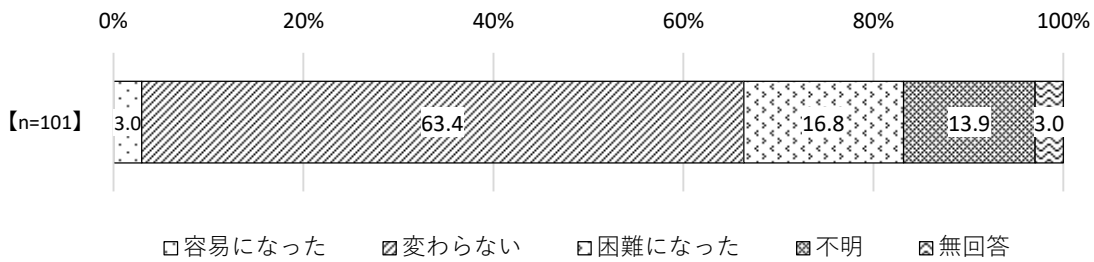
	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】	障害児 (保護者) 【n=82】
相談窓口や情報提供の充実	51.2	45.2	50.9	66.9	51.2
段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備	39.9	16.7	26.6	33.1	22.0
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	33.9	22.0	24.9	39.7	14.6
保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実	33.5	75.6	51.5	36.4	59.8
日常生活に必要な移動支援の充実	33.3	19.6	27.2	36.4	19.5
防災や安全対策など安心して暮らせるまちづくりの推進	31.2	24.4	27.8	33.1	19.5
障害者が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備	29.0	31.0	35.5	30.6	30.5
障害や病気に対する周囲の理解のための普及・啓発	23.7	32.7	44.4	32.2	43.9
機能回復や地域生活に必要な訓練の充実	21.2	13.7	24.3	19.0	22.0
福祉機器の利用のための助成	20.7	6.0	14.8	23.1	14.6
障害への理解や交流の促進	18.3	38.7	37.3	17.4	42.7
入所施設の整備や施設運営の改善	17.7	40.5	15.4	22.3	20.7
障害の早期発見・早期療育体制の充実	15.3	17.3	31.4	22.3	47.6
障害特性にあった適切な保育、教育の充実	14.7	26.2	29.0	23.1	70.7
通所施設の整備や施設運営の改善	13.5	32.7	16.0	19.0	35.4
企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備	12.2	20.8	38.5	16.5	40.2
障害児学童保育の充実	10.5	11.9	14.2	14.9	45.1
グループホームなど地域での生活の場の整備	10.4	41.1	16.0	12.4	25.6
スポーツ・レクリエーション活動の充実	9.2	12.5	16.6	12.4	18.3
異なる機能や役割を持つ様々な組織や団体の連携の強化・充実	9.2	7.7	19.5	12.4	15.9
ボランティア活動などの地域活動の促進	8.3	7.7	14.8	12.4	8.5
生涯学習や文化活動の充実	8.0	7.1	17.8	13.2	13.4
小中学校における福祉教育の充実	6.9	10.7	16.0	13.2	36.6
創作的活動や生活習慣習得などができる場の整備	5.6	7.7	17.8	6.6	18.3
その他	4.1	4.2	7.1	5.0	7.3
特になし	6.5	6.0	6.5	0.8	0.0
無回答	7.4	4.8	3.0	6.6	4.9



(6) 事業所アンケート

①利用者の確保

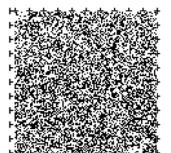
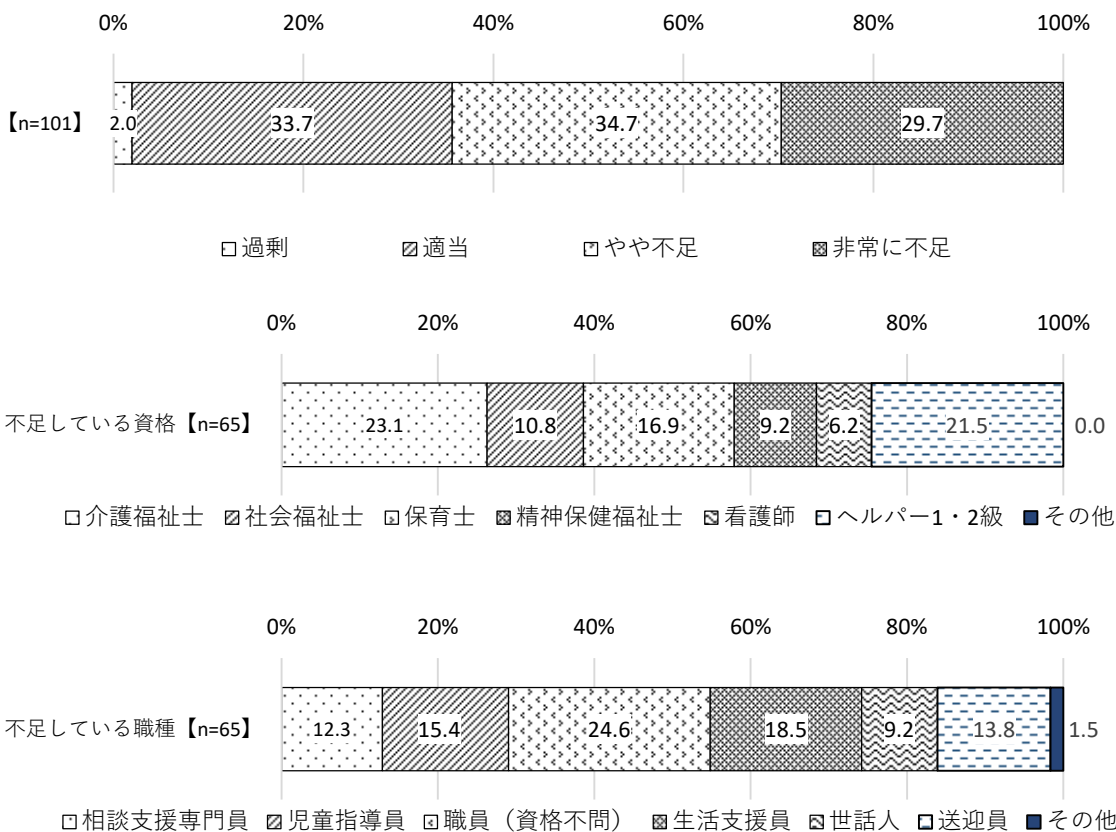
3年前と比較した利用者確保の変化について、63.4%が「変わらない」と回答していますが、16.8%が「困難になった」と回答しています。



②職員の過不足

職員数について、64.4%が『不足（「やや不足」と「非常に不足」の合計）』と回答しています。

『不足』と回答した事業所に、「不足している資格」と「不足している職種」を尋ねたところ、「不足している資格」では、「介護福祉士」、「ヘルパー1・2級」の回答が多くなっています。「不足している職種」では、「職員（資格不問）」の回答が多くなっています。



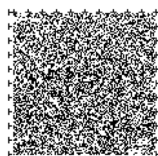
③事業所運営上の課題

事業所運営上の課題を「人材確保等」と「設備・整備等」に分けてみると、「人材確保等」では、「従業員の確保」、「若手職員の確保・育成」、「従業員の質の向上」の回答が多くなっており、従業員の確保方策、育成・研修に係ることが課題と考えられます。

「設備・整備等」では、「経営（収支）状況の改善」、「内部研修の充実」、「労働環境の整備」の回答が多くなっており、事業所運営の根本となる収支状況や人材、労働環境に対する情報提供が課題と考えられます。

単位：％

		【n=101】
人材確保等	利用者の確保	37.6
	従業員の確保	66.3
	若手職員の確保・育成	58.4
	専門職員の確保	39.6
	従業員の質の向上	56.4
	夜間、緊急時の対応	7.9
	医療的ケア児への対応	2.0
	重症心身障害児（者）への対応	6.9
	強度行動障害児（者）への対応	11.9
	苦情や事故への対応	1.0
設備・整備等	工賃の向上	15.8
	施設の老朽化	11.9
	制度改正への対応	12.9
	労働環境の整備	20.8
	内部研修の充実	27.7
	外部研修の充実	11.9
	多職種連携	7.9
	経営（収支）状況の改善	37.6
その他	特になし	1.0
	その他	2.0



4 まとめ

①障害者手帳所持者の変化

本市の人口は、令和7年前後をピークに減少することが見込まれますが、身体障害者手帳所持者は令和2年から減少傾向、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）、各種医療給付事業受給者の数は、今後も伸びることが見込まれます。また、障害の重度化、障害者手帳所持者を中心とした高齢化が顕著になっています。今後、これらの傾向を踏まえた施策の展開やサービス需要の増加を視野に入れた供給体制の整備について検討する必要があります。

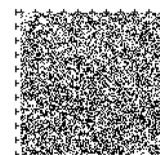
②「人権の尊重」施策に関する現状

「一般市民」の6割以上が、障害のある人への差別・偏見が「ある」と考えています。一方で、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「障害児（保護者）」では、4割以上が差別や偏見を感じると考えています。差別や偏見の解消に向けて、それぞれの障害特性を学び、相互理解を促していく取組が必要です。

③「安心・安全の確保」施策に関する現状

多くの障害者手帳所持者の人は、定期的に病院に通院しています。通院先は手帳種別によって異なっており、「身体障害者手帳所持者」は市内の医療機関の割合が高く、「療育手帳所持者」と「障害児（保護者）」は、市外の医療機関の割合が高くなっており、それぞれの通院状況や障害特性に応じた移動手手段の支援、確保が必要です。

災害時の避難では、「その場になってみないとわからない」、「（一人で避難）できない」の割合が高いことから、災害状況や障害特性に応じた適切な避難支援ができるよう、日頃からの避難訓練や避難誘導體制の確認を行っていく必要があります。また、避難所・避難場所の周知を徹底するとともに、住民の協力を得ながら、災害発生時における援護体制の整備を進めることも大切です。



④ 「日常生活・生活支援」施策に関する現状

平日昼間の過ごし方では、「自宅で過ごしている」の割合が「療育手帳所持者」を除くいずれの障害者手帳所持者でも5割を上回るなど、高くなっています。外出機会を増やすためにも、移動手段の確保やサービス提供などが重要になります。

現在の生活での困りごとでは、「将来の援助（介護）」、「経済的なこと」、「子どもの教育・学習のこと」、「子どもの将来の介助のこと」、「子どもの就労のこと」が挙げられています。

また、「障害のある人が暮らしやすい街をつくるために重要なこと」では、「相談窓口や情報提供の充実」、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」の回答割合が高くなっています。

障害の有無に関わらず、誰もが安心安全に住み慣れた地域で暮らすことができる地域共生社会の構築に取り組んでおり、市役所、障害者相談支援事業所、福祉関係団体、サービス提供事業所などが活発に情報提供や意見交換を行い、障害者のライフステージに応じた、長期的視点に立った継続的な支援を行っていく必要があります。

⑤ 「社会参加・就労等」施策に関する現状

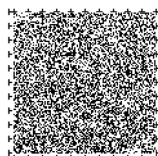
外出のときに感じる不便では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「難病患者」を除き、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることがむずかしい」の回答が多くなっています。

社会活動への参加状況は、「療育手帳所持者」を除き、「サークル・趣味の会・自主グループ」が多く、「療育手帳所持者」では、「祭・行事」が多くなっています。その一方で、「参加したいと思わない」の回答がいずれの障害者手帳所持者でも多くなっていることから、社会活動への参加を促す取組に、移動手段等といった外出支援施策と一緒に取り組んでいく必要があります。

また、道路や歩道、公共施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備も引き続き重要となります。

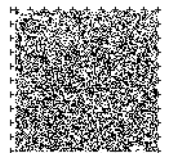
就労状況は、「療育手帳所持者」で約6割、「身体障害者手帳所持者」は約2割、「精神障害者保健福祉手帳所持者」と「難病患者」は約3割に留まっています。

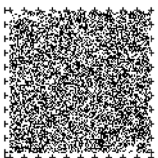
また、働くために重要なことでは、「障害特性に配慮した職場環境の整備」、「企業・上司・同僚の理解」が多く挙げられており、受け入れ側の体制整備や従業員に対する教育等が求められており、取組に必要な情報等を発信していく必要があります。



⑥事業所

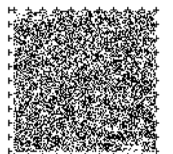
事業所では、職員が足りていない事業所が多くみられました。その中で、不足している資格（所有者）は、「介護福祉士」、「ヘルパー1・2級」といった専門性の高い資格に対するニーズが高くなっています。また、不足している職種では、「職員（資格不問）」と、人的資源が不足しています。また、事業所運営上の課題でも、「従業員の確保」、「若手職員の確保・育成」、「従業員の質の向上」といった人材に関する課題が上位に挙げられていることから、従業員の確保方策をはじめ、育成・研修支援、離職防止の取組等を推進していく必要があります。

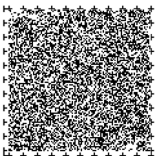




第 3 章

計画の基本的方向





第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

「障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を基本理念と定めます。

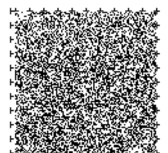
基本理念

障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、
安心して暮らすことのできる地域社会の実現

本市では、障害者・障害児の自己決定を尊重し、個人が望む日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら、誰もが自分らしく生活を送ることができる障害福祉施策を進めています。

私たちが求めるのは、障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、誰もが地域において安心していきいきと自立した生活が送れる共生社会です。

目指す社会の実現に向けて、庁内各課、教育委員会、民生委員・児童委員、事業者、各種団体等による包括的な地域ケアシステムを構築し、共に生き、支え合う社会を作り上げていきます。



2 基本目標

(1) 人権の尊重（基本目標1）

社会のあらゆる場面において、障害を理由とする差別や偏見をなくすとともに、障害者虐待の防止や障害者の権利侵害の防止、被害の救済等、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

(2) 安心・安全の確保（基本目標2）

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

また、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉・医療サービスの継続等が行えるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。

(3) 生活支援施策の充実（基本目標3）

障害者が望む日常生活や社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、障害福祉人材の育成・確保に取り組むとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を目指します。

(4) 療育・教育体制の充実（基本目標4）

障害児に対する適切な支援を行うための環境整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。また、障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができる等様々な機会に親しむための関係施策を総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

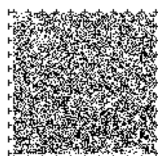
(5) 地域社会への参加促進（基本目標5）

すべての障害者の芸術及び文化活動等への参加を通して、障害者の生活と社会を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、働く意欲のある障害者が適性に応じた能力を発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するなど、地域社会への参加を促していきます。

(6) 障害者支援事業の円滑な実施（基本目標6）

障害者・障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、必要なサービスを計画的に確保・提供します。



3 重要視点

本計画では、以下の視点に基づき、各事業を推進していきます。

(1) 地域共生社会の実現

地域の住民や多様な主体が、「支え手」「受け手」という関係を超えて、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。

そのためには、市民一人一人が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを深化させるとともに、専門的な支援を必要とする人に対し、保健・医療・福祉・保育・教育等の幅広い分野にわたり、共通の理念に基づき協働する、包括的な支援体制の構築を図ります。

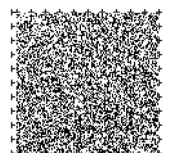
(2) 医療的ケア児支援

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」という。）が令和3年9月18日に施行されました。

医療的ケア児支援法では、「医療的ケア児」を「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）」と定義し、医療的ケア児の健やかな成長とともに、その家族の離職を防止することで、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指しています。

そのなかで、医療的ケア児とその家族に対する支援では、医療的ケア児が医療的ケア児ではない児童とともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、医療的ケア児個々の年齢、必要とする医療の種類や生活の実態に応じて、医療、保健、福祉、教育等の業務を行う機関、民間団体が緊密な連携のもと、切れ目なく支援が行われることについても明記されています。

障害や医療的ケアの有無に関わらず、すべての子どもたちが安心して地域で生活することができる環境の整備を進めていきます。

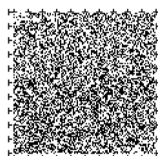


(3) 家族介護者支援

埼玉県は令和3年3月31日に「埼玉県ケアラー支援条例(ケアラー支援条例)」を施行し、ケアラーを「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」、ヤングケアラーについては、「ケアラーのうち、18歳未満の者」と定義しています。

ケアラー支援条例では、すべてのケアラー、ヤングケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営めるように支援を行い、県や市町村、事業者や関係機関、民間支援団体等の多様な主体が連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会で支えること、ヤングケアラーに対して、適切な教育機会の確保や心身の健やかな成長、発達及び自立が図られるよう支援を行っていくことが盛り込まれています。

本市でも令和5年6月27日に「上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例」を施行しています。ケアラー支援の推進条例では、市の責務、保護者及びその家族、学校、市民等並びに事業者、関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本事項を定め、推進することにより、子ども・若者ケアラーの負担軽減や解消を図り、社会全体で子ども・若者の成長を支えるための環境づくりに寄与していきます。

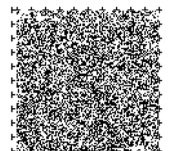


4 施策の展開（体系図）

基本理念

障害のある人もない人も、
誰もが相互に人格と個性を尊重し、
安心して暮らすことのできる地域社会の実現

計画	基本目標	施策の展開
上尾市障害者計画	基本目標1 人権の尊重	(1) 差別の解消 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 虐待の防止
	基本目標2 安心・安全の確保	(1) 保健・医療の充実 (2) 外出手段の確保 (3) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
	基本目標3 生活支援策の充実	(1) 障害福祉サービス等の給付 (2) 日常生活の支援 (3) 危機管理体制の整備 (4) 家族支援 (5) 相談支援体制の充実 (6) 市からの情報提供の充実 (7) 人材育成の推進
	基本目標4 療育・教育体制の充実	(1) 療育の充実 (2) 教育体制の充実
	基本目標5 地域社会への参加促進	(1) 社会参加の促進 (2) 就労機会の確保
上尾市障害福祉計画	基本目標6 障害者支援事業の円滑な実施	



5 実施事業

◆人権の尊重（基本目標1）

（1）差別の解消

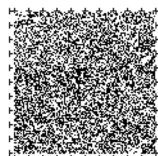
事業（取組）名	頁
①障害者差別解消支援地域協議会の設置	63
②障害者の意思決定支援の推進	64
③消費者被害を未然に防止するための啓発	64
④人権啓発推進事業 …市民と障害者等の団体との相互交流	65
⑤インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりの推進	65
⑥インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …障害に対する保護者の理解の促進	66
⑦インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …特別支援学校と通常学級との交流	66
⑧インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …特別支援学級や特別支援学校と小・中学校の通常学級との交流及び 共同学習の推進	67
⑨インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 …教職員に対する研修の充実	67
⑩平等な選挙機会の確保	68

（2）成年後見制度の利用促進

事業（取組）名	頁
①成年後見制度の周知・啓発	69
②成年後見制度利用費用の助成	69

（3）虐待の防止

事業（取組）名	頁
①障害者虐待防止センターの設置	70



◆安心・安全の確保（基本目標2）

(1) 保健・医療の充実

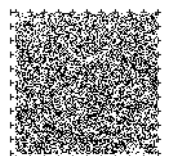
事業（取組）名	頁
①妊娠中の健康支援	71
②親子への訪問支援	71
③乳幼児の健康診査	72
④大人の健康づくり	72
⑤歯科保健の推進	73

(2) 外出手段の確保

事業（取組）名	頁
①福祉タクシー券の交付・自動車燃料費の助成	74
②リフト付車両の運行（ふれあい号）	74
③自動車運転免許取得費の助成	75
④自動車改造費の助成	75
⑤市内循環バスの利用料の免除	75

(3) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

事業（取組）名	頁
①公共施設等におけるバリアフリー化の推進	76
②公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	76
③放置自転車対策	77
④上尾市バリアフリー基本構想の推進	77
⑤「埼玉県福祉のまちづくり条例」による指導	78
⑥都市公園等の施設更新	78
⑦小学校・中学校の管理運営	79



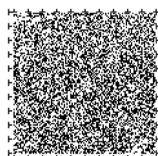
◆生活支援施策の充実（基本目標3）

(1) 障害福祉サービス等の給付

事業（取組）名	頁
①自立支援給付	80
②障害児通所支援給付	80
③移動支援事業	81
④日中一時支援事業	81
⑤訪問入浴サービス事業	82
⑥生活サポート事業	82

(2) 日常生活の支援

事業（取組）名	頁
①補装具費の支給	83
②日常生活用具の給付	83
③手話通訳者の派遣及び養成	84
④要約筆記者の派遣	84
⑤福祉機器の貸出	85
⑥難聴児補聴器購入費の助成	85
⑦小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	85
⑧重度障害者居宅改善整備費の支給	86
⑨在宅特別障害者等手当の支給	86
⑩特別児童扶養手当の支給	86
⑪自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）の支給	87
⑫重度心身障害者医療費の支給	87
⑬重度心身障害者福祉手当の支給	88
⑭難病者見舞金の支給	88
⑮配食サービス事業	88
⑯ふれあい収集	89

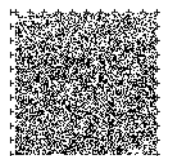


(3) 危機管理体制の整備

事業（取組）名	頁
①自主防災組織の育成支援	90
②防災ガイドブック等の作成	90
③防災情報等の配信	91
④災害対策基金の管理事業（地域貢献型自動販売機の設置）	91
⑤避難行動要支援者名簿の作成	92
⑥火災予防の啓発	92
⑦緊急医療情報キットの配布	93
⑧緊急通報手段の確保	93

(4) 家族支援

事業（取組）名	頁
①超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア	94
②学齢期の発達障害児を養育する家族への支援	94
③家族介護への支援	95
④家族介護への支援	95
⑤市民向け講座・家族サロンの実施	96



(5) 相談支援体制の充実

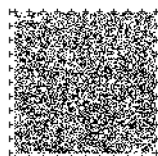
事業（取組）名	頁
①障害者生活支援センターの設置	97
②サービス等利用計画の作成（計画相談支援給付・障害児相談支援給付）	97
③身体・知的障害者相談員の設置	98
④子育て・ひきこもり相談支援	98
⑤子育て相談の実施	99
⑥育児・発達相談の実施	99
⑦民生委員・児童委員による相談支援	99
⑧生活困窮者に対する相談支援	100
⑨地域包括支援センターでの総合的な相談支援	100
⑩親子への健康教育・相談	100
⑪こころの健康づくり	101
⑫消費者被害の未然防止に対する相談支援	101
⑬児童生徒への教育相談	101
⑭就学前相談の実施	102
⑮福祉総合相談窓口「ふくしの窓口」による相談支援	102

(6) 市からの情報提供の充実

事業（取組）名	頁
①声の広報の発行	103
②声の議会だよりの発行	103
③上尾市Webサイトの運用	103

(7) 人材育成の推進

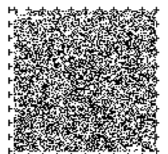
事業（取組）名	頁
①上尾市・伊奈町地域自立支援協議会の設置	105
②市職員に対する研修	105
③市役所における専門的人材の確保	106
④保育所職員の発達障害に関する資質の向上	106
⑤幼稚園職員への発達障害研修の実施	106
⑥協働のまちづくり推進事業	107



◆療育・教育体制の充実（基本目標4）

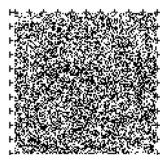
(1) 療育の充実

事業（取組）名	頁
①市立保育所における障害児保育の実施	108
②保育要録の作成及び提供	108
③親子教室・心理相談の実施	108
④発達訓練や相談の充実	109
⑤つくし学園運営事業	109
⑥保育所等訪問支援事業	110
⑦発達支援専門員巡回事業	110
⑧学童保育所における障害児の受け入れ	110



(2) 教育体制の充実

事業（取組）名	頁
①図書館の利用支援 …点字、録音資料等の郵送や来館での貸出及び障害のある方にも読みやすい資料の収集	111
②図書館の利用支援 …図書館音訳者による対面朗読及び録音資料作成	111
③図書館の利用支援 …宅配サービスの実施	112
④さわやかスクールサポート事業（学級支援員派遣事業）	112
⑤進学時における関係機関との連携強化	112
⑥児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …通級による指導の充実	113
⑦児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …特別支援教育コーディネーターによる相談体制の充実	113
⑧児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …発達障害についての研修及び巡回相談の実施	114
⑨児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …全ての教職員への更なる研修の充実・強化	114
⑩児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …指導計画作成のための研修	115
⑪児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …特別支援学級についての理解の促進	115
⑫児童生徒一人一人に応じた支援の充実 …医療的ケア児への対応と支援	116
⑬障害のある幼児や家族に対する就学支援の充実	116
⑭障害のある児童生徒に対する就学支援の充実	117
⑮教育相談体制の充実	117
⑯アピースマイルサポーターと特別支援学級補助員の資質向上	118
⑰特別支援学級補助員派遣事業	118



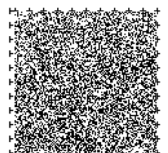
◆地域社会への参加促進（基本目標5）

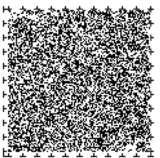
(1) 社会参加の促進

事業（取組）名	頁
①ピアサポート体制の充実	119
②地域活動支援センターの設置	119
③障害者スポーツへの参加の促進	120
④コミュニティセンター・イコス上尾・文化センターの使用料の減免	120
⑤市民活動支援センター運営事業	120
⑥上尾市ギャラリーの使用料の減額	121
⑦公民館の使用料の減額	121
⑧スポーツ大会・教室等の開催	122
⑨スポーツ活動の推進	122

(2) 就労機会の確保

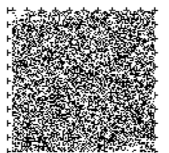
事業（取組）名	頁
①障害者就労支援センターの設置	123
②障害者施設製品の販売促進	123
③工賃向上に向けた事業所への支援	124
④障害者就労施設等からの優先調達の推進	124
⑤市役所における障害者雇用の推進	124
⑥建設工事請負等競争入札参加資格審査についての優遇策	125
⑦地元企業へのインターンシップの実施支援	125

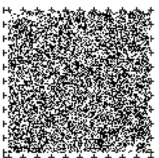




第 4 章

障害者・障害児施策の推進





第4章 障害者・障害児施策の推進

— 第3期上尾市障害者計画 —

1 基本姿勢

障害者・障害児が差別を受けることなく、地域社会の対等な一員として、安心して自分らしく自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、誰もが自分らしくいきいきとした生活を送ることができる地域共生社会の形成を進めます。

2 人権の尊重（基本目標1）

（1）差別の解消

障害者・障害児の人格が尊重されて初めて、障害者・障害児は、いきいきと生活することができます。差別・偏見が解消された地域社会を構築するための施策を推進していきます。

①障害者差別解消支援地域協議会の設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

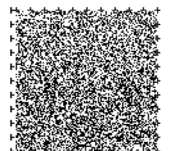
障害者差別解消法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する支援が、効果的かつ円滑に実施されるよう、障害者差別解消支援地域協議会を設置します。

現状と課題

地域自立支援協議会の権利擁護プロジェクトや運営会議において、差別解消の問題を取り上げ、市内就労継続支援B型事業所の利用者に対して差別に関するアンケート調査を実施し、その問題点等を関係機関職員で共有してきたところです。改めて協議会に参加する委員等の選出や、枠組みのあり方について充実を図っていくことが求められます。

今後の方針

障害者差別解消支援地域協議会の運営の充実に向けて進めていきます。



②障害者の意思決定支援の推進【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

障害者総合支援法に基づき、障害者の自己決定に関する支援を行います。
具体的には、厚生労働省の示す「意思決定支援ガイドライン」の活用について、福祉事業者や支援者等広く周知を図ります。

現状と課題

各支援機関職員では、日常の相談支援の現場において意思決定が適切に行われるよう意識しながら支援を行っています。

今後の方針

引き続き、基幹相談支援センター業務の一環とされている「地域の相談支援体制の強化の取組」として、意思決定支援に関する学びの場の企画実施等、各支援機関職員の意識向上を促していきます。

③消費者被害を未然に防止するための啓発【市民生活部 消費生活センター】

事業（取組）内容

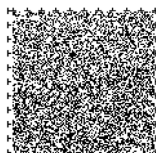
消費者としての意識向上を図り、権利を確立し、生活の質を高めること及び消費者被害を未然に防止することを目的として啓発を行います。

現状と課題

消費者被害を未然に防ぐために関係団体と連携し、市民向けに講演会や講座を開催するなど啓発活動を行いました。
今後も、若年層から高齢者までのより幅広い年齢層に向けて啓発活動が必要です。

今後の方針

引き続き、社会の動向を見守りながら啓発活動を継続していきます。



④人権啓発推進事業【市民生活部 人権男女共同参画課】

…市民と障害者等の団体との相互交流

事業（取組）内容

あげおヒューマンライツミーティング21を開催し、障害者等の人権グループによる啓発事業を展開することで、市民と団体の相互交流を図ります。
また、障害者就労施設の活動紹介と製品販売を実施します。

現状と課題

障害者に対する差別や不当な扱いを解消するため、引き続き啓発事業を行う必要があります。

今後の方針

引き続き、差別のない社会を実現するために人権啓発事業を継続します。

⑤インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】

…障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりの推進

事業（取組）内容

障害のある児童生徒一人一人が学校教育で必要としていることを理解し、生活や学習における適切な指導や支援を行う、インクルーシブ教育を実施します。また、「支援籍」の普及を図り、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。

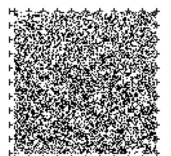
現状と課題

個別の支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画作成に取り組んでいます。

特別支援学校6校に在籍する児童生徒が上尾市の小・中学校の通常の学級で学習を行い、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進し、支援籍の普及を図っています。

今後の方針

個別の教育支援計画、個別の指導計画の充実を引き続き図ります。
特別支援学校と連携し、支援籍の更なる推進を引き続き図ります。



⑥インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】

…特別支援学校と通常学級との交流

事業（取組）内容

支援籍への理解を図り、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にすることによって互いの自立と社会参加を促進するとともに、「心のバリアフリー」という考えを浸透させるよう、啓発を推進します。

現状と課題

特別支援学校の学校公開や運動会等の開催について、小・中学校に情報提供をしています。

特別支援学校から講師を招き研修会を毎年実施しています。

上尾市特別支援教育連絡会議を毎年実施し、上尾市における特別支援教育の推進の方向性や巡回相談の成果と課題について確認するとともに、巡回相談の効果的な実施方法等について共通理解を図っています。

今後の方針

特別支援学校との更なる連携を図ります。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、特別支援学校のセンター的機能を十分に活用します。

⑦インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】

…障害に対する保護者の理解の促進

事業（取組）内容

障害に対する保護者の理解を一層深められるよう、入学説明会やPTA総会、学校だよりなどを通じて周知徹底します。

現状と課題

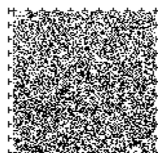
障害に対する保護者の理解を深めるため、特別支援学級や通級指導教室において、教室・学級便りを毎月発行しています。

特別支援教育について、保護者への啓発を行うため、特別支援教育リーフレットの内容について毎年見直し、作成・配布しています。

今後の方針

特別支援学級・通級指導教室便りの充実を引き続き図っていきます。

国や県の動向、市の実態を踏まえ、特別支援教育リーフレットの見直し、作成・配布を引き続き行います。



- ⑧インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】
…特別支援学級や特別支援学校と小・中学校の通常学級との交流及び共同学習の推進

事業（取組）内容

特別支援学級や特別支援学校と小・中学校の通常学級との交流及び共同学習を推進します。

現状と課題

「特別の教育課程」に基づき、個々の児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握した上で、通常の学級との交流及び共同学習が継続して行われています。

在籍児童生徒数が少ない特別支援学級の指導の工夫が課題です。

今後の方針

個々の児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握した上で、通常の学級との交流及び共同学習を引き続き充実させます。

学校行事等で交流する機会を引き続き増やします。

- ⑨インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【学校教育部 指導課】
…教職員に対する研修の充実

事業（取組）内容

交流及び共同学習の充実を図るため、特別支援学級や特別支援学校と通常学級の関わりに関する検討を進めるとともに、教職員研修の充実・強化等により、児童生徒に「心のバリアフリー」や「社会の中で自立できる自信と力」を育てる人材の育成を推進します。

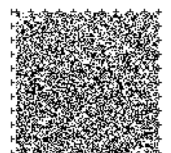
現状と課題

教職員に対する研修会の充実と継続的な実施を通して、特別支援教育担当教員の専門性の向上を図りました。

新たに特別支援教育を担当する教員の専門性の向上が課題です。

今後の方針

新たな特別支援教育推進のための人材を育成するために、上尾市特別支援教育マイスターを活用し、各校で特別支援教育を担当する教員への指導・支援を図っていきます。



⑩ 平等な選挙機会の確保【選挙管理委員会事務局】

事業（取組）内容

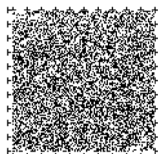
障害者が選挙権を等しく行使できるよう、投票所のバリアフリー化等の環境づくりを進めます。

現状と課題

各選挙において、投票所の状況を確認していますが、施設の構造上、簡易スロープを設置できない投票所については、事務従事者が介助を行っています。

今後の方針

引き続き、選挙人が投票しやすい環境づくりに努めます。



(2) 成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない障害のある人が、安心して自立した生活を送るためには、財産や権利が守られなければなりません。

知的障害や認知症等で判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う制度の利用を促進します。

①成年後見制度の周知・啓発【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

障害者やその家族に対し、成年後見制度について周知・啓発を図ります。

現状と課題

上尾市後見センターの開設に伴い、成年後見制度の周知・啓発については、当該センターを中心に展開されているため、引き続き、後見事務を担う課としての連携を推進していきます。

今後の方針

制度の周知・啓発について、継続して実施します。

②成年後見制度利用費用の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

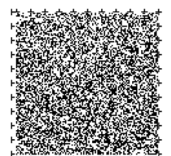
障害福祉サービス利用等の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる重度の知的障害者又は精神障害者のうち、市長が成年後見開始等の審判請求を行った方について、成年後見制度利用に要する費用の助成が必要な場合、その費用の助成を行います。

現状と課題

助成については実施しています。令和5年度より、市長が成年後見開始等の審判請求を行った場合以外でも、収入等が一定の基準を下回っていて後見人への報酬が支払えない事例に対して後見報酬の補助を開始しました。

今後の方針

制度の周知・啓発及び費用の助成を継続して実施します。



(3) 虐待の防止

障害者・障害児の身体・財産・人格が損なわれないよう、虐待の防止や早期発見・対応に努めます。

①障害者虐待防止センターの設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

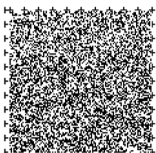
障害者・障害児に対する虐待の未然防止及び虐待の早期発見、迅速な対応ができるよう、障害者虐待防止センターを設置し、障害者の虐待通報やこれに関する相談を受理します。センターは相談窓口としての機能を持つほか、権利擁護や虐待防止に関する啓発を行います。

現状と課題

通報件数は年々増加傾向にあり、対応に関わる職員の時間が割けなくなっています。

今後の方針

委託先の虐待防止センターの職員との連携を通じ、適宜、事例に対して担う役割等を整理・相談しながら支援をすすめていきます。



3 安心・安全の確保（基本目標2）

（1）保健・医療の充実

それぞれのライフステージにおける保健事業を充実させ、発達課題の早期発見、早期対応や健康づくりに必要な施策を推進します。

①妊娠中の健康支援【健康福祉部 健康増進課】

事業（取組）内容

妊娠届出者に対して母子健康手帳及び妊産婦健康診査助成券を交付しています。
また、妊産婦健康診査に関わる費用の一部を助成しています。

現状と課題

母子保健コーディネーターが妊娠届出時の面接、妊娠34週の電話支援を全妊婦へ行っています。また、令和5年2月より「出産・子育て応援事業」を開始し、妊娠期から切れ目ない伴走型相談支援を行っています。

今後の方針

妊娠期から出産・子育て期と切れ目ない支援を行っていきます。

②親子への訪問支援【健康福祉部 健康増進課】

事業（取組）内容

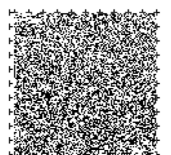
妊産婦・新生児の健康の保持・疾病の早期発見、育児支援ため、助産師・保健師が家庭訪問を行います。
また、生後4か月までの乳児家庭を全戸訪問し、育児の孤立予防と情報提供を行うこんにちは赤ちゃん事業を実施します。

現状と課題

多様化する相談に対応するため、令和4年度より訪問員をすべて専門職へ変更し、訪問を実施しています。

今後の方針

引き続き、面会率の向上を図るとともに、子育て支援サービスの情報提供や育児に関する母親の相談に応じ、早期に支援が必要な家庭を把握し支援につなげ、子育ての孤立防止に努めていきます。



③乳幼児の健康診査【健康福祉部 健康増進課】

事業（取組）内容

乳幼児健康診査及びフォロー健康診査を実施し、乳幼児の心身の発育発達の確認や育児上の問題を早期に発見し、安心して育児ができるように支援を行います。

現状と課題

各健康診査とも受診率の向上を図るため、未受診児に対し、受診勧奨通知や電話・訪問等の積極的な働きかけを行っています。

今後の方針

引き続き、フォローが必要な子どもに対しては、継続的に健全な発育、発達を促すための援助を行っていく他、自信を持って育児ができるように親に対する支援を行っていきます。

④大人の健康づくり【健康福祉部 健康増進課】

事業（取組）内容

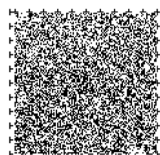
健康づくりに関する情報提供や相談、教育及び健康づくりに携わる人の養成（ヘルスマイト等）を行います。

現状と課題

令和2年4月より第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画に基づき事業を実施しています。
また、スポーツ健康都市宣言推進の取組を実施しています。

今後の方針

引き続き国・県の動向を見ながら、第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画を評価し、第3次計画を策定・推進していきます。



⑤歯科保健の推進【健康福祉部 健康増進課】

事業（取組）内容

歯科保健の普及啓発を行います。生涯自分の歯でいられるよう、相談や教育を行います。

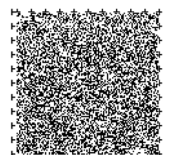
現状と課題

令和2年4月より第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画に基づき事業を実施しています。

協力団体である、北足立歯科医師会と年2回の会議を開催し、情報共有・意見交換を行っています。

今後の方針

引き続き国・県の動向を見ながら、第2次・第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画に基づき、歯科口腔保健事業を推進していきます。



(2) 外出手段の確保

障害者・障害児が積極的に外出に際し、外出手段等アクセシビリティの確保を支援します。

①福祉タクシー券の交付・自動車燃料費の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

在宅の重度障害者・重度障害児に対し、社会参加の促進や日常生活の援助を目的に、福祉タクシー券の交付、又は自動車燃料費の助成を行います。

現状と課題

単独での移動が困難な方への助成です。確実な制度周知を行っていく必要があります。

今後の方針

引き続き、外出支援の一助として制度を継続していきます。

②リフト付車両の運行（ふれあい号）【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

在宅の重度肢体障害者の利便を図るため、車いす利用者が乗降できる専用車（リフト付車両「ふれあい号」）の運行を行います。

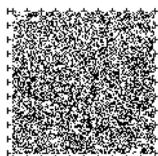
現状と課題

特に公共交通機関の利用が難しい、車いすを常時利用する身体障害者の移動手段として活用されています。

確実な制度周知を行っていく必要があります。

今後の方針

制度周知について随時見直しながら継続して実施します。



③自動車運転免許取得費の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

障害者の就労その他の社会参加を促進することを目的として、普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

現状と課題

2回の来庁が必要であった申請事務については、1回で終わられるよう利便性を重視した変更を行いました。

今後の方針

引き続き、通勤や生活圏の拡大を促進していくため助成をすすめていきます。

④自動車改造費の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

身体障害者の社会参加の促進を図るため、就労等に伴い自動車を利用する場合において、当該自動車の改造に要する費用を助成します。

現状と課題

毎年度一定のニーズがあります。

今後の方針

引き続き、自動車改造が通勤等の一助になるよう助成をすすめていきます。

⑤市内循環バスの利用料の免除【市民生活部 交通防犯課】

事業（取組）内容

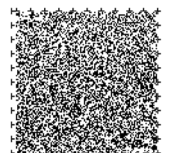
市内循環バス“ぐるっとくん”の利用にあたり、障害者手帳所持者及び介護者の利用料金を減免します。

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて外出機会が減ったことにより、利用者が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症が収まりつつあることで、再び利用者が増えてきています。対象者への継続した周知が必要です。

今後の方針

引き続き、利用者の外出機会の増加を目指して、事業を継続していきます。



(3) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

建築物、道路、公園等の公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点も取り入れ、誰もが安心して快適に生活できる環境を整備します。

①公共施設等におけるバリアフリー化の推進【行政経営部 施設課】

事業（取組）内容

バリアフリー化の義務付け以前に建設された既存の公共建築物について、エレベーター、多機能トイレ（オストメイト対応を含む）、スロープの設置等、改修時に市民の利用実態を踏まえながらバリアフリー化を推進します。

現状と課題

公共施設の用途に合わせ、新築及び改修時にエレベーター、多機能トイレ等を整備しています。

今後の方針

今後もバリアフリー化を継続していきます。

②公共交通機関におけるバリアフリー化の推進【市民生活部 交通防犯課】

事業（取組）内容

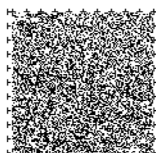
ノンステップバス導入補助及び内方線付き点状ブロック設置への補助を行います。また、ホームドアの設置等要望活動を行っていきます。

現状と課題

ノンステップバスについては、導入率が高くなっており、申請がない状況です。
ホームドアについては、継続した要望活動を実施していますが、設置には至っていません。

今後の方針

引き続き、ホームドア設置に向けて要望活動を実施していきます。



③放置自転車対策【市民生活部 交通防犯課】

事業（取組）内容

上尾駅及び北上尾駅（放置自転車禁止区域）の放置自転車の撤去の実施、自転車利用者に対する駐輪マナーの指導、点字ブロックの上に放置されている自転車や通行の支障となる放置自転車の整理を実施します。

現状と課題

コロナ禍の収束と共に放置自転車が微増しています。民間事業者による駐輪場を把握し、駐輪のマナーや放置禁止区域の周知を行うことが必要です。

今後の方針

引き続き、放置自転車対策を実施していきます。

④上尾市バリアフリー基本構想の推進【都市整備部 都市計画課】

事業（取組）内容

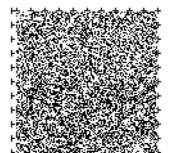
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、まちのバリアフリー化を一体的、計画的に推進するための「バリアフリー基本構想」の策定について検討します。

現状と課題

市町村によるバリアフリー基本構想の策定事例はまだ少なく、策定に向けた課題認識や庁内関係課との連携、庁内検討組織の構築、協議会の設置等について、調査研究をする必要があります。

今後の方針

公共施設、公共交通機関などの整備更新の際には、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを考慮した環境整備を重点的、一体的に実施することで、だれもが安心して快適に外出できる街づくりを総合的に推進します。



⑤「埼玉県福祉のまちづくり条例」による指導【都市整備部 建築安全課】

事業（取組）内容

「埼玉県福祉のまちづくり条例」により届け出が義務付けられている建築物等について、届け出の指導徹底を図ります。整備基準に適合した設計とするよう必要な指導・助言を行います。

現状と課題

「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、届け出の指導や設計者との協議を行っています。適合する建築物の割合を増加させることが課題です。

今後の方針

埼玉県福祉のまちづくり条例の基準に適合させるよう、設計者への指導や協議を引き続き行っていきます。

⑥都市公園等の施設更新【都市整備部 みどり公園課】

…都市公園等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

事業（取組）内容

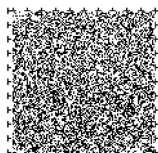
市管理の都市公園等を効率的に管理するため、上尾市公園施設長寿命化計画及び上尾市公園施設維持管理更新計画に基づき、老朽化した公園施設の更新を行います。

現状と課題

計画期間が40年と長期に渡るため、改修が老朽化の進行に追いつきません。
植栽は計画対象ではありませんが、苦情が多いことから改修に合わせた対応が必要となります。
地域毎の特色と多様化する市民ニーズの把握が必要となります。

今後の方針

総コストの10%削減を目指し、公園施設の集約・規模縮小を図ることで、管理業務の効率化に繋がります。
遊具更新にあたっては、インクルーシブ遊具の導入を検討します。
公園改修にあたっては、園内の移動等円滑化を図ります。



⑦小学校・中学校の管理運営【教育総務部 教育総務課】

事業（取組）内容

小学校、中学校におけるバリアフリー化を進めるため、スロープの設置や、多機能トイレへの改修等を推進します。

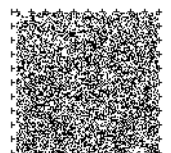
現状と課題

学校敷地内の通路や各校舎への出入り口にスロープ等の設置、多機能トイレ等は、整備済みとなっています。

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、車いす等でも各教室へ移動を行いやすい環境整備を図ることが課題です。

今後の方針

学校施設の更新に合わせて、小・中学校のバリアフリー化を推進します。



4 生活支援施策の充実（基本目標3）

（1）障害福祉サービス等の給付

障害のある人が、自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、必要なサービスを提供します。

①自立支援給付【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

障害者の日常生活及び社会生活を支援するために必要な障害福祉サービスの支給決定を行います。

障害程度が一定以上の人に生活上又は療養上の介護を行う「介護給付」、障害の程度に関わらず、一定期間に身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」、入院・入所中の障害者が退院・退所するための支援を行う「地域相談支援給付」のサービスがあります。

現状と課題

特に通所系事業所やグループホームについては開設が進んでおり、利用者が選べる時代へと変化が起きています。それに伴い、給付額も年々増加傾向にあり、社会的なサービスの需要は今後も高まっていくものと思われます。

今後の方針

引き続き、給付事業を実施していきます。

②障害児通所支援給付【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

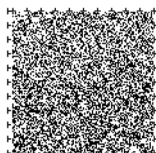
児童福祉法に基づき、心身の障害や発達に遅れのある児童に対して、生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進等の療育・訓練を行うサービスの支給決定を行います。

現状と課題

特に放課後等デイサービスについては開設が進んでおり、利用に係る給付額は増加の一途を辿っています。社会的養育の需要についても高まっていくものと考えられます。

今後の方針

引き続き、給付事業を実施しています。



③移動支援事業【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

外出時の移動が困難な障害者等が、円滑に外出することができるよう移動の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

現状と課題

余暇活動のための移動を支援する事業として需要がありますが、ヘルパー等の人手不足が深刻化しており、担い手の確保が課題です。

今後の方針

引き続き、事業を実施していきます。

④日中一時支援事業【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

障害者等の日中における活動の場を確保することにより、日常的に介護している家族に対して、就労の支援及び一時的な休息を供与します。

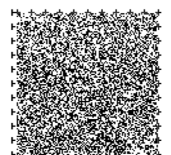
具体的には、障害者等に対し、日中における活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練、送迎サービスその他適切な支援を行います。

現状と課題

自立支援給付を補完する役割を担っており、一定の利用ニーズがあります。

今後の方針

引き続き、事業を実施していきます。



⑤訪問入浴サービス事業【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

自宅の浴室における身体介護サービスの利用では入浴が困難な、障害者・障害児に対して、訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

現状と課題

自立支援給付の居宅介護等を補完する役割もあり、サービスとして必要と考えられます。

今後の方針

引き続き、事業を実施していきます。

⑥生活サポート事業【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

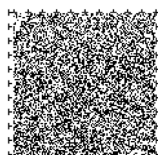
在宅の障害者・障害児の身近な場所での地域生活を支援するため、障害者・障害児に対する一時預かり、送迎、外出介助等のサービスを提供します。

現状と課題

頻度の高い継続利用は空きの問題から難しい状況にありますが、柔軟な事業運営が可能のため、自立支援給付や移動支援事業を補うサービスとして重要な役割を担っています。

今後の方針

引き続き、事業を実施していきます。



(2) 日常生活の支援

障害のある人の日常生活における自立を支援するため、サービス等の給付や各種手当の支給を行います。

①補装具費の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

身体障害者の社会生活能力及び日常生活能力の向上を図るために、補装具の購入・修理等に要する費用を支給します。

現状と課題

近年の傾向として、高齢世代の補聴器の支給申請が多くなっています。

今後の方針

引き続き、本人の障害状況等を踏まえながら支給を進めていきます。

②日常生活用具の給付【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

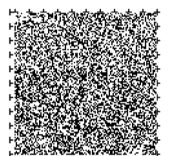
障害のある人の生活において必要な日常生活用具を給付します。

現状と課題

A I 機能を搭載した視覚障害者のための文字読み取り機器等、用具によっては性能や価格が向上しており、新たな給付対象として位置づける上での検討が必要になっています。

今後の方針

新たなニーズに対する給付項目については、他市町村の動向を注視しながら検討していきます。



③手話通訳者の派遣及び養成【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

音声・言語による意思疎通が困難なろう者に対し、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

また、手話通訳者養成講習を実施し、手話通訳者の養成を行っています。

現状と課題

ろう者への社会参加支援として、コミュニケーション手段の拡充を促進するために実施しています。

利用に関する普及を進めていくとともに、手話通訳者養成についても同様に制度周知及び啓発を行っていく必要があります。

手話通訳者が不足している問題を解消するため、電話リレーサービスとの両立が必要となります。

今後の方針

制度周知や啓発の方法を随時見直しながら、継続して事業を実施します。

④要約筆記者の派遣【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

音声・言語による意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

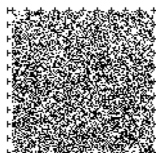
現状と課題

中途失聴者等、手話を習得していない聴覚障害者のコミュニケーション手段の拡充を促進するために、実施しています。

確実な制度周知に努めていく必要があります。

今後の方針

制度周知の方法を随時見直しながら、継続して事業を実施します。



⑤福祉機器の貸出【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

不要となった特殊寝台や車いすなどの福祉機器を回収し、点検及び消毒をした上で、必要な障害者・障害児へ貸し出しを行います。

現状と課題

障害福祉サービス等において、特殊寝台や車いすの貸与に関するサービスは他になく、一定の利用があります。
また、障害者手帳未所持の方等も利用することができるため、制度周知を行う必要があります。

今後の方針

制度周知の方法を随時見直ししながら、継続して事業を実施します。

⑥難聴児補聴器購入費の助成【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。

現状と課題

令和5年度より、県要綱の改正に伴い、購入費以外に修理費についての助成も可能になりました。

今後の方針

難聴児の生活面、教育面の支援に支障が出ないように、助成事業を実施していきます。

⑦小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

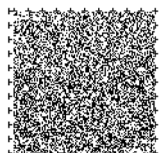
小児慢性特定疾病をもつ児童の生活において必要な日常生活用具を給付します。

現状と課題

制度利用にあたっての保護者負担については当面の間、免除扱いとなっています。

今後の方針

引き続き、本人の障害状況等を踏まえながら支給を進めていきます。



⑧重度障害者居宅改善整備費の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

在宅で生活する重度障害者・重度障害児に対し、バリアフリーを目的とした住宅改造費の一部を助成します。

現状と課題

日常生活用具の給付事業（居宅生活動作補助用具項目）も合わせて利用できる場合等があり、障害者宅への訪問調査等による実態把握から支給決定までの検討に時間を要します。

今後の方針

引き続き、本人の障害状況等を踏まえながら支給を進めていきます。

⑨在宅特別障害者等手当の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある障害者に対し、手当の支給事務を行います。

現状と課題

引き続きわかりやすい制度案内に努めます。

今後の方針

引き続き、事業を継続します。

⑩特別児童扶養手当の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

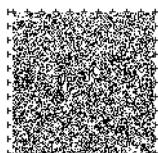
精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている保護者に対し、手当の支給事務を行います。

現状と課題

引き続きわかりやすい制度案内に努めます。

今後の方針

引き続き、事業を継続します。



⑪自立支援医療費（精神通院医療・更生医療・育成医療）の支給

【健康福祉部 障害福祉課、子ども未来部 子ども支援課】

事業（取組）内容

障害者総合支援法に基づき、障害の内容によって、指定医療機関における医療費の一部を公費負担します。

現状と課題

（精神通院医療、更生医療）

ともに利用増加傾向であるため、今後も制度の周知・啓発が必要です。

（育成医療）

平成30年度～令和4年度にかけて、申請の件数は減少しているものの、一人ひとりにかかる医療費が増加傾向にあります。

今後の方針

（精神通院医療、更生医療）

引き続き事業を継続します。

（育成医療）

引き続き、正確な事務処理を遂行するとともに、子ども支援課での申請受付の際は、障害福祉課で受けられる各制度についての案内チラシを手交し、関連制度の周知を図っていきます。

⑫重度心身障害者医療費の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

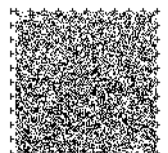
重度心身障害者の医療費の一部を支給します。

現状と課題

医療費の支給総額は減少傾向にありましたが、制度改正の令和4年度では増加しました。引き続き確実な制度案内に努めていく必要があります。

今後の方針

その他の公費負担医療制度も活用しながら、引き続き事業を継続します。



⑬重度心身障害者福祉手当の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

在宅の重度障害者・重度障害児に対し、手当を支給します。

現状と課題

年に2回の支給を行っています。
引き続きわかりやすい制度案内に努めます。

今後の方針

引き続き、事業を継続します。

⑭難病者見舞金の支給【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

難病者に対し、見舞金を支給します。

現状と課題

申請に基づき年度に一回見舞金を支給しています。申請者が増加傾向であり、引き続き制度周知に努めます。

今後の方針

引き続き事業を継続します。
広報紙やWebサイト等を活用し、制度周知を行います。

⑮配食サービス事業【健康福祉部 高齢介護課】

事業（取組）内容

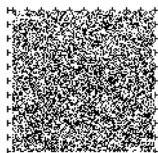
食事の支度が困難な高齢者や障害者に対して、協力店が安否確認の見守りを兼ねて栄養バランスのとれた食事を提供します。

現状と課題

多くの人々が利用しており、見守りについては、協力店から通報を受けた事例もあります。
パンフレットを作成し周知を行っています。
サービスが必要な人への認知度の向上が課題です。

今後の方針

事業を継続するとともに、サービスを必要とする人に知ってもらえるよう、様々な場でのサービスの周知に努めます。



⑩ふれあい収集【環境経済部 西貝塚環境センター】

事業（取組）内容

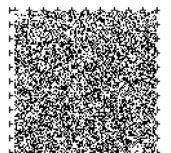
申請のあった障害者の自宅を訪問し、ごみ収集を行うとともに、声掛けと安否確認を行います。

現状と課題

利用世帯数が増加しており、今後さらに申請者が増えることが見込まれるため、利用可能枠の確保が課題となっています。

今後の方針

事業を継続するとともに、利用可能枠確保の対策を検討します。



(3) 危機管理体制の整備

災害等の発生時に、障害のある人に必要な支援の提供をはじめ、平時における減災対策の啓発活動に取り組みます。

①自主防災組織の育成支援【総務部 危機管理防災課】

事業（取組）内容

自主防災組織が参加する研修や訓練等を通して、要配慮者が必要とする支援や対応についての理解を深めるとともに、関係団体・機関の協力を仰ぎ、減災対策の啓発活動に努めます。

現状と課題

コロナ禍等もあり令和2年度以降、自主防災組織が訓練を実施する機会が減っています。また、地域によって組織力や訓練の練度にもばらつきがあります。

今後の方針

令和5年度から新規実施している市内6箇所で行う住民避難訓練等の機会を捉えて、自主防災組織の参加を促すことで、各自主防災会での訓練活動に活かしてもらいます。

②防災ガイドブック等の作成【総務部 危機管理防災課】

事業（取組）内容

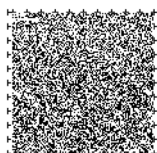
各種の障害に応じた災害時の具体的な対処方法や避難方法などをマニュアル化するとともに、その内容を盛り込んだ防災ガイドブックの作成・配布、ヘルプカードの作成・配布、市のWebサイトへの掲載を実施します。

現状と課題

令和3年度に防災ガイドブック・水害ハザードマップの冊子を全戸配布し、Web版洪水ハザードマップを公開しています。

今後の方針

法改正や基準の変更に伴い、防災ガイドブック等の更新をしていくとともに、関係各所と協力し改善に努めていきます。



③防災情報等の配信【総務部 危機管理防災課】

事業（取組）内容

様々な情報伝達手段を活用し、防災情報等を多くの市民に迅速に配信しています。

現状と課題

令和5年度に一齐情報配信システムを導入したことで、各媒体による防災情報の迅速な配信が可能になりました。

今後も、より幅広く市民に防災情報等を配信するため、従来から利用している媒体のみならず、様々な媒体の利用を検討する必要があります。

今後の方針

各媒体に一齐に情報配信することができるシステムを活用した情報の発信を行います。

④災害対策基金の管理事業（地域貢献型自動販売機の設置）【総務部 危機管理防災課】

事業（取組）内容

電光掲示板を搭載した、飲料水等の地域貢献型自動販売機を市内の公共施設等に設置し、平常時には地域情報や行政情報などを視覚情報として表示します。

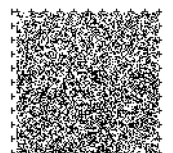
災害等の緊急時にはリアルタイムで防災情報を提供し、また、遠隔操作で自動販売機内の商品を飲料水として無料で提供する等の対策も順次実施します。

現状と課題

自動販売機を設置する主体は、施設を管理している部署になるため、危機管理防災課は施設管理部署に働きかけをしています。

今後の方針

引き続き、新たな設置場所について検討します。



⑤避難行動要支援者名簿の作成【総務部 危機管理防災課、健康福祉部 障害福祉課・高齡介護課】

事業（取組）内容

災害時に避難支援を必要とする人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、市、消防、民生委員、自主防災組織等がその名簿を共有して、災害時における避難誘導や安否確認などに役立っています。

現状と課題

現在は、月1回名簿を更新し、最新の状態を保つことを務めています。また、今後も申請のあった自主防災会に名簿を提供し、避難支援や見守り活動に活かしてもらいます。

令和5年度住民避難訓練に障害福祉課・高齡介護課職員が参加する形で、要配慮者避難訓練を実施しました。それに伴い、個別避難計画作成のモデルケースも併せて実施しました。

今後の方針

引き続き要配慮者に関する訓練を実施するとともに、水害リスクの高い地域にお住まいの方など、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成に努めていきます。

⑥火災予防の啓発【消防本部 予防課】

事業（取組）内容

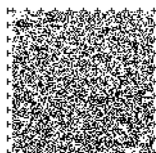
市内で開催される各種イベントに参加し、聴覚障害者に対しても分かりやすいリーフレット等を作成し、住宅用火災警報器の設置及び維持について広報活動を行います。

現状と課題

現在、市内の住宅用火災警報器の普及率は、約83%となっています。新型コロナウイルス感染症の社会的影響が減少傾向にあることから、早期にコロナ禍前のように、市民が多く集まるイベントで広報活動を実施していく必要があります。

今後の方針

現状の取組を継続していきます。更に、住宅用火災警報器の設置義務から10年以上が経過したことから、維持管理や交換の必要性について、広報活動を継続していきます。



⑦緊急医療情報キットの配布【消防本部 警防課】

事業（取組）内容

自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を筒状の容器に入れて自宅の冷蔵庫で保管し、万が一の災害や病気などの緊急時に備える、緊急医療情報キットを配布します。

現状と課題

関係各所と協力し希望に応じて配布しています。引き続き本業務の周知に努めるとともに、配布済みの方に対しては情報の更新をお願いしていく必要があります。

今後の方針

障害者の安全安心を確保するため、本業務の周知方法、配布方法を検討しながら、継続して実施していきます。

⑧緊急通報手段の確保【市民生活部 交通防犯課、消防本部 指令課】

事業（取組）内容

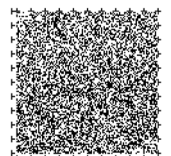
埼玉県警察が行っている「メール・FAX110番」について、市Webサイトでの周知を行っています。聴覚、音声機能、言語機能、そしゃく機能に障害のある人を対象に、ファクス及び電子メールによる119番通報に対応しています。また、文字入力による119番通報ができるシステムを導入しています。

現状と課題

効果的な周知方法をとる必要があります。（交通防犯課）
それぞれの通報システムは、利用者が少ないです。また、上記システムは、消防指令システムと接続できないことから、緊急車両の出場に複数人での対応が必須です。（指令課）

今後の方針

より効果的に周知出来るよう、市Webサイト以外の媒体での広報活動も検討します。（交通防犯課）
市Webサイトでの周知を行います。また、指令システム更新に合わせて通報システムが接続できるよう検討していきます。（指令課）



(4) 家族支援

障害のある人やその家族に対し、不安や負担を軽減するために必要な支援を行います。

①超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

埼玉県が指定する医療機関等に対し、超重症心身障害児を日常的に介護する家族の負担を軽減するためのレスパイトケアとしての短期入所及び日中一時支援事業に要する費用の一部を助成します。

現状と課題

利用ニーズは高まっています。

今後の方針

引き続き、家族の介護負担軽減が図れるよう本事業を実施していきます。

②学齢期の発達障害児を養育する家族への支援

【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業（取組）内容

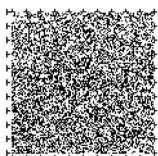
発達障害及びその疑いのある小学・中学・高校生の保護者に対して、障害の特性、対応方法等に関する正しい理解を深めるための講座を実施します。

現状と課題

オンラインと対面のそれぞれの長所を生かし、講座を実施しています。

今後の方針

今後も、受講者のアンケートを参考に、家族の希望に沿った講座を開催できるようにしていきます。



③家族介護への支援【健康福祉部 高齢介護課】

…認知症サポーターの養成

事業（取組）内容

認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、認知症についての正しい知識を身につけ、支援する「認知症サポーター養成講座」を開催します。

現状と課題

新型コロナウイルス感染拡大以降、開催回数・修了者数が減少しています。また、小中学校等の若年層に対しての開催が少ない現状があります。

今後の方針

引き続き事業を継続し、認知症サポーター養成講座の修了者数拡大や若年層への養成講座の開催数の増加を目指します。

④家族介護への支援【健康福祉部 高齢介護課】

…介護家族会・家族介護教室の実施

事業（取組）内容

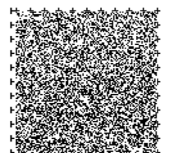
在宅で介護している家族の悩みや心配ごと等を解消できる場である介護家族会、介護知識等を学ぶ家族介護教室を開催します。

現状と課題

個別相談、郵送等の非接触型から集合型に戻りつつありますが、参加者が減少傾向にあります。

今後の方針

今後も家族支援のため普及・啓発等を継続するとともに、課題やニーズの変化など、時代の変化に則した家族介護者に対する支援のあり方を検討していきます。



⑤市民向け講座・家族サロンの実施【健康福祉部 健康増進課】

事業（取組）内容

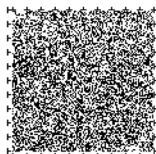
メンタルヘルスに対する正しい理解の普及、精神障害・発達障害のある方の社会復帰及び社会参加に対する支援の推進のため、市民向けの講座、家族サロンを実施します。

現状と課題

ピアサロンは、統合失調症・気分障害・依存症・自死遺族の4つのテーマ毎に開催しています。こころの健康講座は毎年、時代に合ったテーマを選定し実施しており、幅広い層の参加者が集まっています。

今後の方針

ピアサロン、こころの健康講座は引き続き実施し、一般市民への啓発を行うとともに家族のセルフヘルプグループの育成を支援します。



(5) 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族に対し、日常生活や社会生活全般を支援するため、必要な情報提供や関係機関との連絡調整、必要な助言等が行えるよう、相談支援体制の強化・充実を図ります。

①障害者生活支援センターの設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う、障害者生活支援センターを設置します。

現状と課題

上尾市、桶川市、伊奈町の2市1町を5つのエリアに分割し、5か所の障害者生活支援センターで相談を受ける体制となりました。当初は引継ぎ等の案件が多く連携の難しい時期がありましたが、現在は市民からの多くの相談に対応しております。

今後の方針

難病に関する相談等、新しい地域課題に向けても体制を整備していきます。

②サービス等利用計画の作成（計画相談支援給付・障害児相談支援給付）

【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

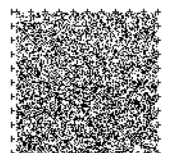
福祉サービス等の利用にあたり、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを実施します。

現状と課題

特に障害児に対する計画作成が進んでいないため、今後、障害児に対する障害児支援利用計画の作成が求められています。

今後の方針

上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターを中心に、まだ相談支援事業を運営していない市内の法人等に、相談支援事業所の新規開設に向けた働きかけなどを行い、計画作成数の増加を目指していきます。



③身体・知的障害者相談員の設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

身体障害者及び知的障害者からの相談に対し、必要な助言を行います。

現状と課題

関係機関との情報共有や連携等についての協力を求めながら、引き続き、身近な相談先としての支援を実施します。

今後の方針

関係機関との情報共有や連携等についての協力を求めながら、引き続き、身近な相談先としての支援を実施します。

④子育て・ひきこもり相談支援【子ども未来部 子ども家庭総合支援センター】

事業（取組）内容

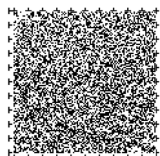
子育ての悩み（子育て全般、子どもの発達、児童虐待など）やひきこもりの悩み（ニート、ひきこもり、不登校など）の相談を実施します。

現状と課題

週5回（1日5コマ）心理相談員が相談を受けています。
子育て、発達、不登校、ひきこもりなど、幅広く相談へのアドバイスを行うとともに、相談者の希望に沿った関係機関へ引き継ぎを行っています。

今後の方針

心理相談員が、子育て期から若者期まで、幅広く相談に対応していくため、関係機関と連携体制の強化を図ります。



⑤子育て相談の実施【子ども未来部 子育て支援センター】

事業（取組）内容

発達等に不安を抱えている乳幼児の保護者に対し、面接や電話、メール、訪問による相談支援を実施します。

また、子育てに関する講座等を開催し参加者同士の交流の機会をつくるなど、子育て中の保護者の不安感・負担感の軽減を図ります。

現状と課題

保育士による電話、メール、訪問の他、助産師による面接相談に対応し、子育て中の保護者の不安感の軽減に努めていますが、関係各所との連携の強化や研修への参加など相談支援体制の充実を図る必要があります。

今後の方針

引き続き、保育士や助産師による相談機関として、相談しやすい環境づくりを意識し、発達や子育てなどの保護者の不安感・負担感を軽減し、細やかな支援に努めます。

⑥育児・発達相談の実施【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業（取組）内容

発達に不安や課題がある乳幼児等の保護者に対し、相談支援を実施します。

現状と課題

相談件数は年々増加しています。また、相談内容の複雑化や児を取り巻くサービス等、年々変化する環境に対応しながら、個別のニーズに沿った相談が受けられるように対応していく必要があります。

今後の方針

継続して、関係機関と連携しながら、相談事業を推進していきます。

⑦民生委員・児童委員による相談支援【健康福祉部 福祉総務課】

事業（取組）内容

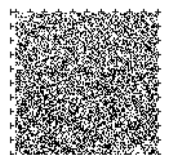
民生委員・児童委員による相談支援を実施します。

現状と課題

民生委員・児童委員は、障害者やその家族などから相談を受けた際には、制度の概要を説明し、必要に応じて関係機関につなげています。

今後の方針

引き続き研修会などを通じて、障害者・児に対する知識の理解度が深まるように図っていきます。



⑧生活困窮者に対する相談支援【健康福祉部 生活支援課】

事業（取組）内容

生活保護法に基づき、生活困窮者に対して扶助費を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を支援するとともに、その自立を助長するよう相談支援業務を行います。

現状と課題

生活保護受給に至る前の段階においても、自立相談支援事業として、相談支援を実施しています。

今後の方針

生活保護受給に至る前の段階においても、また保護受給の場合も、引き続き自立助長を促すよう相談支援を実施します。

⑨地域包括支援センターでの総合的な相談支援【健康福祉部 高齢介護課】

事業（取組）内容

高齢者、養護者等の総合的な支援のための拠点として、地域包括支援センターを設置し、介護の要否にかかわらず、幅広く相談にあたります。

現状と課題

高齢者の総合的な支援のために拠点施設として設置し、元気な人から介護の必要な人まで、幅広く高齢者の相談にあたっています。

今後の方針

引き続き、相談支援を実施します。

⑩親子への健康教育・相談【健康福祉部 健康増進課】

事業（取組）内容

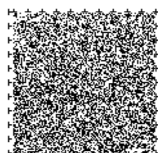
乳幼児の健康の保持及び増進のため、個別又は集団的に必要な指導・助言を行います。

現状と課題

乳幼児期の発育・発達は変化が著しく、月齢により母親の不安やストレスが異なり、相談内容も多岐にわたります。支援の必要な時期に相談・教室事業等を実施していく必要があります。

今後の方針

引き続き相談・教室事業を実施し、親子が健やかに過ごすことができるよう支援していきます。



⑪こころの健康づくり【健康福祉部 健康増進課】

事業（取組）内容

市民のメンタルヘルスの向上及び自殺予防を目的に、相談・啓発事業を実施します。

現状と課題

メンタルヘルスの課題はより幅広く多岐にわたっています。また、子ども・若年層を中心に自殺者数が増加しており、よりアクセスしやすい相談窓口が必要です。

今後の方針

SNSなど、若年層が相談しやすい相談窓口、幅広い層に届く啓発事業を継続します。また、市民がメンタルヘルスに対する意識を高め、セルフケアを行えるような支援を行います。

⑫消費者被害の未然防止に対する相談支援【市民生活部 消費生活センター】

事業（取組）内容

消費者被害の早期解決や未然防止のため、有資格者の相談員を配置し、市民からの相談に対し助言・斡旋等を行います。

現状と課題

複雑化かつ多様化した消費生活相談に対応するため、相談支援体制のさらなる強化が必要となっています。

今後の方針

引き続き関係各所との連携を図っていきます。

⑬児童生徒への教育相談【学校教育部 教育センター】

事業（取組）内容

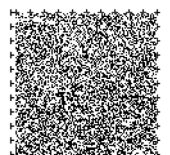
小・中学校の児童生徒とその保護者に対し、相談支援を実施します。

現状と課題

教育相談（電話相談、面接相談、訪問相談）を実施し、不登校、性格・行動、学習・発達、精神・身体症状、障害等について、相談支援を実施しました。相談件数が増加しており、その対応が課題です。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。また、相談体制を工夫するとともに、今後も相談者に寄り添った相談支援を続けていきます。



⑭就学相談の実施【学校教育部 教育センター】

事業（取組）内容

就学前の幼児の保護者に対して、就学に関する相談支援を充実させるため、専門機関としての機能を充実させ、各種相談事業を推進します。

現状と課題

発達に不安があり支援が必要と考えられる就学前の幼児の保護者に対し、必要に応じて発達検査を実施し、その結果に基づき、子どものニーズに合った支援ができるよう検討しています。相談件数が増加しており、相談、発達検査を実施可能な職員の増員が必要です。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。また、学校の長期休業期間中に研修等を行い、発達検査を実施可能な職員を育成していきます。

⑮福祉総合相談窓口「ふくしの窓口」による相談支援【健康福祉部 生活支援課】

事業（取組）内容

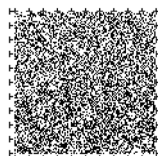
「ふくしの窓口」は、「どこの窓口で相談してよいかわからない」、「複数の相談窓口にまたがる」、「どこから手をつけてよいかわからない」など、福祉に関して困った時の福祉総合窓口として、相談内容を伺い、利用可能な福祉制度・適切な相談窓口を案内します。

現状と課題

複合的な内容等の相談を丁寧にお伺いするため、相談については、事前に電話、FAX及び相談フォームによる予約制としています。相談の多くは、相談先が分からない事例となっています。

今後の方針

各種相談に対してスムーズな相談支援が行えるよう、庁内の関係各課の協力員及び市社会福祉協議会や鴻巣保健所など外部とも連携の強化を図ります。



(6) 市からの情報提供の充実

障害のある人が、市からの情報を円滑に受け取ることができるよう、広報誌、Webサイト等の作成に配慮します。

①声の広報の発行【市長政策室 広報広聴課】

事業（取組）内容

アクセシビリティに配慮した広報活動を実施します。

現状と課題

登録者数が少なく、更なる周知が必要です。

今後の方針

当該事業の更なる周知を図りながら、継続して実施します。

②声の議会だよりの発行【議会事務局 議事調査課】

事業（取組）内容

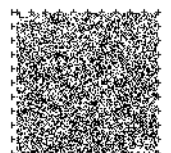
視覚障害者向けに、議会だよりのデージー図書を作成し、『声の議会だより』として希望者に貸し出します。

現状と課題

登録者が少なく、更なる周知が必要です。

今後の方針

周知方法について検討していくとともに、継続して実施します。



③上尾市Webサイトの運用【市長政策室 広報広聴課】

事業（取組）内容

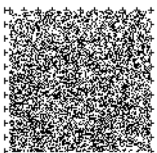
視覚・色覚障害者に配慮した上尾市Webサイトを運用しています。

現状と課題

上尾市Webサイトでは、該当ページの文章を音声として読み上げる機能を利用できたり、「声の広報」「声の議会だより」の音声データを公開したりするなど、配慮した運用を行っています。

今後の方針

研修やマニュアルなどを通じて、職員にホームページ作成上の注意点などを周知しながら、引き続き障害者に配慮した運用を行います。



(7) 人材育成の推進

①上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会の設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

障害者総合支援法に基づき、地域の障害福祉に関する体制整備の中核的な役割を果たし、また、地域の実情に応じた課題を検討するための場として、地域自立支援協議会を設置しています。

現状と課題

令和5年度は、5つの部会と2つのプロジェクトに再編。差別に関する市内就労継続支援B型事業所利用者へのアンケート調査の集計が終わり、地域課題を整理、共有する機会となりました。近年は成年後見制度に携わる職員が増えており、制度利用支援を推進するために新たな研修が必要な状況にあります。

今後の方針

引き続き、その年度の状況によって、柔軟に部会の編成等を行い、地域課題に対応していきます。

また、成年後見制度等新たな研修ニーズにも対応を行っていきます。

②市職員に対する研修【総務部 職員課】

事業（取組）内容

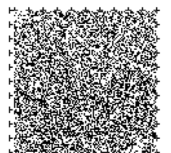
障害福祉に関する専門的人材の育成をします。

現状と課題

専門職からの申請に基づき、自主研修グループに対し助成を行っています。また、専門職または関係所属からの要望に基づき、研修を受講させるため市町村アカデミー及び彩の国さいたま人づくり広域連合に専門職を派遣しています。

今後の方針

引き続き、自主研修グループに対する助成や研修への派遣を行っていきます。



③市役所における専門的人材の確保【総務部 職員課】

事業（取組）内容

障害福祉を支える専門的人材を確保します。

現状と課題

専門職の職員採用については、例年応募者が少ない状態です。適宜募集要件や周知方法の見直し等を行い、応募者の増加に努めています。

今後の方針

引き続き、募集要件や周知方法の見直し等を検討し、応募者の増加に努めます。

④保育所職員の発達障害に関する資質の向上【子ども未来部 保育課】

事業（取組）内容

市立保育所職員の資質向上を図るため、発達障害に関する研修、発達支援サポーター研修、発達支援マネージャー研修等に参加します。

また、職員間で学習会を実施します。

現状と課題

保育所職員の発達障害に関する資質の向上と、保育士等職員の確保が課題です。

今後の方針

引き続き、各種研修に参加し、学習会を実施していきます。

⑤幼稚園職員への発達障害研修の実施【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業（取組）内容

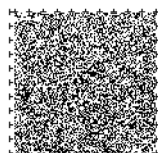
市内の幼稚園職員に対して、発達障害についての知識と具体的な関わり方などを学んでもらうための研修を実施します。

現状と課題

参加者からは例年好評をいただいておりますが、参加が定着している幼稚園がある一方で事業開始以来、未参加の幼稚園もあります。

今後の方針

より現場のニーズに沿ったテーマを掲げて実施していきます。



⑥協働のまちづくり推進事業【市民生活部 市民活動支援センター】

事業（取組）内容

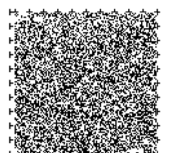
市民活動団体と行政との協働を推進していくため、協働によるまちづくりの規範となる事業を展開する市民活動団体へ補助を行っています。

現状と課題

行政だけでは解決できない施策を市民活動団体と協働して実施していきます。

今後の方針

市民活動団体と市との協働を推進していくために今後も継続していきます。



5 療育・教育体制の充実（基本目標4）

（1）療育の充実

障害児が充実した生活を送ることができるよう、精神的・身体的な発達に必要な支援を促進します。

①市立保育所における障害児保育の実施【子ども未来部 保育課】

事業（取組）内容

各市立保育所において障害児保育を実施します。

現状と課題

障害児保育の充実が課題です。

今後の方針

継続して事業を実施していきます。

②保育要録の作成及び提供【子ども未来部 保育課】

事業（取組）内容

小学校就学に際し、入所児童の保育要録を作成し、学校へ提供します。

現状と課題

幼保小の連携強化が課題です。

今後の方針

継続して事業を実施していきます。

③親子相談の実施【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業（取組）内容

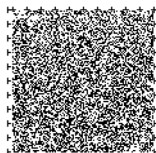
発達に不安や課題のある乳幼児と保護者を対象に、子どもの健やかな発達や保護者の育児不安の軽減を図るため、集団遊びや個別指導、学習会などを実施しています。

現状と課題

発達状態に応じたクラス運営を行っています。

今後の方針

継続して事業を実施し、支援していきます。



④発達訓練や相談の充実【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業（取組）内容

発達に不安や課題のある乳幼児及び小・中学生に対して、よりよい発達を支援するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士による訓練及び相談を実施します。
作業と言語は就学前までの幼児を対象とし、心理は小学生まで、理学は中学生までを対象として行っています。

現状と課題

個別対応のきめ細かいサービスを提供する事業です。ニーズの増加に応じて開催日数を拡大しています。増え続けるニーズに対し適切なタイミングで相談を受けられるように支援していきます。

今後の方針

個々の成長・発達に対し、適切なタイミングで相談を受けられるように支援していきます。

⑤つくし学園運営事業【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業（取組）内容

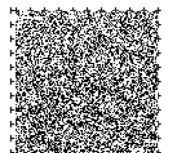
発達に不安のある幼児や障害のある幼児（重複障害児・重症心身障害児を含む）に、療育・保育を行うことで、心身の成長を促し、個々の力を伸ばします。

現状と課題

小集団の活動と理学療法士等の専門職による個別支援を合わせて行っています。

今後の方針

複合施設の特徴を生かし、継続して事業を実施していきます。



⑥保育所等訪問支援事業【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業（取組）内容

保護者の申請に基づき、訪問支援員が保育所や幼稚園を訪問し、発達支援の必要な児童がよりスムーズに集団生活に適応できるよう、保育士に対し個別の専門的な助言等を行います。

現状と課題

発達障害の特性をもつ児童に対してアウトリーチ型の支援として児童の在籍先の職員に普段の生活環境に応じた助言や支援を行っています。年度後半に上がってくる希望に応じられるよう対応しています。

今後の方針

継続して事業を実施し、支援していきます。

⑦発達支援専門員巡回事業【子ども未来部 発達支援相談センター】

事業（取組）内容

発達支援の知識や経験を有する専門員が保育所・幼稚園・学童保育所を巡回し、保育士等に対して、発達が気になる子どもやその保護者の支援方法について助言・指導を行います。

現状と課題

年々相談件数が増加しており、専門員が保育士等への相談に対応しています。

今後の方針

継続して事業を実施し、発達が気になる子どもに対する早期支援を行なっていきます。

⑧学童保育所における障害児の受け入れ【子ども未来部 青少年課】

事業（取組）内容

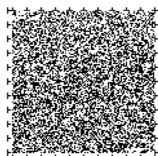
学童保育所における障害児の受け入れを推進します。
障害児を受け入れている学童保育所について、専門知識を有する支援員の配置に必要な費用の助成、また、支援員の研修参加を推進します。

現状と課題

障害児の受け入れが年々増加しており、専門知識を有する支援員の確保が求められています。

今後の方針

引き続き受け入れを実施します。



(2) 教育体制の充実

インクルーシブ教育の理念のもと、専門性の高い教育環境を構築し、障害児の教育に努めます。

① 図書館の利用支援【教育総務部 図書館】

…点字、録音資料等の郵送や来館での貸出及び障害のある方にも読みやすい資料の収集

事業（取組）内容

点字、録音資料（デージー図書・雑誌）及び音楽CDについて、郵送や来館での貸出を実施します。また、障害のある方にも読みやすい資料を収集、配架します。

現状と課題

録音資料の貸出件数は減少傾向にあります。サービスについて周知が不足しています。令和5年6月から「上尾市図書館りんごの棚」を本館に設置し、障害のある方も利用しやすい資料を配架しています。当事者・支援者に届くよう継続的な周知が必要です。

今後の方針

録音資料等の郵送及び来館貸出のサービス及び「上尾市図書館りんごの棚」コーナーについて情報発信と周知を引き続き行います。

② 図書館の利用支援【教育総務部 図書館】

…図書館音訳者による対面朗読及び録音資料作成

事業（取組）内容

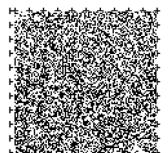
図書館音訳者が、活字による読書が困難な人に、希望する図書を直接読む、対面朗読サービスを行います。また、録音資料製作のための音訳者養成講座を実施し、図書館音訳者を養成し、録音資料を製作します。

現状と課題

対面朗読サービスは定期的に利用されています。録音資料製作については、毎年の研修を通し、図書館音訳者の能力向上を図り、視覚障害者等の利用者の求めに応じ、適宜資料を製作しています。共にサービスについて、周知が不足しています。

今後の方針

対面朗読については、図書館音訳者により引き続き行います。録音資料製作については、利用者ニーズに応じて、計画的に製作していきます。



③図書館の利用支援【教育総務部 図書館】

…宅配サービスの実施

事業（取組）内容

図書館への来館が困難な方に、宅配サービスを実施します。

現状と課題

宅配サービスの利用者数は横ばい状況にあります。サービスについて周知が不足しています。

今後の方針

宅配サービスの拡大及び運営体制について、今後の検討課題としています。

④さわやかスクールサポート事業（学級支援員派遣事業）【学校教育部 学務課】

事業（取組）内容

市立小学校・中学校における特別支援教育の充実と、障害のある幼児、児童及び生徒を支援するために、支援員を配置します。

現状と課題

アピースマイルサポーターを配置し、一人一人の発達段階に応じた支援を行っています。支援員の確保が課題となっています。

今後の方針

引き続き、アピースマイルサポーターの配置をしていきます。

⑤進学時における関係機関との連携強化【学校教育部 指導課】

事業（取組）内容

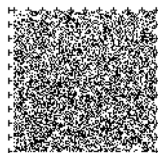
幼稚園や保育所から小学校などへの進学や、小学校から中学校などへ進学する際、障害のある幼児、児童及び生徒に対する配慮が途切れないよう、関係各機関の連携強化を推進します。

現状と課題

合同研修会や情報交換会などで、教員の資質向上と幼・保・小・中の連携を進めています。就学時や進学時に関係機関から提供される児童生徒の情報を確実に共有し、指導に生かしていくことが課題です。

今後の方針

引き続き合同研修会や情報交換会を実施し、幼・保・小・中の連携を深めていきます。



⑥児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…通級による指導の充実

事業（取組）内容

通常の学級に在籍する児童生徒が、障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」の充実を図るとともに、担当教員に対する指導方法等の研修を充実します。

現状と課題

研修会を通し、教員の専門性の向上を図っています。特別支援学級の新担当者や経験の浅い教員の資質向上が課題です。

今後の方針

「通級による指導」のさらなる充実と、担当教員の指導力向上を図ります。

⑦児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…特別支援教育コーディネーターによる相談体制の充実

事業（取組）内容

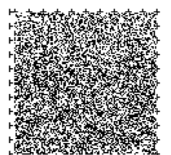
特別支援教育コーディネーターが中心となり、通常学級で発達障害のある児童生徒の保護者が学校に相談しやすい体制づくりと、組織として適切に保護者への対応ができるよう、校内委員会の充実を図ります。

現状と課題

研修会を通し、特別支援コーディネーターの役割について理解を深めるとともに、特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を進めています。

今後の方針

組織的な支援を推進するための、校内支援体制の充実を図ります。



⑧児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…発達障害についての研修及び巡回相談の実施

事業（取組）内容

発達障害に対する教職員の理解を深めるため校内の支援体制を整備するとともに、一人一人に応じた指導方法等について研修の充実を図ります。

現状と課題

各校において管理職や特別支援コーディネーターを中心として、校内委員会の充実を図っています。特別支援教育担当教員だけでなく、通常学級担任も含めた特別支援教育に対する理解を深めていくことが課題です。

今後の方針

各校の校内委員会を充実させ、一人一人の教育的ニーズに対応するための組織力を一層高めていきます。また、特別支援学校特別支援教育コーディネーターの「センター的機能」を生かし、引き続き巡回相談を行い、個に応じた指導方法の充実を図ります。

⑨児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…全ての教職員への更なる研修の充実・強化

事業（取組）内容

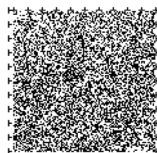
特別支援教育に関わる教職員だけではなく、幼稚園や小・中学校の全ての教職員が、さまざまな障害及び障害者に対する理解と認識を一層深めるよう、研修の充実・強化を進めます。

現状と課題

各校の特別支援教育コーディネーターが参加する研修会や特別支援教育担当者以外の教職員も参加できる研修会を実施し、特別支援教育に対する理解を深めています。特別支援教育担当者以外の教職員も含めた指導力の向上が課題です。

今後の方針

特別支援教育担当者以外の教職員も含め、さまざまな障害及び障害者に対する理解と認識を一層深められるよう、研修会の充実を図ります。



⑩児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…指導計画作成のための研修

事業（取組）内容

障害のある児童生徒が適切な教育的支援を受けられるよう、個別の指導計画や教育支援計画を作成するとともに、相談技術向上のための研修の充実を図ります。

現状と課題

県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターなどを講師として招き、個別の指導計画及び教育支援計画の作成や活用の仕方について研修を行っています。通常の学級における個別の指導計画及び教育支援計画の活用が課題です。

今後の方針

引き続き、県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を講師として招き、個別の指導計画や教育支援計画の作成や活用、相談技術向上のための研修の充実を図ります。

⑪児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…特別支援学級についての理解の促進

事業（取組）内容

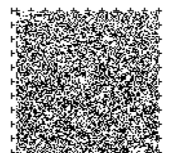
特別支援教育に対して、特別支援学級設置校と未設置校、特別支援学級担当教員と通常学級担当教員と保護者とがそれぞれ共通認識をもつよう、各学校での連携を推進します。

現状と課題

研修会において、事例研究や授業研究会を取り入れ、教育的ニーズに応じた支援の充実を図るとともに、特別支援教育リーフレットの配布を通じて、保護者への啓発を行っています。

今後の方針

令和6年度に市内全ての小・中学校に特別支援学級が設置される予定です。今後も、事例研究や授業研究会など、具体的で実践的な指導場面を取り入れた研修を行い、学校間の連携を図るとともに、保護者への啓発も行っていきます。



⑫児童生徒一人一人に応じた支援の充実【学校教育部 指導課】

…医療的ケア児への対応と支援

事業（取組）内容

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒に的確な支援ができるよう、教職員の確保・育成を検討します。

現状と課題

医療的ケア児が在籍する小・中学校において、養護教諭や生徒指導・教育相談担当が中心となり、関係機関や保護者と連携しながら、学校においての的確な対応・支援ができるよう体制整備を図っています。一人一人の教育的ニーズに合わせた支援体制の構築が課題です。

今後の方針

医療ケア児一人一人の教育的ニーズに合わせた支援体制を整備するため、学校、関係機関、保護者の連携を一層深めていきます。

⑬障害のある幼児や家族に対する就学支援の充実【学校教育部 教育センター】

事業（取組）内容

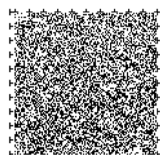
障害のある幼児や家族に対する相談機能や、専門機関としての機能の充実を図ります。また、保護者との相談を基に、関係機関との連携を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた就学先を専門的な領域から判断し、保護者と合意形成を図った上で就学先を決定します。

現状と課題

障害のある子ども、障害の疑われる子どもやその家族に就学相談や情報提供を行っています。また、つくし学園・発達支援相談センターの就学相談保護者説明会を実施しています。保護者説明会について、今後さらに充実させていくことが課題です。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。また、特別支援教育に関する情報提供や保護者説明会の方法と頻度について検討していきます。



⑭障害のある児童生徒に対する就学支援の充実【学校教育部 教育センター】

事業（取組）内容

小・中学校の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対する就学支援のあり方について、本人や保護者の意思を尊重しながら検討を進めます。

現状と課題

障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を検討するため、就学支援委員会を開催しています。

今後の方針

就学支援委員会を継続して実施します。児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握するための相談の充実、特性に応じた支援体制の充実が図れるよう関係学校、関係機関と連携を強めます。

⑮教育相談体制の充実【学校教育部 指導課・教育センター】

事業（取組）内容

教育センターや特別支援学級で行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学級の機能を充実・強化します。

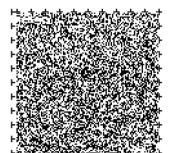
また、福祉、医療、保健及び就労等の関係機関との連携を強めます。

現状と課題

学校と連携しながら、多面的に児童の特性を把握し、本人のニーズや、本人、保護者の意見を踏まえた相談を行っています。また、関係機関との連携を強化し、実態に応じた支援体制の充実が図れるようにしています。

今後の方針

相談事業の充実を図り、継続して実施します。また、相談体制を工夫するとともに、今後も相談者に寄り添った相談支援を続けていきます。



⑩ アップピースマイルサポーターと特別支援学級補助員の資質向上

【学校教育部 教育センター】

事業（取組）内容

小学校、中学校のアップピースマイルサポーターと特別支援学級補助員の配置に合わせて、支援員と児童生徒との望ましい関わり方の研究を進めます。

現状と課題

アップピースマイルサポーター研修会、特別支援学級補助員研修会を年間9回実施し、教職員の指導力や支援の手立て、資質の向上を図っています。

今後の方針

アップピースマイルサポーター研修会・特別支援学級補助員研修会を継続して実施します。

⑪ 特別支援学級補助員派遣事業【学校教育部 学務課】

事業（取組）内容

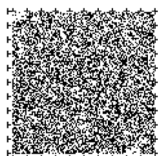
特別支援学級において担任教員の行う指導の補助にあたるため、特別支援学級補助員を特別支援学級が置かれる市内小・中学校に配置します。

現状と課題

特別支援学級補助員を配置し、一人一人の特性に応じた支援を行いました。

今後の方針

引き続き、特別支援学級補助員を配置していきます。



6 地域社会への参加促進（基本目標5）

（1）社会参加の促進

障害のある人の地域社会への参加、人との交流を支援するため、文化活動・スポーツ活動等をはじめとした様々な機会を提供します。

①ピアサポート体制の充実【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

障害者がお互いに助け合うピアサポートの普及啓発について支援し、障害者の社会参加を促進します。

現状と課題

令和5年度講座は対面開催を実施しています。ピアサポート講座修了者の一部の人は、修了後の活動の場を求めている傾向にあります。

今後の方針

講座修了者たちの活動については、講座共催をしているあげお福祉会「杜の家」の協力が不可欠なことから市としても連携を行っていきます。

②地域活動支援センターの設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

主に身体障害者の活動の場である「ふれあいハウス」「あけぼの」に加え、精神障害者の活動の場である「杜の家」を、地域活動支援センターとして設置しています。

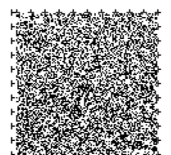
現状と課題

地域生活の支援を希望する障害者に対して、活動の場の提供、サービスについての情報提供等を行っています。

利用者の対応が多様化しており、複雑な問題を抱えた事例が増えています。

今後の方針

関係機関及び障害福祉サービス事業所との連携を深め、複雑な事例への対応や、安定した事業運営に努めていきます。



③障害者スポーツへの参加の促進【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

障害者スポーツに関する情報提供やスポーツ大会へのボランティア参加を促し、また、障害者スポーツ支援のため、ふれあいピック（春季・秋季）等の周知を行います。

現状と課題

上記と同様。

今後の方針

引き続き、障害者スポーツ支援のため、ふれあいピック（春季・秋季）等の周知を行います。

④コミュニティセンター・イコス上尾・文化センターの利用料金の減免【市民生活部 市民協働推進課】

事業（取組）内容

コミュニティセンター・イコス上尾・文化センターを運営します。

現状と課題

障害者及びその家族が安心して施設を利用できるようそれぞれの施設について、障害者・障害児の関連団体に対し、利用料金の減免を行っています。

今後の方針

障害者及びその家族の利用については減免を継続します。改修工事を実施する際は、バリアフリー化について検討します。

⑤市民活動支援センター運営事業【市民生活部 市民活動支援センター】

事業（取組）内容

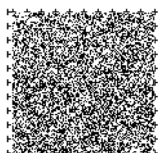
市民活動に関する情報の収集、相談、交流、研修、調査及び研究等、市民との協働を推進するために設置した市民活動支援センターを運営します。

現状と課題

公開講座、情報誌発行、職員向け研修などの事業を実施しています。

今後の方針

今後も市民への情報提供等を行い、団体の自立的な活動の支援を行っていきます。



⑥上尾市ギャラリーの使用料の減額【教育総務部 生涯学習課】

事業（取組）内容

市民の創作活動を支援するため、美術作品等の展示、発表及び鑑賞の場として、市民ギャラリー及び市役所ギャラリーを運営します。

現状と課題

上尾市ギャラリー管理規則に基づき、障害者・障害児の関連団体が主催する行事等に使用する場合の使用料を減額しています。

今後の方針

今後も、心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合は、使用料を減額します。

⑦公民館の使用料の減額【教育総務部 生涯学習課】

事業（取組）内容

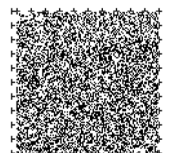
市内の生涯学習振興のため、市内6館の公民館を管理運営し、各事業の企画・実施を行っています。

現状と課題

上尾市公民館管理規則に基づき、障害者・障害児の関連団体が主催する行事等に使用する場合の使用料を減額しています。

今後の方針

今後も、心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合は、使用料を減額します。



⑧スポーツ大会・教室等の開催【教育総務部 スポーツ振興課】

事業（取組）内容

生涯スポーツ・レクリエーションについて大会等を実施し、幼児期から高齢期まで、性別、障害の有無を問わず、すべての市民がスポーツ活動に参画する機会を提供し、健康の保持や体力の増進に努めます。

現状と課題

障害の有無を問わずハーフマラソン等のスポーツイベントに参加できるように、今度もマラソンの伴走者を確保するなど、障害に配慮したイベントづくりが必要です。

今後の方針

幼児期から高齢期まで性別、障害の有無を問わず、希望するすべての市民がスポーツ活動に参画することによって人や地域の交流を促進し、地域社会の一体感や活力を醸成していきます。

⑨スポーツ活動の推進【教育総務部 スポーツ振興課】

事業（取組）内容

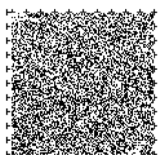
市民への生涯スポーツ・レクリエーションの普及、振興を図ることを目的としたスポーツ推進委員連絡協議会の活動を支援し、スポーツ活動の推進を図ります。

現状と課題

生涯スポーツ・レクリエーションの普及により心身ともに健康で元気な健康長寿社会の実現を目指すものであり、障害の有無を問わず、すべての市民が事業に参加できるように、定期的に研修を実施するなど、資質の向上を図っていく必要があります。

今後の方針

市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズは、ますます多様化・高度化する傾向にあり、その活動の推進を図るため、適切な知識や技能を習得し、資質の向上を図っていきます。



(2) 就労機会の確保

障害のある人が経済的に自立し、自分らしくいきいきした生活を送れるよう、より多くの就労機会の確保に向けて、支援を行います。

①障害者就労支援センターの設置【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

障害者の就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるようにするため、障害者就労支援センターを設置し、身近な地域において就労と生活の支援を総合的に行います。

現状と課題

職場訪問等企業との橋渡しを行うほか、関係機関による担当者会議を開催し連携を図っています。

障害者の法定雇用率が上がり、ますます重要性が高まっています。

障害者生活支援センターや障害者就労支援施設との連携を強化していく必要性があります。

今後の方針

障害者への継続的な支援のため、事業を継続して実施し、また、事業所等との連携を強化していきます。

②障害者施設製品の販売促進【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

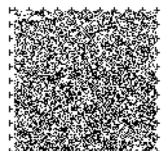
障害のある人となない人の理解と親睦を深めることを主な目的として、障害者施設製品の販売会等を実施します。

現状と課題

障害者団体、障害者通所事業所等が共同で、実行委員会形式で販売会を実施しており、市が事務局・後援として支援を行っています。

今後の方針

障害者への継続的な支援のため、事業を継続して実施し、また、事業所等との連携を強化していきます。



③工賃向上に向けた事業所への支援【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

授産製品の商品力アップ、事業所と地域企業とのつながり及び事業所の現場改善や運営について支援します。

現状と課題

市内事業所の現場改善及び販路拡大等について支援を行っています。
利用者の工賃向上に繋がっており、今後も実績等を踏まえ、必要な支援方法について検討していきます。

今後の方針

今後も事業所への支援を継続していきます。

④障害者就労施設等からの優先調達推進【健康福祉部 障害福祉課】

事業（取組）内容

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、上尾市障害者優先調達推進方針を定め、障害者就労支援施設等からの物品購入、当該施設等への業務委託等を推進します。

現状と課題

庁内各課のイベント、キャンペーン等で使用する物品等の購入、施設管理等の委託については増加傾向にあります。
優先調達の推進については、庁内各課への周知が必要となります。

今後の方針

今後も庁内各課への周知を継続していきます。

⑤市役所における障害者雇用の推進【総務部 職員課】

事業（取組）内容

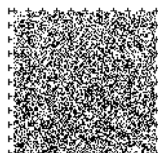
障害者の就労の機会を創出します。

現状と課題

現在、正規職員での障害者採用を実施しています。
今後は障害の種類や程度に応じたより柔軟な就労形態等の整備が求められます。

今後の方針

短時間勤務のニーズや適性を踏まえた柔軟な就労形態の整備を実現するため、正規職員に加え会計年度任用職員での障害者採用の実施を適宜検討していきます。



⑥建設工事請負等競争入札参加資格審査についての優遇策【総務部 契約検査課】

事業（取組）内容

建設工事請負等競争入札参加資格審査及び上尾市総合評価落札方式において、優遇策を実施します。

現状と課題

障害者雇用の達成状況等について、建設工事請負等競争入札参加資格審査の際、等級格付け評価の加点や上尾市総合評価落札方式による一般競争入札の評価項目において加点をしています。

今後の方針

引き続き、建設工事請負等競争入札参加資格審査及び上尾市総合評価落札方式において、優遇策を実施します。

⑦地元企業へのインターンシップの実施支援【環境経済部 商工課】

事業（取組）内容

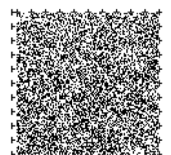
企業と学校の橋渡しを行い、インターンシップの実施を推進します。

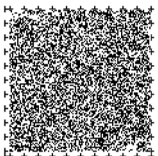
現状と課題

障害者受け入れ可能企業及び、実施人数が少ないことが課題です。

今後の方針

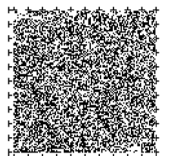
引き続き、企業への事前説明会において、障害者の受入れについての理解促進を図り、特別支援学校に積極的な周知を行うことで、インターンシップ実施人数の増加に努めます。

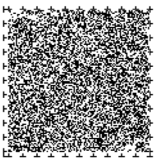




第 5 章

障害者支援事業の円滑な実施
—第7期上尾市障害福祉計画・
第3期上尾市障害児福祉計画—





第5章 障害者支援事業の円滑な実施（基本目標6）

—第7期上尾市障害福祉計画・第3期上尾市障害児福祉計画—

1 概要

(1) 趣旨

本章は、障害者総合支援法第88条第1項で定められた「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条第1項で定められた「障害児福祉計画」を「第7期上尾市障害福祉計画」、「第3期上尾市障害児福祉計画」として策定するものです。

上尾市の障害者・障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することを目的に、「第3期上尾市障害者計画」と連携して、障害者・障害児の生活を支えます。

(2) 基本的な考え方

地域共生社会の実現に向けて、国が示す障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本指針及びこれを受けた埼玉県の考え方を踏まえ、本計画では、以下7項目を基本的な考え方とします。

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

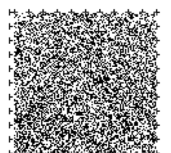
共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図るとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

②一元的な障害福祉サービスの実施

身体障害者、知的障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者であって、18歳以上の者並びに障害児を対象とする、障害福祉サービスの充実と均てん化、利用促進のための周知を図ります。

③地域生活への移行・継続、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域での一人暮らし等自立した生活を希望する人が、安心感をもって地域生活に移行又は暮らしを継続できるよう、グループホームをはじめ、必要な障害福祉サービスを受けられる地域生活支援拠点等を整備・機能強化を図るとともに、基幹相談支援センターとの効果的な連携を確保し、重度障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者を含む精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。



④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な相談を受け止め、多機関協働の中核として伴走支援を行うとともに、就労支援や居住支援等、多様な社会参加に向けた支援、交友の場や参加機会を生み出すコーディネート機能等、体制整備を進めます。

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

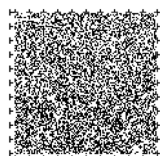
障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成に資するため、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実から、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包括（インクルージョン）を推進します。

⑥障害福祉人材の確保・定着

将来にわたり安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、専門性を高める研修、他職種間連携の推進、職員の処遇改善による職場環境の改善等に関係者と協力して取り組み、提供体制の確保と人材の確保・定着を図ります。

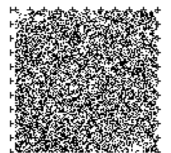
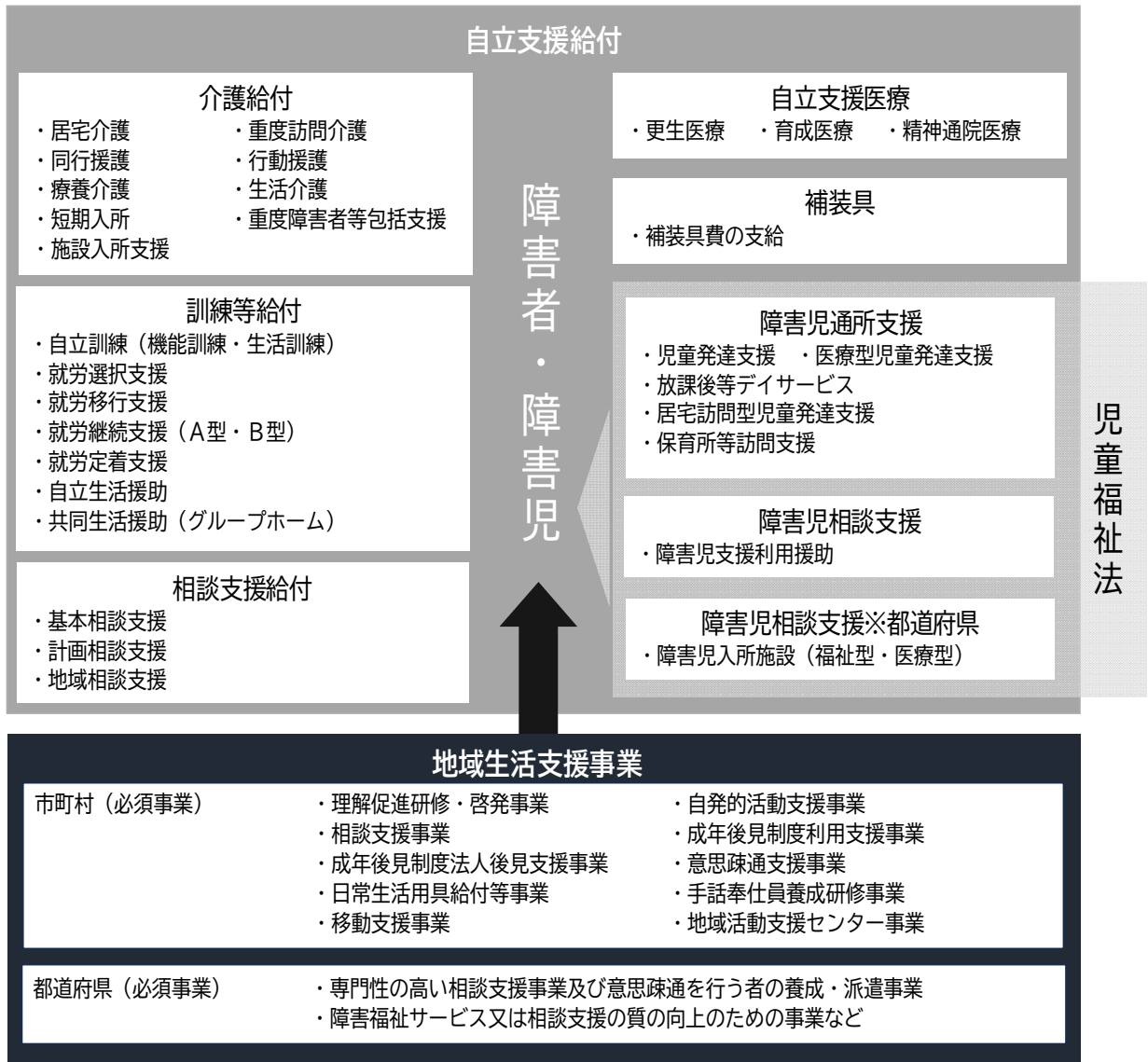
⑦障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援やICT活用を図りながら、文化芸術や文字・活字文化の享受、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指していきます。



2 障害福祉サービス等の事業体系

(1) 障害者総合支援法によるサービスの事業体系



3 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標の進捗状況

①福祉施設入所者の地域生活への移行

ア 国の基本方針

A:平成31年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

B:令和5年度末時点の施設入所者数を平成31年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

イ 目標

A:地域生活移行者数

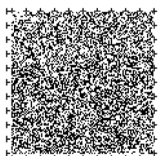
平成31年度末の施設入所者数の6%以上とします。

B:施設入所者数

埼玉県は、国の基本方針に対して、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」としています。本市では、埼玉県の考え方に従い、目標設定は行わないものとします。

ウ 進捗状況

項目		数値	考え方
平成31年度末時点での施設入所者数		181人	平成31年度末時点での施設入所者数（実績値）
地域生活移行者数	目標値	11人	上記のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標値
	実績値	0人	上記のうち令和4年度末までに地域生活へ移行する者の実績値



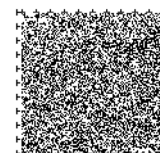
②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の基本方針

- A:市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- B:市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。
- C:市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。

イ 目標

- A:保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
令和5年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を見込みを設定します。
- B:保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
令和5年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の見込みを設定します。
- C:保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
令和5年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。



ウ 進捗状況

項目		数値	考え方
協議の場の開催数	目標値	2回	令和5年度末までの開催数の目標値
	実績値	12回	令和4年度末時点の開催数の実績値
協議の場への関係者の参加者数	目標値	20人	令和5年度末までの協議の場への関係者の参加者数の目標値
	実績値	16人	令和4年度末時点の協議の場への関係者の参加者数の実績値
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標値	有	令和5年度末までの協議の場における目標設定の有無の目標値
	実績値	有	令和4年度末時点の協議の場における目標設定の有無の実績値
	目標値	4回	令和5年度末までの協議の場における評価の実施回数目標値
	実績値	0回	令和4年度末時点の協議の場における評価の実施回数の実績値

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ア 国の基本方針

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

イ 目標

令和2年10月に桶川市及び伊奈町との圏域で共同設置した地域生活支援拠点等において、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

ウ 進捗状況

項目		数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備数	実績値	1箇所	令和4年度末時点の地域生活支援拠点等の整備数の実績値
運用状況の検証・検討回数	実績値	12回	令和4年度末時点の協議の場への関係者の参加者数の実績値



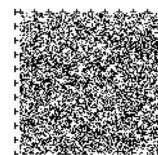
④福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の基本方針

- A:令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成31年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- B:就労移行支援事業の一般就労移行者数を平成31年度実績の1.30倍以上とすることを指すこととする。
- C:就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を平成31年度実績の1.26倍以上とすることを指すこととする。
- D:就労継続支援B型事業の一般就労移行者数を平成31年度実績の1.23倍以上とすることを指すこととする。
- E:令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- F:就労定着支援事業所のうち就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合)が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

イ 目標

- A:一般就労移行者数(就労移行支援事業等)
平成31年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とします。
- B:一般就労移行者数(就労移行支援)
平成31年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とします。
- C:一般就労移行者数(就労継続支援A型)
平成31年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上とします。
- D:一般就労移行者数(就労継続支援B型)
平成31年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とします。
- E:就労定着支援事業利用者数
令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。
- F:就労定着支援事業の就労定着率
就労定着支援事業所のうち、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合)が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。



ウ 進捗状況

A:一般就労移行者数(就労移行支援事業等)

項目		数値	考え方
平成31年度の一般就労移行者数		20人	平成31年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
令和5年度の一般就労移行者数	目標値	26人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の目標値
	実績値	11人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の見込数

B:一般就労移行者数(就労移行支援)

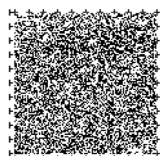
項目		数値	考え方
平成31年度の一般就労移行者数		16人	平成31年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行した者の数
令和5年度の一般就労移行者数	目標値	21人	令和5年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行した者の目標値
	実績値	7人	令和5年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の見込数

C:一般就労移行者数(就労継続支援A型)

項目		数値	考え方
平成31年度の一般就労移行者数		2人	平成31年度において就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
令和5年度の一般就労移行者数	目標値	3人	令和5年度において就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行した者の目標値
	実績値	2人	令和5年度において就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の見込数

D:一般就労移行者数(就労継続支援B型)

項目		数値	考え方
平成31年度の一般就労移行者数		2人	平成31年度において就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
令和5年度の一般就労移行者数	目標値	3人	令和5年度において就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行した者の目標値
	実績値	2人	令和5年度において就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の見込数



E:就労定着支援事業利用者数

項目		数値	考え方
令和5年度の一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	目標値	70%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合の目標値
	実績値	36%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合の見込数

F:就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

項目		数値	考え方
就労定着率が8割以上の事業所の割合	目標値	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合の目標値
	実績値	75%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合の実績値

⑤障害児支援の提供体制の整備等

ア 国の基本方針

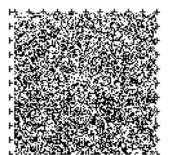
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

都道府県及び市町村は、子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な目標を障害児福祉計画において設定するものとする。



イ 目標

A:障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標

子ども子育て支援等（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業及び放課後児童健全育成事業）の利用ニーズを踏まえて、地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な目標を設定します。

ウ 進捗状況

種別	令和2年度の障害児受け入れ実績	定量的な目標（見込み）	実績値
		令和5年度	令和4年度末
保育所	63人	96人	87人
認定こども園	0人	1人	2人
幼稚園	44人	58人	50人
地域型保育事業	0人	1人	1人
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	53人	60人	60人

なお、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所並びに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、設置又は配置済みであることから目標設定は行っていません。

⑥相談支援体制の充実・強化等

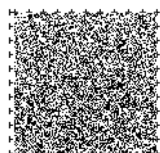
ア 国の基本方針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保することを基本とする。

A:令和5年度末までに地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

B:令和5年度末までに地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

C:令和5年度末までに地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みを設定する。



イ 目標

A:地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導件数

令和5年度までの地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数の見込みを設定します。

B:地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

令和5年度までの地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定します。

C:地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数

令和5年度までの地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数の見込みを設定します。

ウ 進捗状況

A:地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導件数

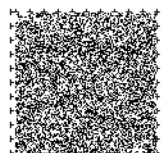
項目		数値	考え方
専門的な助言・指導件数	目標値	184件	令和5年度における地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数の目標値
	実績値	148件	令和4年度末における地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数の実績値

B:地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

項目		数値	考え方
人材育成の支援件数	目標値	20件	令和5年度における地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の目標値
	実績値	27件	令和4年度末における地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の実績値

C:地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数

項目		数値	考え方
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数	目標値	72件	令和5年度における地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数の目標値
	実績値	24件	令和4年度末における地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数の実績値



⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

ア 国の基本方針

- A:都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
- B:障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とする。
- C:障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数の見込みを設定する。

イ 目標

- A:埼玉県等が実施する研修への参加人数
埼玉県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定します。
- B:障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築
令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。
- C:障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数
令和5年度までの障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数を見込みを設定します。

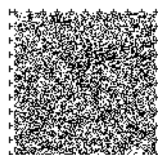
ウ 進捗状況

A:埼玉県等が実施する研修への参加人数

項目		数値	考え方
県が実施する研修への参加人数	目標値	1人	令和5年度における埼玉県等が実施する研修への参加人数の目標値
	実績値	9人	令和4年度末における埼玉県等が実施する研修への参加人数の実績値

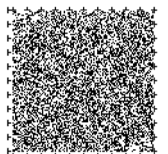
B:障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築

項目		数値	考え方
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	目標値	有	令和5年度における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無の目標値
	実績値	有	令和4年度末における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無の実績値



C:障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数

項目		数値	考え方
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数	目標値	1回	令和5年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数の目標値
	実績値	1回	令和4年度末における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数の実績値



4 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の基本方針

A:令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

B:令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする

イ 県の考え方

・地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

ウ 目標

A:地域生活移行者数

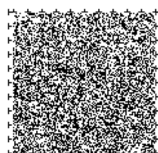
令和4年度末の施設入所者数の6%以上とします。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点での施設入所者数	181人	令和4年度末時点での施設入所者数（実績値）
【目標値】地域生活移行者数	11人	上記のうち令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標値

B:施設入所者数

埼玉県は、国の基本方針に対して、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」としています。

本市では、埼玉県の考え方に従い、目標設定は行わないものとします。



②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の基本方針

- A:市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- B:市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。
- C:市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。

イ 県の考え方

- ・国の基本指針のとおり

ウ 目標

A:保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定します。

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回	11	12	12	12	12	12

令和5年度は実績見込み

B:保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の見込みを設定します。

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場への関係者の参加者数	人	14	16	16	18	19	20

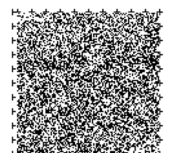
令和5年度は実績見込み

C:保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	(有・無)	有	有	有	有	有	有
	回	—	—	—	2	2	2

令和5年度は実績見込み



③地域生活支援の充実

ア 国の基本方針

- A: 令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、コーディネーターの配置、地域生活拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築とその機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、検証及び検討することを基本とする。
- B: 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

イ 県の考え方

- ・国の基本指針のとおり

ウ 目標

- A: 令和2年10月に桶川市及び伊奈町との圏域で共同設置した地域生活支援拠点等について、その機能のさらなる充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。
- B: 強度行動障害を有する者に関する状況や支援ニーズの把握、支援体制の整備について検討を行います。

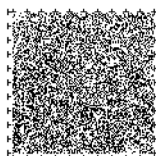
④福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の基本方針

- A: 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- B: 就労移行支援事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを目指すこととする。
- C: 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- D: 就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上とすることを目指すこととする。
- E: 就労継続支援B型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを目指すこととする。
- F: 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- G: 就労定着支援事業所のうち就労定着率(前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合)が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

イ 県の考え方

- ・国の基本指針のとおり



ウ 目標

A:一般就労移行者数(就労移行支援事業等)

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	11人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	15人	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数

B:一般就労移行者数(就労移行支援)

令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	6人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	8人	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数

C:就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労した者の割合

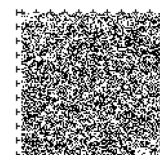
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 一般就労移行者が5割以上の事業所の割合	50%	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所

D:一般就労移行者数(就労継続支援A型)

令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	2人	令和3年度において就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	3人	令和8年度において就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数



E:一般就労移行者数(就労継続支援B型)

令和3年度の一般就労への移行実績の1.25倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	3人	令和3年度において就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	4人	令和8年度において就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数

F:就労定着支援事業利用者数

令和3年度の就労定着支援事業の利用者実績の1.41倍以上とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	44人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	63人	令和8年度において就労定着支援事業を利用する者の数

G:就労定着支援事業の就労定着率

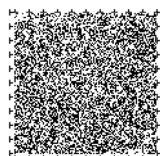
就労定着支援事業所のうち、就労定着率(前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合)が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

⑤障害児支援の提供体制の整備等

ア 国の基本方針

- A: 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- B: 令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域参加への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。
- C: 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- D: 令和8年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



イ 県の考え方

- A:国の基本指針のとおり(※「中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備」の具体例については、国に確認中)
- B:国の基本指針のとおり
- C:国の基本指針のとおり
- D:国の基本指針のとおり。なお、市町村計画には、協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置という記載だけでなく、各市町村で医療的ケア児とその家族のニーズに応えることができ、個別支援が可能となる体制を具体的に記載することが望ましい。
- E:国の基本指針のとおり(県で対応)

ウ 目標

なお、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所並びに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、設置又は配置済みであることから目標設定は行いません。

種別	設置（実施）状況	目標設置
児童発達支援センターの設置	設置済み	—
保育所等訪問支援の実施	実施済み	—
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	設置済み	—
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	設置済み	—
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	—

⑥相談支援体制の充実・強化等

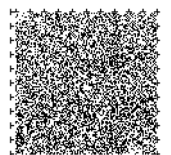
ア 国の基本方針

令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援を実施する体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を基本とする。

- A:令和8年度末までに地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- B:令和8年度末までに地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- C:令和8年度末までに地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
- D:令和8年度までの協議会による相談支援事業所の参画による事例検討実施回、参加事業者・機関数、協議会の専門部会設置数及び実施回数の見込みを設定する。

イ 県の考え方

- ・国の基本指針のとおり



ウ 目標

A:地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導件数

令和8年度までの地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数の見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 専門的な助言・指導件数	120件	130件	140件	令和6年度から令和8年度における地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数

B:地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

令和8年度までの地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 人材育成の支援件数	12件	12件	14件	令和6年度から令和8年度における地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

C:地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数

令和5年度までの地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。

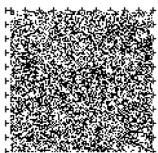
なお、総合的・専門的な相談支援については、基幹相談支援センターにより実施済みであることから目標設定は行いません。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数	12件	12件	14件	令和6年度から令和8年度における地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施件数
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	令和6年度から令和8年度における基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

D:個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善

令和8年度までの協議会による相談支援事業所の参画による事例検討実施回、参加事業者・機関数、協議会の専門部会設置数及び実施回数を見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 事例検討実施回数	10回	10回	10回	令和6年度から令和8年度における協議会による相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
参加事業者・機関数	8	8	9	令和6年度から令和8年度における協議会への参加事業者・機関数
専門部会設置数	8	8	8	令和6年度から令和8年度における協議会の専門部会設置数
専門部会の実施回数	80	80	80	令和6年度から令和8年度における協議会内の専門部会実施回数



⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

ア 国の基本方針

福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- A:都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
- B:障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とする。
- C:障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数の見込みを設定する。

イ 県の考え方

- ・国の基本指針のとおり。

ウ 目標

A:埼玉県等が実施する研修への参加人数

埼玉県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 県が実施する研修への参加人数	10人	10人	10人	令和6年度から令和8年度における埼玉県等が実施する研修への参加人数

B:障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築

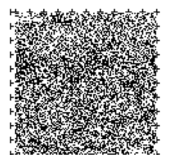
令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有	有	有	令和6年度から令和8年度における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無

C:障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数

令和8年度までの障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数を見込みを設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数	1回	1回	1回	令和6年度から令和8年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果共有の実施回数

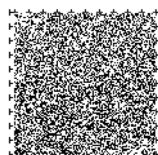


5 障害福祉サービス等の見込み量及び確保のための方策

①訪問系サービス

◆サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴や排泄、食事の介護、掃除や洗濯の援助、通院時の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上の著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援などの総合的な援助を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護等必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護、排泄・食事等の介護、その他行動する際の必要な援助を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人、並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。



◆サービス見込み量※

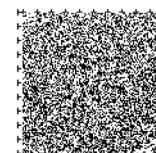
サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	3,217	3,237	3,250	3,271	3,292	3,313
	人	204	211	220	228	236	245
重度訪問介護	時間	1,701	2,002	1,900	2,155	2,444	2,772
	人	6	8	9	11	13	15
同行援護	時間	1,053	1,330	1,512	1,719	1,955	2,223
	人	46	51	52	55	58	61
行動援護	時間	301	378	367	394	423	454
	人	11	13	12	13	14	15
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	360	720
	人	0	0	0	0	1	2

※障害福祉サービス及び障害児通所支援等に関する見込み量の単位は、それぞれ以下の内容を表しています。

- | |
|---|
| ①「時間」……月間のサービス提供時間
②「人日分」…「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量
③「人日」……月間の利用人数
④「人」……平均的な1か月における利用実人数 |
|---|

■見込み量に対する考え方

実績値は増加しており、利用意向も身体、療育、精神の各手帳所持者と障害児で強いことから、利用率は一定の割合を増分として伸びると見積もり、見込み量を算出しました。



■訪問系サービスの見込み量確保のための方策

- サービス利用量の増加に対応するため、新規事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保に努めます。
- 基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携し、研修や情報交換等を通じて、サービス提供事業者の質の確保や人材確保に努めます。
- ケアマネジャー等と連携した上で、介護保険サービス利用者に対して、適切にサービスが提供されるよう努めます。
- サービス提供事業所に従事する職員の質の向上や人材確保を図るため、サービス提供事業者が「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の算定ができるよう、制度の周知や情報提供に努めます。

②日中活動系サービス

○生活介護

◆サービスの内容

常時、介護が必要な人に、昼間、障害者支援施設等において入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。

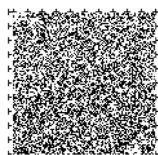
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	9,225	9,344	10,200	10,820	11,460	12,100
	人	465	479	510	541	573	605
生活介護 (うち重度障害者等)	人日分	1,978	2,461	2,660	3,180	3,720	4,260
	人	86	107	133	159	186	213

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。



○自立訓練（機能訓練）

◆サービスの内容

障害者支援施設若しくはサービス事業所または居宅において、必要なリハビリテーション、生活に関する相談及び助言等の支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	40	48	39	96	108	120
	人	5	6	7	8	9	10

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。

○自立訓練（生活訓練）

◆サービスの内容

障害者支援施設若しくはサービス事業所または居宅において、自立した日常生活のために必要な訓練、生活に関する相談及び助言等の支援を行います。

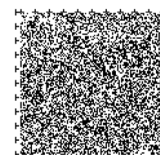
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（生活訓練）	人日分	238	268	251	323	340	357
	人	15	16	18	19	20	21
自立訓練（生活訓練） （うち精神障害者）	人日分	111	149	138	165	180	180
	人	8	10	10	11	12	12

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。



○就労選択支援

◆サービスの内容

通常の事業所に雇用されている人、就労を希望する人に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人	—	—	—	20	30	40

■見込み量に対する考え方

障害者等のニーズ、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を新たに利用する者、現に利用している者等の数を勘案して見込み量を設定しました。

○就労移行支援

◆サービスの内容

通常の事業所での雇用が可能と見込まれ、通常の事業所への就労を希望する人に、一定期間、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

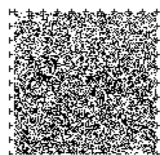
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日分	1,889	2,022	2,125	2,204	2,286	2,371
	人	109	117	130	137	145	153

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。



○就労継続支援（A型）

◆サービスの内容

通常の事業所への就労が困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動等の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日分	1,247	1,393	1,482	1,573	1,670	1,773
	人	65	73	78	84	91	98

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。

○就労継続支援（B型）

◆サービスの内容

通常の事業所での就労の継続が困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所での雇用に至らなかった人等に、生産活動等の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

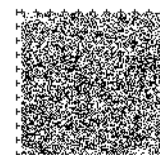
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（B型）	人日分	5,806	6,066	6,919	8,740	9,360	9,980
	人	352	377	407	437	468	499

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。



○就労定着支援

◆サービスの内容

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題の把握、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	44	44	46	49	52	55

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

○療養介護

◆サービスの内容

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間、病院において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を行います。

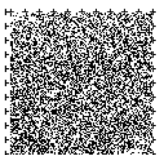
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	16	15	15	16	16	17

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。



○短期入所

◆サービスの内容

自宅で介護する人が病気等の理由で介護できないとき、障害者支援施設等に短期間入所をさせ、入浴・排泄・食事の介護等の支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日分	380	415	428	512	528	544
	人	49	53	59	64	66	68
短期入所（福祉型） （うち重度障害者等）	人日分	189	200	191	272	288	304
	人	11	13	15	17	18	19
短期入所（医療型）	人日分	30	25	29	36	42	48
	人	6	5	5	6	7	8
短期入所（医療型） （うち重度障害者等）	人日分	0	0	0	0	6	12
	人	0	0	0	0	1	2

令和5年度は実績見込み

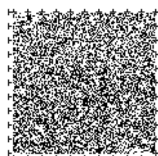
■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。



■日中活動系サービスの見込み量確保のための方策

- サービス提供体制の確保にあたっては、受け皿不足による潜在的なニーズについても考慮しつつ、新規事業者の参入を促進します。
- 重度障害者が通う生活介護事業所に対して、看護職員の加配などを目的とした運営費補助を継続します。
- 相談支援事業者やサービス提供事業者と連携し、サービスを必要とする人一人一人に十分な情報提供を行い、適切な活動場所が提供できるように努めます。
- 特別支援学校や相談支援事業者と連携し、特別支援学校の卒業生が適切な進路選択を行えるよう支援します。
- 上尾市障害者就労支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携し、サービス利用者の就労先の確保や職場定着等に関する支援体制の強化に努めます。
- 短期入所（福祉型）について、空床がなく全ての利用ニーズに対して受け入れができない状況にあります。緊急時に備えた体験（定期）利用や、介護者の不在等に伴い、緊急的に利用する場合など利用者のニーズに応じて十分なサービスが提供できるように、サービス提供体制の確保に努めます。
- 短期入所（医療型）について、医療的ケアが必要な人に対して十分なサービスが提供できるよう、病院等の関係機関との連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス提供事業所に従事する職員の質の向上や人材確保を図るため、サービス提供事業者が「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の算定ができるよう、制度の周知や情報提供に努めます。
- 予定事業者から開設に向けた相談があった場合には、埼玉県と連携し、各種サービスの開設相談に応じます。



③住居系サービス

○自立生活援助

◆サービスの内容

障害者の支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者について、居宅の定期的な訪問や随時の対応によって、地域生活の支援を実施します。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助（全体）	人	2	2	2	2	3	3
自立生活援助 （うち精神障害者）	人	2	2	1	2	2	3

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました

○共同生活援助（グループホーム）

◆サービスの内容

主に夜間において、共同生活を営む住居において、相談・入浴・排泄・食事の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。

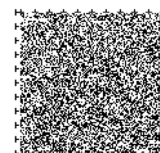
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助（全体）	人	240	268	284	301	319	339
共同生活援助 （うち重度障害者等）	人	36	49	58	68	78	88
共同生活援助 （うち精神障害者）	人	59	73	80	88	97	107

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。



○施設入所支援

◆サービスの内容

障害者支援施設に入所している人に、主に夜間において、入浴・排泄・食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	175	174	180	183	185	187

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が微増していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。

○地域生活支援拠点等

◆サービスの内容

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を備えた体制を構築し、その機能の充実に向けた検証及び検討を行います。

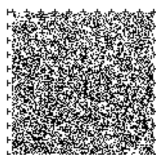
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	人	1	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	人	12	12	12	12	12	12
コーディネーター配置人数	人	—	—	—	1	1	1

令和5年度は実績見込み

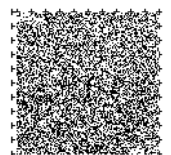
■見込み量に対する考え方

令和2年度から設置した地域生活支援拠点等について、今後も定期的な機能の検証及び検討を行うことを見据えて、見込み量を算出しました。



■居住系サービスの見込み量確保のための方策

- 施設や病院から地域生活へ移行を希望する人や、親元を離れ地域で自立した生活を送る人の住まいの場として、グループホームに対するニーズが高まっていることから、事業者への情報提供等を通じて、新規事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保に努めます。
- 施設入所支援については、入所が必要な人に適切なサービスが提供できるよう、相談支援事業者と連携し、入所待機者等に対する支援を実施します。
- 地域生活支援拠点等については、共同で整備する近隣市町、基幹相談支援センター、相談支援事業者と連携し、地域の実態に即した機能の検証及び検討を定期的に実施します。
- サービス提供事業所に従事する職員の質の向上や人材確保を図るため、サービス提供事業者が「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の算定ができるよう、制度の周知や情報提供に努めます。
- 予定事業者から開設に向けた相談があった場合には、埼玉県と連携し、各種サービスの開設相談に応じます。
- グループホームの新設を促すため、一部の社会福祉法人に制限している市街化調整区域における開発基準を全ての社会福祉法人に緩和します。



④相談支援

○計画相談支援

◆サービスの内容

障害福祉サービス等を利用する人のサービス等利用計画を作成し、支給決定、利用計画見直し（モニタリング）を実施することで、サービスの利用を支援します。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	229	229	230	241	252	264

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

○地域移行支援

◆サービスの内容

障害者支援施設や病院に入所・入院している人に、住居の確保等、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援等を行います。

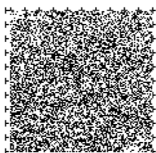
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援 (全体)	人	1	1	1	1	2	2
地域移行支援 (うち精神障害者)	人	1	1	0	1	1	2

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。



○地域定着支援

◆サービスの内容

自宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において、相談支援等を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援 (全体)	人	0	0	0	0	1	1
地域定着支援 (うち精神障害者)	人	0	0	0	0	0	1

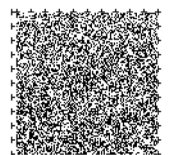
令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

継続実施事業として、見込み量を算出しました。

■相談支援のサービスの見込み量確保のための方策

- 計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成が求められている中で、相談支援専門員の不足により、セルフプランによる割合が高くなっています。基幹相談支援センターと連携し、事業者との相談対応や開設への働きかけを通じて、新規事業者の参入を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 提供体制の確保に併せて、基幹相談支援センターと連携し、既存の相談支援事業者に対する助言や指導等を実施し、相談支援専門員の質の向上に努めます。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、施設や病院から地域生活へ移行を希望する人にとって重要なサービスですが、サービス提供可能事業者が少ないため、事業者への情報提供等を通じて、新規事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保に努めます。
- 施設や病院と連携し、地域生活への移行を希望する人のニーズ把握や地域移行に関する課題の把握に努め、適切なサービスが提供できるよう支援を実施します。
- 相談支援事業所の書類作成などの手間を省くため、基幹相談支援センター等と連携し、提出書類の簡素化を検討します。
- 計画相談支援事業所に従事する相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員の研修費用の助成を検討します。
- 相談支援専門員の業務の負荷を軽減するため、相談支援のためのガイドラインを作成します。



6 地域生活支援事業の見込み量及び確保のための方策

①必須事業

○理解促進研修・啓発事業

◆サービスの内容

障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、障害者の「社会的障壁」除去のための地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ります。

◆サービス見込み量

サービス名	実績			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

継続実施事業として、引き続き実施を見込みました。

○自発的活動支援事業

◆サービスの内容

障害者等が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による、地域での自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

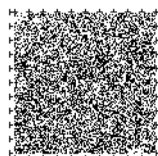
◆サービス見込み量

サービス名	実績			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

継続実施事業として、引き続き実施を見込みました。



○相談支援事業

◆サービスの内容

障害者相談支援事業	障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や、障害福祉サービスの利用等に関し必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、相談支援事業者へ指導・助言を行う専門職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	障害者が賃貸契約により一般住宅に入居するにあたり、必要な支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所数	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

継続実施事業であることを踏まえて、見込みました。

○成年後見制度利用支援事業

◆サービスの内容

成年後見制度の利用が必要と認められる障害者の権利擁護を図るため、制度の利用を支援します。

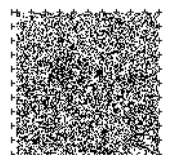
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	3	2	5	5	5	5

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。



○成年後見制度法人後見支援事業

◆サービスの内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者等の権利擁護を図ります。

◆サービス見込み量

サービス名	実績			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

継続実施事業として、引き続き実施を見込みました。

○意思疎通支援事業

◆サービスの内容

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対し、要約筆記者、手話通訳者などを派遣するとともに、公的機関に手話通訳者を配置することで、意思疎通の支援を行います。

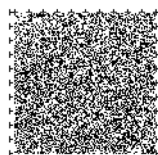
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	1,256	1,158	1,346	1,350	1,355	1,359
要約筆記者派遣事業	件	7	14	12	12	13	14
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。



●日常生活用具給付等事業

◆サービスの内容

障害者等に対し、以下の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の自立を支援し、社会参加を促進します。

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなどの身体介護を支援する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置などの入浴・食事・移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計などの在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭などの情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具などの排泄管理を支援する用具及び衛生用品
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

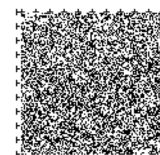
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	14	7	9	10	11	12
自立生活支援用具	件	18	24	25	27	29	31
在宅療養等支援用具	件	15	17	17	18	19	20
情報・意思疎通支援用具	件	25	31	34	36	38	40
排泄管理支援用具	件	431	519	571	628	691	760
居宅生活動作補助用具	件	7	4	5	5	6	7

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。



●手話奉仕員養成研修事業

◆サービスの内容

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の社会参加を支援し、日常生活及び社会生活を円滑にするため、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員及び手話通訳者の養成を行うための講習会を開催します。

サービス名	内容
入門編	手話の学習経験のない人を対象に「手話奉仕員養成カリキュラム」に基づき、聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要となる基本的な手話語彙及び手話表現技術を習得することを目的に行う。
基礎編	入門課程修了者、または同等の技術を習得している人を対象に、「手話奉仕員養成カリキュラム」に基づき、手話の基本文法の学習を行い、手話通訳に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得することを目的に行う。
通訳Ⅰ・Ⅱ	基礎課程修了者、または同等の技術を習得している人を対象に、「手話通訳者養成カリキュラム」に基づき、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得することを目的に行う。

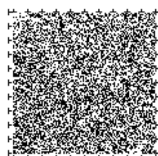
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入門編	人	12	20	21	23	25	27
基礎編	人	10	9	22	24	26	28
通訳Ⅰ・Ⅱ	人	0	5	5	5	5	5

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。



●移動支援事業

◆サービスの内容

屋外での移動が困難な障害者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用人数	96	135	133	138	143	148
	延べ利用時間	9,570	11,932	13,214	13,711	14,207	14,704

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

●地域活動支援センター

◆サービスの内容

地域で生活する障害者等について、創作的活動・生産活動の機会又は社会との交流を促進する機会を提供します。

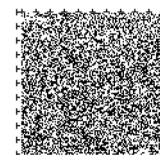
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所数	3	3	3	3	3	3
	実利用人数	228	238	298	305	319	334

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。



②任意事業

●日中一時支援事業

◆サービスの内容

日中、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するため日常的な訓練等を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用人数	50	46	47	49	51	53

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

●訪問入浴サービス事業

◆サービスの内容

他の手段では入浴が困難な障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

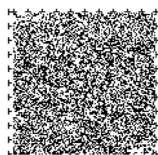
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用人数	14	13	12	13	14	14

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。



●地域移行のための安心生活支援事業

◆サービスの内容

障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援します。

◆サービス見込み量

サービス名	実績			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行のための安心生活支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

継続実施事業として、引き続き実施を見込みました。

●巡回支援専門員整備事業

◆サービスの内容

発達支援の知識や経験を有する専門職員が、幼稚園、保育所、学童等の施設を巡回し、職員に対し助言を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	実利用人数	441	488	490	490	500	500

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

●点字・声の広報等発行事業

◆サービスの内容

文字による情報入手が困難な障害者等のために、地域生活を営む上で必要な情報を提供します。

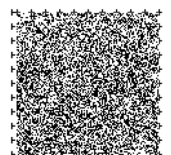
◆サービス見込み量

サービス名	実績			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

令和5年度は実績見込み

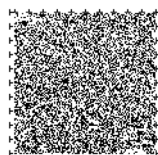
■見込み量に対する考え方

継続実施事業として、引き続き実施を見込みました。



■地域生活支援事業の見込み量確保のための方策

- 障害者に対する理解を深めるため、普及・啓発パンフレットの配布や各種イベント等を実施します。
- ピアサポートの普及・啓発について、継続実施していきます。
- 障害者やその家族からの相談に応じ、必要な支援が実施できるよう、障害者相談支援事業の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターに、相談支援機能を強化するための専門的職員を配置し、地域の相談支援体制の強化を図ります。
- 成年後見制度の利用に要する費用の負担が困難な人に対して、申立て費用や後見人等への報酬の助成を行うことにより、成年後見制度の利用支援を行います。
- 判断能力の不十分な障害者等の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用促進や後見人支援等の機能を担う中核機関の設置に向けた協議を行います。また法人後見実施団体に対する支援や市民後見人の育成等について検討していきます。
- 意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣及び手話通訳者設置事業を継続するとともに、手話通訳者の充実に努めます。
- 利用者のニーズや社会情勢等の変化を考慮し、必要に応じて日常生活用具の給付品目を追加するなど事業の更なる充実に努めます。
- 手話通訳者の確保のため、通訳者の養成講習会を実施し、人材の育成を行います。また、養成講習会の継続性・充実を図るため、広域的な実施を検討します。
- 買い物や通院など社会生活上必要不可欠となる外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の移手段として、十分なサービスが提供できるように、移動支援事業の充実に努めます。
- 創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るため、地域活動支援センターを継続するとともに、機能の充実に努めます。
- 日中一時支援事業については、障害者の日中活動への参加や家族の一時的な休息のため、十分なサービスが提供できるように、サービス提供体制の確保に努めます。
- 障害者が地域で安心して生活できるための支援体制を整備するため、相談支援事業者と連携し、緊急時に対応可能な夜間相談窓口や短期入所の空床確保などの事業を実施します。
- 発達障害児等について、幼稚園、保育園、学童保育所の施設職員を対象として、専門家による助言・指導を行い、児童の適切な発達を促すことができるよう努めます。



7 障害児通所支援等の見込み量及び確保のための方策

①児童発達支援

◆サービスの内容

日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	1,858	2,169	2,420	2,684	2,970	3,289
	人	163	199	220	244	270	299

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。

②医療型児童発達支援

◆サービスの内容

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、医療型児童発達支援センター等において児童発達支援及び治療を行います。

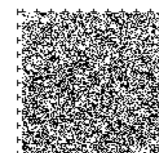
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	10	20
	人	0	0	0	0	1	2

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

継続実施事業として、見込み量を算出しました。



③放課後等デイサービス

◆サービスの内容

学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日分	4,919	5,463	6,230	6,874	7,588	8,372
	人	344	393	445	491	542	598

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。

④保育所等訪問支援

◆サービスの内容

保育所等を訪問し、障害児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的支援等を行います。

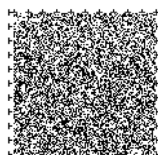
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日分	20	19	30	30	32	32
	人	13	12	15	15	16	16

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。



⑤居宅訪問型児童発達支援

◆サービスの内容

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	10	10	20
	人	0	0	0	1	1	1

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

継続実施事業として、見込み量を算出しました。

⑥障害児相談支援

◆サービスの内容

児童の心身の状況やその置かれている環境、児童又はその保護者の障害福祉サービス利用についての意向等に基づき、障害児支援利用計画の作成と利用状況の評価及び計画の見直し等を行います。

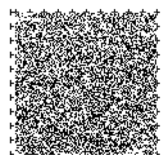
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	56	59	63	68	71	75

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。



⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

◆サービスの内容

経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアが必要な状態にある重症心身障害児・障害児等が地域で安心して暮らしていけるよう、必要な支援が適切に行えるコーディネーターを養成し、配置します。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	3	4	5	6	6	6

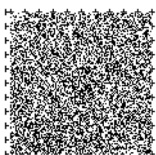
令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

実績値が増加していることから、実績の伸びの平均値を今後の伸びとして、見込み量を算出しました。

■障害児通所支援等の見込み量確保のための方策

- 障害児通所支援事業者の増加に伴い、一定のサービス提供体制は確保されていますが、今後、障害特性に応じた支援や、利用者のニーズに対応した支援が適切に実施されるよう、自立支援協議会と連携し、支援内容の適正化や質の向上に努めます。
- 相談支援事業者やサービス提供事業者と連携し、サービスを必要とする児童やその保護者に寄り添い、十分な情報提供を行うなど、適切な支援を提供できるように努めます。
- 重症心身障害児や医療的ケア児の対応が可能な事業者の新規の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保に努めます。
- 障害児相談支援については、障害児通所支援等を利用するすべての障害児に障害児支援利用計画の作成が求められている中で、相談支援専門員の不足により、セルフプランによる割合が高くなっています。基幹相談支援センターと連携し、事業者との相談対応や開設への働きかけを通じて、新規事業者の参入を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 医療的ケア児に対するコーディネーター養成研修に市職員等を派遣するほか、市内事業者に対しても医療連携体制加算等の情報提供を行い、専門的な支援ができる人材の確保に努めます。
- サービス提供事業所に従事する職員の質の向上や人材確保を図るため、サービス提供事業者が「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の算定ができるよう、制度の周知や情報提供に努めます。
- 予定事業者から開設に向けた相談があった場合には、埼玉県と連携し、各種サービスの開設相談に応じます。



8 発達障害者等に対する支援の見込み量及び確保のための方策

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施

◆サービスの内容

発達障害児の家族を対象に、発達障害への理解や適切な関わり方、その他必要な情報提供等を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人	6	6	7	8	8	8

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

②ペアレントメンターの養成

◆サービスの内容

発達障害児の子育ての経験のある親であって、その育児経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行う、ペアレントメンターの養成を行います。

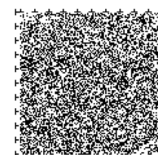
◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	1

令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。



③発達障害者等に対するピアサポート活動の支援

◆サービスの内容

発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポート活動の支援を行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	実績			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート活動への参加人数	人	24	25	18	30	32	35

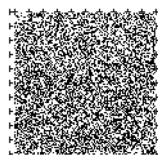
令和5年度は実績見込み

■見込み量に対する考え方

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

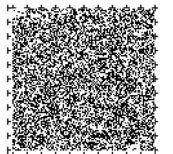
■発達障害者等に対する支援の見込み量確保のための方策

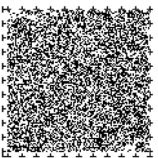
- パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の発達障害児の家族を対象とした支援講座を毎年開催し、参加人数の確保及び増加に努めます。
- 埼玉県で養成しているPARENTメンターの活用を含め、本市において、PARENTメンターの養成が行えるよう検討します。
- 毎月1回を目安に、同じ立場でお互いの悩みなどを共有し、情報交換を行うピアサポート活動を支援していきます。



第 6 章

計画の推進

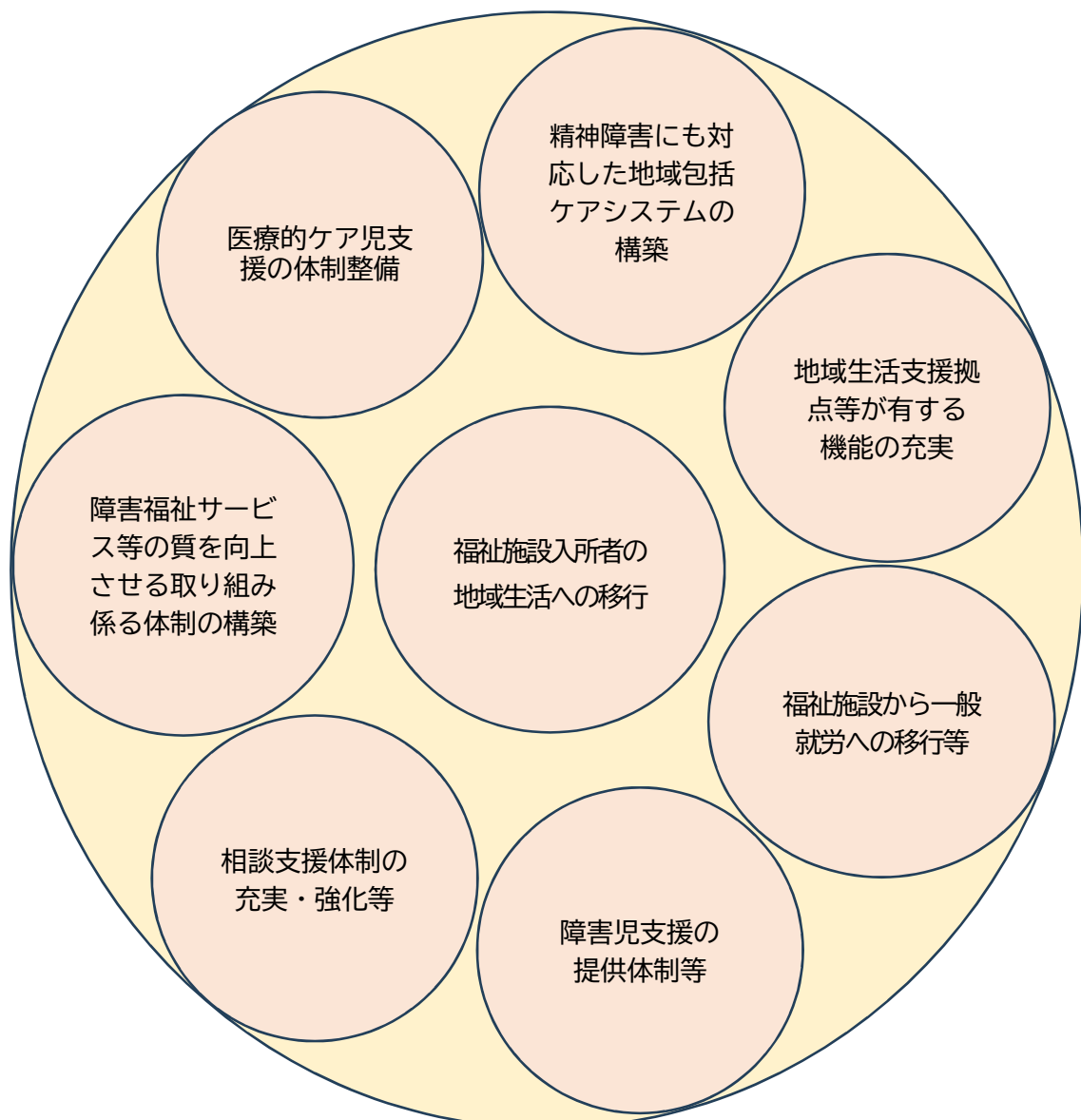
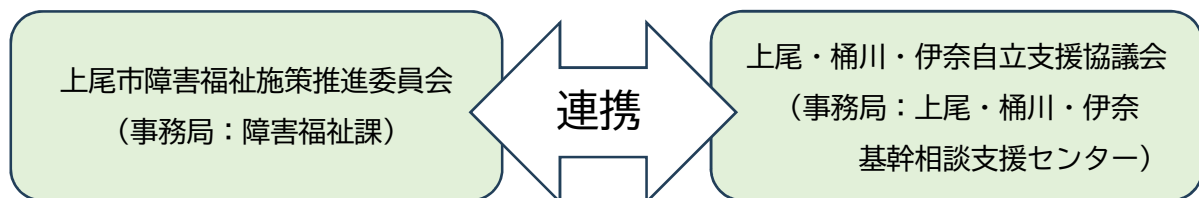




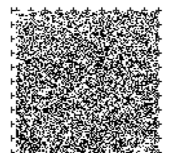
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

障害福祉課を中心に、関係各課との連携を密にし、全庁的な施策の推進に努めます。また、「上尾市障害福祉施策推進委員会」や「上尾・桶川・伊奈自立支援協議会」並びに「上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センター」との連携を図り、障害者施策の推進に努めます。



障害福祉施策の推進（上尾市）



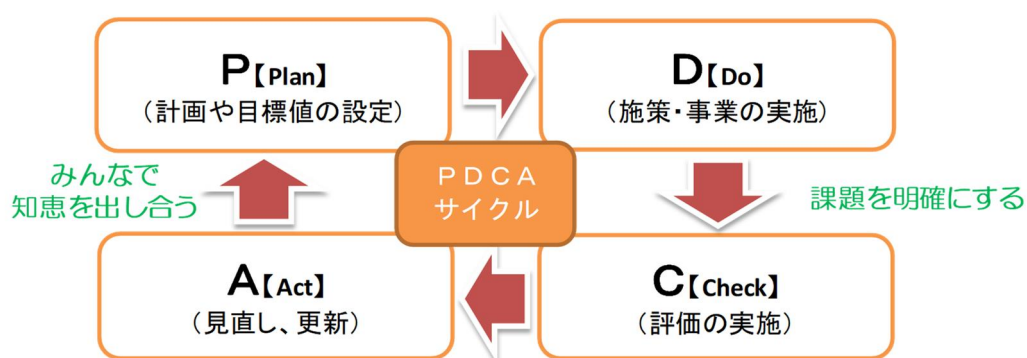
2 計画策定の進行管理

本計画では、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）】を導入し、計画の進行管理を適切に行います。

計画策定後は、各年度において、「各施策の進捗状況」及び「サービスの見込み量等の達成状況」を検証した上で評価を実施し、その結果を踏まえ、課題の整理や改善に努めます。

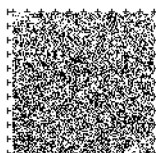
また、本計画の最終年度には、全体の総括を行い、次期計画の策定に反映させていきます。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ

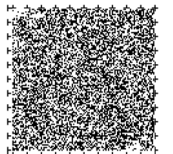


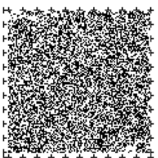
3 情報提供の充実

障害福祉行政に関する情報は、広報誌やWebサイト、その他多様な媒体を活用し、障害のある人やその家族、また、市民に対して障害の特性に合った方法での情報提供に努めます。



資料編





1 上尾市障害福祉施策推進委員会条例

上尾市障害福祉施策推進委員会条例

平成 30 年 3 月 27 日条例第 3 号

(設置等)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として上尾市障害福祉施策推進委員会(以下「委員会」という。)を置き、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の意見の聴取)

第 2 条 障害者基本法第 11 条第 6 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)の規定により、市長は、同条第 3 項に規定する障害者計画を策定するに当たっては、委員会の意見を聴かなければならない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 9 項の規定により、市長は、同条第 1 項に規定する障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 10 項の規定により、市長は、同条第 1 項に規定する障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、前条各項の規定に基づく意見の聴取を受けたときは、委員による調査審議の結果に基づいて、市長に意見を答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、障害者基本法第 36 条第 4 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事務を処理する。

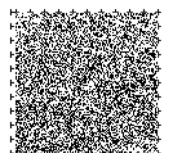
3 前 2 項に定めるもののほか、委員会は、障害福祉に関する施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する事業に従事する者及び障害者団体の代表者
- (2) 障害福祉に係る機関の職員
- (3) 学識経験のある者



(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

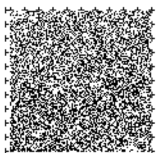
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

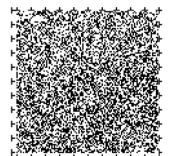
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。



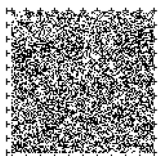
2 上尾市障害福祉施策推進委員会委員名簿

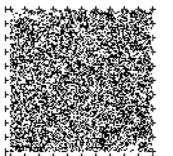
氏 名	所 属	備 考
相川 章子	聖学院大学 心理福祉学部心理福祉学科	学識経験のある者
高橋 好治	社会福祉法人 あらぐさ福祉会	障害福祉に関する事業に 従事する者及び 障害者団体の代表者
強矢 清美	社会福祉法人 上尾あゆみ会	
木全 美幸	社会福祉法人 あげお福祉会	
山口 達子	特定非営利活動法人ピュア・スマイル	
大野 奈美	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	
土井 孝次	特定非営利活動法人上尾市身体障害者福祉会	
井上 禮子	上尾市手をつなぐ親の会	
新久 光三	上尾市聴覚障害者協会	
久保田孝子	障害者（児）の生活と権利を守る上尾市民の会	
佐藤 順恒	上尾市医師会	
佐藤 公保	上尾商工会議所	
湯本 幸江	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会	
本城 文夫	上尾市ボランティア連絡会	
大塚 信彦	上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センター	
西方 俊次	上尾市社会福祉協議会	
加藤新一郎	埼玉県鴻巣保健所	
宮下 洋介	大宮公共職業安定所	
高松 亨光	上尾特別支援学校	



3 計画の策定経過

回	開催日時	主な議題
令和3年度 第1回	令和3年7月16日 午後2時00分～4時00分	○上尾市障害福祉施策委員会について ○上尾市障害者支援計画について
第2回	令和4年2月10日 午後2時00分～4時00分	○障害者手帳所持者数等の推移について ○上尾市障害者支援計画の進捗状況について ○次期上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について
令和4年度 第1回	令和4年7月25日 午後2時00分～4時00分	○障害者手帳所持者数の推移について ○上尾市障害者支援計画の進捗状況について ○次期上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について
第2回	令和4年10月6日 午後1時00分～3時00分	○次期上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について
第3回	令和5年2月17日 午後2時00分～4時00分	○上尾市障害者計画、上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査報告書について ○令和5年度上尾市障害福祉施策推進委員会開催方針について
令和5年度 第1回	令和5年7月28日 午後2時00分～4時00分	○障害者手帳所持者数等の推移について ○上尾市障害者支援計画の進捗状況について ○次期上尾市障害者支援計画について
第2回	令和5年10月20日 午後2時00分～4時00分	○次期上尾市障害者支援計画について
第3回	令和5年12月26日 午後2時00分～4時00分	○次期上尾市障害者支援計画について ○上尾市市民コメント制度による意見募集について
第4回	令和6年2月15日 午後2時00分～3時00分	○上尾市市民コメント制度による意見概要・市の考え方について ○次期上尾市障害者支援計画最終案について





上尾市障害者支援計画
【第3期 障害者計画・第7期 障害福祉計画・第3期 障害児福祉計画】

令和6年3月

発行 上尾市
編集 上尾市 健康福祉部 障害福祉課
埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
TEL 048-775-5122
FAX 048-776-8872
メール s175000@city.ageo.lg.jp

